

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置（フィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ）、フィルタ装置出口側圧力開放板、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。</p> <p>フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒子状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計とする。</p> <p>本系統は、サプレッションチェンバ及びドライウェルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サプレッションチェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドライウェル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を受けない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス（窒素）で置換した状態で待機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガス（窒素）で置換できる設計とともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を隔離する弁は直列で2個設置し、原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔離することで、悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイは停止する運用としており、原子炉格納容器が負圧とならない。仮に、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用とする。また、原子炉格</p>		<p>【女川】</p> <p>プラント型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けるが、これは50条第2項に要求される設備であり、アイスコンデンサ型格納容器を有しない泊には適用対象外

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>納容器フィルタベント系使用後において、可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納容器の過圧破損を防止するために、可搬型窒素ガス供給装置を用いて原子炉格納容器内に不活性ガス（窒素）の供給が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作設備によって人力による操作が可能な設計とする。</p> <p>遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、必要に応じて遮蔽材を設置することで、放射線防護を考慮した設計とする。また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。</p> <p>系統内に設けるフィルタ装置出口側圧力開放板は、原子炉格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置等は、原子炉建屋原子炉棟内に設置することにより、フィルタ装置等の周囲には遮蔽壁が設置されることから原子炉格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・遠隔手動弁操作設備 ・可搬型窒素ガス供給装置（9.5水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2代替電源設備） ・燃料補給設備（10.2代替電源設備） <p>本系統の流路として、原子炉格納容器調気系及び原子炉格納容器フィルタベント系の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p>		

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉圧力容器については、「5.1 原子炉圧力容器及び一次冷却材設備」に記載する。</p> <p>サブレッションチェンバについては、「5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」に記載する。</p> <p>原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）については、「5.9 原子炉補機冷却系」に記載する。</p> <p>原子炉格納容器については、「9.1 原子炉格納施設」に記載する。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置については、「9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>原子炉補機冷却設備のうち、原子炉補機冷却水設備及び原子炉補機冷却海水設備については、「5.9 原子炉補機冷却設備」に記載する。</p> <p>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「9.1 原子炉格納容器、外部遮へい及びアニュラス部」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他条文にて適合性を記載する設備について各対応手段の末尾への記載から、設計方針末尾への一括記載に変更した。

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>大容量ポンプを使用した格納容器内自然対流冷却は、大容量ポンプを水冷式のディーゼル駆動とすることで、海水ポンプ及びA、B原子炉補機冷却水ポンプを使用した格納容器内自然対流冷却に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは屋外の海水ポンプ及び制御建屋内のA、B原子炉補機冷却水ポンプと屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は屋外の海水ポンプ並びに原子炉補助建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機と屋外の離れた位置に分散して保管することで共通要因によって機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>9.3.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替循環冷却系及び原子炉格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び原子炉格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、人力により排出経路に設置される隔壁弁を操作できる設計とすることで、代替循環冷却系に対して駆動源の多様性を有する設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、原子炉建屋内の原子炉格納容器フィルタベント系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>9.5.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイと、C、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却及び可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、原理の異なる冷却及び原子炉格納容器内の減圧手段を用いることで多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、C、D一原子炉補機冷却海水ポンプ及びC、D一原子炉補機冷却水ポンプを使用した、C、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型大型送水ポンプ車を自冷式のディーゼル駆動とすることで、非常用交流電源設備からの給電により駆動するC、D一原子炉補機冷却海水ポンプ及びC、D一原子炉補機冷却水ポンプを使用した、C、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に対して多様性を有する駆動源により駆動できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、循環水ポンプ建屋、原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋から離れた屋外に分散して保管することで、循環水ポンプ建屋内のC、D一原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉建屋内のC、D一原子炉補機冷却水ポンプ及びディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【泊記載の補足】 ・9.5.2 設計方針（1）（i）の“格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器スプレイ”は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付けることから、多様性、位置的分散の記載の対象外。（大飯に（設計基準拡張）の区分はないが、多様性、位置的分散の記載対象外としているとの同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・43条の基本方針に基づき、本条の重大事故緩和設備である原子炉格納容器内へのスプレイの手段と、格納容器内自然対流冷却の手段の多様性について記載した。</p> <p>【女川】 対応手段の相違 ・女川は50条第1項に適合するための設備である“代替循環冷却系”と同第2項に適合するための設備である“原子炉格納容器フィルタベント系”的多様性を記載しているが、泊はアイスコンデンサ型格納容器ではなく第2項は適用対象外のため、第1項に適合するための設備である“可搬型大型送水ポンプ車を使用した格納容器内自然対流冷却”と“C、D一原子炉補機冷却海水ポンプ及びC、D一原子炉補機冷却水ポンプを使用した格納容器内自然対流冷却”的多様性を記載する。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・ポンプ車は外部冷却水を必要としないことを明記するため「自冷式」と記載した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・ポンプ車を使用した自然対流冷却と原子炉補機冷却水ポンプを使用した自然対流</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプの接続箇所は、接続口から地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に、複数箇所設置する設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 50条再掲</p> <p>代替格納容器スプレイ時において恒設代替低圧注水ポンプは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散について「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>熱交換器ユニットの接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置し、かつ原子炉格納容器フィルタベント系と異なる区画に設置する設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水泵車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、互いに異なる複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイに使用する代替格納容器スプレイポンプは、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</p>	<p>冷却の多様性を示すために、ディーゼル発電機との位置的分散も記載した。（伊方と同様）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・接続口の配置及び経路の相違</p>
<p>大容量ポンプの接続箇所は、接続口から地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に、複数箇所設置する設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの接続箇所は、原子炉周辺建屋の異なる面の隣接しない位置に、複数箇所設置する設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、専用の電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）から給電することにより、格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ及び恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに対して多様性を持った電源により駆動できる設計とする。</p>	<p>代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付属棟内に、残留熱除去系熱交換器及びサブレッシュンチェンバは原子炉建屋原子炉棟内に設置し、原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ装置出口側圧力開放板は原子炉建屋原子炉棟内の代替循環冷却系と異なる区画に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、流路を分離することで独立性を有する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び流路の独立性並びに位置的分散によって、代替循環冷却系と原子炉格納容器フィルタベント系は、互いに重大事故等対処設備として、可能な限りの独立性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>該当無し</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイと、C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却及び可搬型大型送水泵車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・電源設備の多様性、位置的分散の文章は女川と同様後段に記載する。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる格納容器へのスプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・43条の基本方針に基づき、本条の重大事故緩和設備である格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却の位置的分散について記載した。</p> <p>【女川】 対応手段の相違 ・女川は50条第3項への適合方針として“代替循環冷却系”と“原子炉格納容器フィルタベント系”的多様性及び可能な限りの独立性を記載しているが、泊はアイスコンデンサ型格納容器ではなく第2項は適用対象外のため、50条第3項は適用対象外。（大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイに使用する格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び格納容器スプレイ冷却器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用するA、D格納容器再循環ユニット、A、B原子炉補機冷却水ポンプ、A原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、海水ポンプ及びA、B海水ストレーナは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用する原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、海水ポンプ及び海水ストレーナは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。格納容器再循環ユニット（A及びB）は、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合には、弁操作等によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 50条より</p>	<p>9.3.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替循環冷却系は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、サブレッショングレンチバのプール水に含まれる放射性物質の系外放出を防止するため、代替循環冷却系は閉ループにて構成する設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系は、通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.5.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>C、D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に使用するC、D－原子炉補機冷却水ポンプ、C、D－原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、C、D－原子炉補機冷却海水ポンプ、C、D－原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及びC、D－原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。C、D－格納容器再循環ユニットは、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失している場合には、弁操作等によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>C、D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、通常時は原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、DB時と系統構成が同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・重大事故等対処設備である“C、D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却”に用いる設備を列挙する。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・自然対流冷却時に流路となるストレーナが相違する。 設計方針の相違 ・原子炉補機冷却水ポンプ等を使用した、C、D－格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、DBと同じ系統構成であり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様) 記載方針の相違 ・交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全、又はその喪失によって場合分けした記載としている。(伊方と類似)</p>
<p>格納容器内自然対流冷却に使用する窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>格納容器内自然対流冷却に使用する大容量ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止めによって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、大容量ポンプより供給される海水を含む系統と含まれる系統を区分するため、通常運転時には原子炉補機冷却水系と原子炉補機冷却海水系をディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用する中型ポンプ車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止めによって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 50条より</p>	<p>また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 50条再掲</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、通常時は可搬型大型送水ポンプ車を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、原子炉補機冷却設備と可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給は直接原子炉補機冷却水設備に供給するため、重大事故等対処設備としての原子炉補機冷却海水設備と原子炉補機冷却水設備の分離は要しない。 (伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。 (伊方と同様)</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は系統構成の切替えに手動弁を使用するため記載が異なるが、悪影響防止のための弁操作が可能であることは同様。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉では、代替格納容器スプレイに使用する燃料取替用水ピットと補助給水ピットを多重の弁にて分離する。</p>
<p>代替格納容器スプレイ及び中型ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 50条より</p>	<p>原子炉格納容器フィルタベント系は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系は、重大事故等時の排出経路と原子炉建屋原子炉棟換気空調系、非常用ガス処理系及び耐圧強化ベント系の他系統及び機器との間に隔離弁を直列に2個設置し、原子炉格納容器フィルタベント系使用時に確実に隔離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイは、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えの際ににおいても、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、燃料取替用水ピットと補助給水ピットとの間に隔離弁を直列に2個設置し、通常時に確実に隔離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替格納容器スプレイに使用する可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、仮設組立式水槽及び送水車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、アウトリガーによって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、車輪止めによって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		該当無し	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器スプレイとして使用する格納容器スプレイポンプは、設計基準事故時の原子炉格納容器の冷却による減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のスプレイ流量が、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要なスプレイ流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器スプレイとして使用する燃料取替用水ピットは、設計基準事故時の原子炉格納容器の冷却による減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のピット容量が、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要なピット容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>代替格納容器スプレイとして使用する燃料取替用水ピット及び復水ピットは、原子炉格納容器へのスプレイ量に対し、可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに切り替えるまでの間、十分な容量を有する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器内自然対流冷却として使用するA、D格納容器再循環ユニットは、格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水又は海水を通水させることで、格納容器内自然対流冷却の圧力損失を考慮しても原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることができる容量を有する設計とする。</p>	<p>9.3.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは、原子炉格納容器の過圧破損防止に必要となる原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイが可能な容量を有する設計とする。</p> <p>代替循環冷却系の残留熱除去系熱交換器は、設計基準事故対処設備の残留熱除去系と兼用しており、設計基準事故対処設備としての伝熱容量が、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な伝熱容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>代替循環冷却系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉補機代替冷却水系での圧力損失を考慮しても原子炉格納容器の破損を防止するために必要な伝熱容量を有する設計とする。</p>	<p>9.5.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイとして使用する格納容器スプレイポンプは、設計基準事故時の原子炉格納容器の冷却による減圧機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のスプレイ流量が、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要なスプレイ流量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイとして使用する燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内へのスプレイ量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器内自然対流冷却として使用するC、D格納容器再循環ユニットは、格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水又は海水を通水させることで、格納容器内自然対流冷却の圧力損失を考慮しても原子炉格納容器の破損を防止するために必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・SA設備を使用する状態及び使用するSA手段を記載する。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉は燃料取替用水ピット枯渇前にピットに水を補給することとしているため、「補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量」とした。(伊方と類似。ただし伊方は格納容器スプレイと代替格納容器スプレイを一文にて記載している。)</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器内自然対流冷却として使用するA, B原子炉補機冷却水ポンプ、A原子炉補機冷却水冷卻器、原子炉補機冷却水サージタンク及び海水ポンプは、設計基準事故時の原子炉補機冷却水系の機能と兼用しており、設計基準事故時の原子炉補機冷却水流量が、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な原子炉補機冷却水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、格納容器内自然対流冷却を実施する際に、原子炉補機冷却水の沸騰を防止するため原子炉補機冷却水サージタンク気相部を必要な圧力まで加圧できる容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット2本使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2本、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1本、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで3本の合計6本を保管する設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために代替格納容器スプレイとして使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合の圧力及び温度を低下させるために必要なスプレイ流量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、重大事故等時において、代替格納容器スプレイとして炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な流量を確保できる容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、可搬式代替低圧注水ポンプを駆動するために必要な容量を有するものを3号炉及</p>	<p>代替循環冷却系の残留熱除去系熱交換器は、設計基準事故対処設備の残留熱除去系と兼用しており、設計基準事故対処設備としての伝熱容量が、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な伝熱容量に對して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">比較のため、前頁の記載を再掲</p> <p>代替循環冷却系で使用する原子炉補機代替冷却水系は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉補機代替冷却水系での圧力損失を考慮しても原子炉格納容器の破損を防止するために必要な伝熱容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">比較のため、前頁を再掲</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するためにC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却として使用するC, D-原子炉補機冷却水ポンプ、C, D-原子炉補機冷却水冷卻器、原子炉補機冷却水サージタンク及びC, D-原子炉補機冷却海水ポンプは、設計基準事故時の原子炉補機冷却設備の機能と兼用しており、設計基準事故対処設備としての原子炉補機冷却水流量が、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉補機冷却水流量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するためにC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却として使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内自然対流冷却を実施する際に、原子炉補機冷却水の沸騰を防止するため原子炉補機冷却水サージタンク気相部を必要な圧力まで加圧することで、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な容量を有するものを1セット2個使用する。保有数は1セット2個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2個の合計4個を保管する。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要なスプレイ流量を有する設計とする。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> SA設備を使用する状態及び使用するSA手段を記載し、SA設備が兼用するDB時の機能を記載する。（大飯と同様） <p>【大飯】 記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映 </p> <p>【大飯】 記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> SA設備を使用する状態及び使用するSA手段を記載する。（他箇所との整合） 泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 <p>【大飯】 設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> バックアップについての43条基本方針の相違 泊3号炉では、予備を2個確保する。 </p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 <ul style="list-style-type: none"> 「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬式ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。 </p> </p></p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>び4号炉それぞれ1セット1台を使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、重大事故等時において、原子炉格納容器内へのスプレイ量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1基使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2基、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1基（3号及び4号炉共用）の合計5基を分散して保管する設計とする。</p> <p>送水車は、重大事故等時において、仮設組立式水槽への補給量に対し、海水を補給することにより水源を確保できる容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p>		該当無し	
<p>大容量ポンプは、重大事故等時において、格納容器内自然対流冷却として使用し、3号炉及び4号炉で同時使用した場合に必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>設備仕様については、表2.7-1, 2に示す。</p>	<p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水泵（タイプI）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、残留熱除去系熱交換器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット1セット1台と大容量送水泵（タイプI）1セット1台を使用する。また、大容量送水泵（タイプI）は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時には更に1セット1台を使用する。熱交換器ユニットの保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。大容量送水泵（タイプI）の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>また、原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水泵（タイプI）は、想定される重大事故等時において、代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱と燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を同時に使用するため、各系統の必要な容量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器の破損を防止するために格納容器内自然対流冷却として使用する可搬型大型送水泵車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内に発生し蓄積した熱を除去するために格納容器内自然対流冷却として使用した場合に必要なポンプ容量を有するものを1セット1台使用する。また、可搬型大型送水泵車は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時には更に1セット1台使用する。注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水泵車の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を保管する。</p> <p>また、可搬型大型送水泵車を用いた格納容器内自然対流冷却に使用する可搬型大型送水泵車は、想定される重大事故等時において、格納容器内自然対流冷却に加えて代替補機冷却及び可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視との同時使用を考慮して、各系統の必要なポンプ容量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・SA設備を使用する状態及び使用するSA手段を記載する。（他箇所との整合） 設計方針の相違 ・泊3号炉では複数号炉での同時使用はない。 ・バックアップについての43条基本方針の相違 ・泊3号炉では、予備を2台確保する。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・同時に使用する容量を確保することについての文章を49条の記載と整合させた。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器内を減圧させるため、原子炉格納容器内で発生する蒸気量に対して、原子炉格納容器フィルタベント系での圧力損失を考慮しても十分な排出流量を有する設計とする。</p> <p>フィルタ装置は3台を並列に設置し、フィルタ装置1台当たりの排出流量を同等とする設計とする。</p> <p>フィルタ装置は、想定される重大事故等時において、粒子状放射性物質に対する除去効率が99.9%以上確保できる設計とする。また、スクラバ溶液の待機時の薬物添加濃度は、想定される重大事故等時のスクラバ溶液のpH値の低下を考慮しても、無機よう素に対する除去効率が放射性よう素フィルタと組み合わせて99.8%以上確保できるpH値を維持できる設計とする。</p> <p>フィルタ装置のスクラバ溶液は、補給による水位の確保が可能な設計とし、また、フィルタ装置は3台を並列に設置し、各フィルタ装置の水位を同等にする設計とする。</p> <p>フィルタ装置の金属繊維フィルタは、想定される重大事故等時において、金属繊維フィルタに流入するエアロゾル量に対して十分な容量を有する設計とする。</p> <p>フィルタ装置の放射性よう素フィルタの銀ゼオライト吸着層は、想定される排気ガスの流量に対して、有機よう素に対する除去効率が98%以上となるために必要な排気ガス滞留時間を確保できる吸着層の厚さを有する設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口側圧力開放板は、原子炉格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよう、原子炉格納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂する設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>プラント型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けるが、これは50条第2項に要求される設備であり、アイスコンデンサ型格納容器を有しない泊には適用対象外

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>A, B 原子炉補機冷却水ポンプは、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 比較のため、次頁を再掲</p> <p>燃料取替用水ピット及び復水ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンクは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>A, D 格納容器再循環ユニットは、重大事故等時における使用条件及び原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>9.3.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替循環冷却ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>代替循環冷却系の残留熱除去系熱交換器は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替循環冷却系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室から遠隔で可能な設計とする。</p> <p>代替循環冷却系運転後における弁の操作は、配管等の周囲の線量を考慮して、中央制御室から遠隔で可能な設計とする。</p>	<p>9.5.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器は原子炉補助建屋に、燃料取替用水ピットは周辺補機棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び格納容器スプレイ冷却器は、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの代替格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器スプレイの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>C, D - 格納容器再循環ユニットは、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>General 泊3号炉と大飯3/4号炉で、各設備の設置箇所の相違はあるが、設置箇所において考慮する環境条件に対する設計方針は同一であること、手段ごとに並べ替えた記載に変更したことから、相違箇所を識別していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉では、燃料取替用水ピット、補助給水ピットに海水を補給するため、海水を通水する可能性のある機器の海水影響の考慮を記載した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉では、燃料取替用水ピット、補助給水ピットに海水を補給するため、海水を通水する可能性のある機器の海水影響の考慮を記載した。</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>A, B原子炉補機冷却水ポンプは、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>比較のため、前頁を再掲</p> <p>A原子炉補機冷却水冷却器は、重大事故等時における使用条件及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンクは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>比較のため、前頁を再掲</p> <p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>海水ポンプは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>A, B海水ストレーナは、重大事故等時における使用条件及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>A原子炉補機冷却水冷却器、海水ポンプ及びA, B海水ストレーナは、常時海水を通水するため耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>A, D格納容器再循環ユニットは、水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>C, D—原子炉補機冷却水ポンプ、C, D—原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、C, D—原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>C, D—原子炉補機冷却水ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>熱交換器ユニットの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、熱交換器ユニットの海水通水側及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>比較のため、次頁の記載を再掲</p>	<p>C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ及びC, D—原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、循環水ポンプ建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>C, D—原子炉補機冷却海水ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>C, D—原子炉補機冷却水冷却器、C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ、C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及びC, D—原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナは、常時海水を通水するため耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>C, D—格納容器再循環ユニットは、水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・自然対流冷却時に流路となるストレーナが相違する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川は可搬型設備のため“使用時に”海水を通水するが、泊は常設の海水系統であるため“常時”とする。（大飯と同様） ・“常時”海水を通水するため、43条の基本方針に基づき“海水影響を考慮”ではなく“耐食性材料を使用”とする。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・自然対流冷却時に流路となるストレーナが相違する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。また、操作が設置場所で可能となるように放射線量の低い場所を選定して設置する。</p> <p>大容量ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ及び仮設組立式水槽は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>送水車は、水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>大容量ポンプ及び送水車は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 比較のため、前頁の記載を再掲</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の熱交換器ユニットとの接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、熱交換器ユニットの海水通水側及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>代替循環冷却系運転後における配管等の周囲の線量低減のため、フラッシングが可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置、フィルタ装置出口側圧力開放板及び遠隔手動弁操作設備（操作部を除く。）は、原子炉建屋原子炉棟内に、遠隔手動弁操作設備（操作部）は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路に設置される隔離弁は、中央制御室から操作が可能な設計とする。また、排出経路に設置されるこれらの隔離弁の遠隔手動弁操作設備の操作部を原子炉建屋付属棟内へ設け、必要に応じた遮蔽の設置により、想定される重大事故等時において、離れた場所から人力で容易かつ確実に手動操作が可能な設計とする。</p> <p>フィルタ装置等は、原子炉建屋原子炉棟内に設置することによりフィルタ装置等の周囲には遮蔽壁が設置されること及び必要に応じて配管等の周囲に遮蔽体を設けることで、屋外又は原子炉建屋付属棟内で実施するスクラバ溶液の補給操作が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。</p> <p>【女川】 プラント型式の相違 ・女川は、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けるが、これは50条第2項に要求される設備であり、アイスコンデンサ型格納容器を有しない泊には適用対象外</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保 格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク及び格納容器スプレイ冷却器を使用した格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。格納容器スプレイポンプは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。 伊方3号炉 51条より</p> <p>格納容器スプレイを行う格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	<p>9.3.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>9.5.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーは、想定される重大事故等時においても、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>A, D格納容器再循環ユニット、A, B原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプを使用した格納容器内自然対流冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。A, B原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環ユニット（A及びB）、原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク及び海水ストレーナを使用した格納容器内自然対流冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。 伊方3号炉 50条より</p>	<p>代替循環冷却系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。 代替循環冷却ポンプ及び系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。また、代替循環冷却系の運転中に残留熱除去系ストレーナが閉塞した場合には、逆洗操作が可能な設計とする。</p>	<p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーの格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤により操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>C, D—格納容器再循環ユニット、C, D—原子炉補機冷却水ポンプ、C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ、C, D—原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンクを使用したC, D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。C, D—原子炉補機冷却水ポンプ及びC, D—原子炉補機冷却海水ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室での制御盤による操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）を使用した原子炉補機冷却水サージタンクへの窒素加圧を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の出口配管と窒素ガス供給配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用及び原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて</p>	<p>高圧窒素ガスポンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続することができる設計とする。 女川2号炉 46条より</p>	<p>C, D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と窒素ガス供給配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、出口配管を確実に接続することができる設計とする。原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ及び格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続す</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はない。 設計方針の相違 ・泊3号では、格納容器ガスサンプリング弁の操作にも窒素ガスポンベを使用する</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
確実に接続できるとともに、必要により窒素ボンベの交換が可能な設計とする。		能够するとともに、必要により窒素ボンベの交換が可能な設計とする。	ため、列記する設備が相違している。
	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスボンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 46条より</p>	C, D一格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・類型化区分に従い、可搬型設備について は、アクセスルートを確保することを明示した。(伊方と同様、女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。)</p>
<p>恒設代替低圧注水ポンプ、燃料取替用水ピット及び復水ピットを使用した代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。また、重大事故等時の代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えについても、電動弁操作にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。恒設代替低圧注水ポンプは、現場の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p>	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の復水移送ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 49条より</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを使用した代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイは、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。また、重大事故等時の代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えについても、弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの代替格納容器スプレイポンプは、現場の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室での制御盤による操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は系統構成の切替えに手動弁を使用するため記載が異なる。</p> <p>【設計方針の相違】 ・泊3号炉では、代替格納容器スプレイに使用する系統の分離は隔離弁を用いて分離するため、ディスタンスピースの取替え作業はない。</p>
可搬式代替低圧注水ポンプ及び仮設組立式水槽は、車両等により運搬、移動ができる設計とともに、可搬式代替低圧注水ポンプは、設置場所にてアウトリガーの設置等により固定できる設計とする。送水車、大容量ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。仮設組立式水槽は、一般的に使用される工具を用いて確実に組み立てられる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプ、仮設組立式水槽及び送水車を使用した代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。		該当無し	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。
可搬式代替低圧注水ポンプの接続箇所は、原子炉周辺建屋の異なる面の隣接しない位置に複数箇所設置する設計とする。また、接続はボルト締めフランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする。可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）の電源ケーブルの接続は、接続規格を統一することにより確実に接続できる設計			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>とする。可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプ及びA、D格納容器再循環ユニットを使用した格納容器内自然対流冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。また、切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p>	<p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>比較のため、50条を再掲</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。原子炉補機代替冷却水系の系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室での操作スイッチによる操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>熱交換器ユニットを接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却及びC、D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の系統構成に必要な弁の操作は、中央制御室での制御盤による操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、車輪止めを搭載し設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却水配管を接続する接続口については、簡単な接続とし、結合金具を用いて可搬型ホースを確実に接続することができる設計とする。また、可搬型ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水設備を経由せず、直接原子炉補機冷却水設備に供給するため、高浜のように原子炉補機冷却海水設備と原子炉補機冷却水設備を接続する際のディスタンスピースの取替えに相当する作業はない。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は前頁に同様の記載あり。 類型化区分に従い、可搬型設備については、アクセスルートを確保することを明示した。 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水供給に使用する接続口の相違 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では複数号炉での同時使用はしないため、複数号炉の記載はしない。(伊方と同様)
<p>大容量ポンプとA、B海水ストレーナプロー配管及びA海水供給母管マンホールとの接続口については、嵌合構造により可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。</p> <p>A、B海水ストレーナプロー配管フランジ及びA海水供給母管マンホールフランジは、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。大容量ポンプは、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）と熱交換器ユニットとの接続は、簡便な接続とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式を統一する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、現場において人力で弁の操作ができるよう、遠隔手動弁操作設備を設置する。</p> <p>遠隔手動弁操作設備の操作場所は、原子炉建屋付属棟内とし、必要に応じて遮蔽材を設置することで、容易かつ確実に人力による操作が可能な設計とする。</p>		

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>格納容器スプレイに使用する系統（格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び格納容器スプレイ冷却器）は、多重性のある試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。 格納容器スプレイポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>A, D格納容器内自然対流冷却に使用する系統（A, D格納容器再循環ユニット、A, B原子炉補機冷却水ポンプ、A原子炉補機冷却水冷却器、原子炉補機冷却水サージタンク、海水ポンプ及びA, B海水ストレーナ）は、独立して機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、海水を含む原子炉補機冷却海水系と、海水を含まない原子炉補機冷却水系とを個別に通水確認及び漏えいの確認ができる系統設計とする。</p> <p>A, D格納容器再循環ユニットは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</p>	<p>9.3.3 主要設備及び仕様 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様を第9.3-1表に示す。</p> <p>9.3.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替循環冷却系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、代替循環冷却ポンプ及び残留熱除去系熱交換器は、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.5.3 主要設備及び仕様 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要仕様を第9.5.1表に示す。</p> <p>9.5.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの格納容器スプレイポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの格納容器スプレイ冷却器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、フランジを設けるとともに、非破壊検査が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイの燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中にほう素濃度及び有効水量の確認が可能な設計とする。</p> <p>C, D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>C, D—格納容器再循環ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・格納容器スプレイ冷却器の非破壊検査は伝熱管検査に限定されるものではなく、非破壊検査の種別を特定せず設計とした。(他条との整合)</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・燃料取替用水ピットはピット構造のため、ピット内部への入口は扉（アクセスドア）を設けている。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・泊3号炉では、重大事故等時に原子炉補機冷却海水設備と原子炉補機冷却水設備の接続はないため、原子炉補機冷却海水設備と原子炉補機冷却水設備を個別に通水確認及び漏えい確認するととの記載は該当しない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・格納容器再循環ユニットは粗フィルタを取り外すため、差圧確認は不要となる。(伊方と同様)</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>A, B原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>A原子炉補機冷却水冷却器及び原子炉補機冷却水サージタンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>A原子炉補機冷却水冷却器は、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>A, B海水ストレーナは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、ポンネットを取り外すことができる設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用する窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）は、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ラインへ窒素供給することにより機能・性能の確認が可能な設計とする。ポンベは規定圧力が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用する系統（A, D格納容器再循環ユニット、大容量ポンプ、A原子炉補機冷却水冷却器及びA, B海水ストレーナ）は、試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイに使用する系統（恒設代替低圧注水ポンプ、燃料取替用水ピット及び復水ピット）は、運転中に試験系統を用いて独立して機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。</p> <p>試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、放射性物質を含む系統と、含まない系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、分解が可能な設計とする。</p>	<p>また、原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニットの淡水ポンプ及び熱交換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の大容量送水ポンプ（タイプI）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニットの淡水ポンプ及び熱交換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解又は取替えが可能な設計とする。 女川2号炉 50条を再掲</p>	<p>また、C, D—原子炉補機冷却水ポンプ、C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ及びC, D—原子炉補機冷却水冷却器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉補機冷却水サージタンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、C, D—原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及びC, D—原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、ポンネットを取り外すことができる設計とする。</p> <p>格納容器内自然対流冷却に使用する原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベは、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ラインへ窒素供給することにより機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。ポンベは規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D—格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイは、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイのうち試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、放射性物質を含む系統と、含まない系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉の原子炉補機冷却水冷却器はブレード型熱交換器であり、分解が可能。非破壊検査装置を設置する構造ではない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・自然対流冷却時に流路となるストレーナが相違する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・他記載と整合させ、「漏えい」の確認も記載した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>復水ピットは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、発電用原子炉の停止中に排出経路の隔離弁の開閉動作及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は、発電用原子炉の停止中に内部構造物の外観の確認が可能な設計とする。また、放射性よう素フィルタは、発電用原子炉の停止中に内部に設置されている銀ゼオライト試験片を用いた性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口側圧力開放板は、発電用原子炉の停止中に取替えが可能な設計とする。</p>		<p>燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピットは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。</p> <p>補助給水ピットは、有効水量が確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット、補助給水ピットはピット構造のため、ピット内部への入口は扉（アクセスドア）を設けている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他条と整合させ、補助給水ピットの有効水量の確認についても記載した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替格納容器スプレイに使用する系統（可搬式代替低圧注水泵、送水車、電源車（可搬式代替低圧注水泵用）及び仮設組立式水槽）は、機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水泵用）は、可搬式代替低圧注水泵1台を駆動できることの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水泵、送水車及び電源車（可搬式代替低圧注水泵用）は、分解が可能な設計とする。さらに、送水車及び電源車（可搬式代替低圧注水泵用）は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、組立て及び水張りが可能な設計とする。</p>		該当無し	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
<p>表2.7-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。 <p>記載方針説明</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプ</p> <table border="1"> <tr><td>型式</td><td>うず巻式</td></tr> <tr><td>台数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約1,200m³/h (1台当たり)</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>2.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>150°C</td></tr> <tr><td>揚程</td><td>約175m</td></tr> <tr><td>本体材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(2) 燃料取替用水ピット (3号炉)</p> <table border="1"> <tr><td>型式</td><td>ライニング槽（取水部掘込み付き）</td></tr> <tr><td>基數</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約2,900m³</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>大気圧</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>95°C</td></tr> <tr><td>ほう素濃度</td><td>2,800ppm 以上</td></tr> <tr><td>ライニング材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>設置高さ</td><td>E.L.+18.5m</td></tr> <tr><td>距離</td><td>約50m (炉心より)</td></tr> </table> <p>(4号炉)</p> <table border="1"> <tr><td>型式</td><td>ライニング槽（取水部掘込み付き）</td></tr> <tr><td>基數</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約2,100 m³</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>大気圧</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>95°C</td></tr> <tr><td>ほう素濃度</td><td>2,800ppm 以上</td></tr> <tr><td>ライニング材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>設置高さ</td><td>E.L.+18.5m</td></tr> <tr><td>距離</td><td>約50m (炉心より)</td></tr> </table>	型式	うず巻式	台数	2	容量	約1,200m ³ /h (1台当たり)	最高使用圧力	2.7MPa[gage]	最高使用温度	150°C	揚程	約175m	本体材料	ステンレス鋼	型式	ライニング槽（取水部掘込み付き）	基數	1	容量	約2,900m ³	最高使用圧力	大気圧	最高使用温度	95°C	ほう素濃度	2,800ppm 以上	ライニング材料	ステンレス鋼	設置高さ	E.L.+18.5m	距離	約50m (炉心より)	型式	ライニング槽（取水部掘込み付き）	基數	1	容量	約2,100 m ³	最高使用圧力	大気圧	最高使用温度	95°C	ほう素濃度	2,800ppm 以上	ライニング材料	ステンレス鋼	設置高さ	E.L.+18.5m	距離	約50m (炉心より)	<p>第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 代替循環冷却系</p> <p>a. 代替循環冷却ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 <table border="1"> <tr><td>台数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約150m³/h</td></tr> </table> <p>全揚程 約80m</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレー</p> <p>a. 格納容器スプレイポンプ 第9.2.2表 原子炉格納容器スプレイ設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 燃料取替用水ピット 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	台数	1	容量	約150m ³ /h	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。
型式	うず巻式																																																							
台数	2																																																							
容量	約1,200m ³ /h (1台当たり)																																																							
最高使用圧力	2.7MPa[gage]																																																							
最高使用温度	150°C																																																							
揚程	約175m																																																							
本体材料	ステンレス鋼																																																							
型式	ライニング槽（取水部掘込み付き）																																																							
基數	1																																																							
容量	約2,900m ³																																																							
最高使用圧力	大気圧																																																							
最高使用温度	95°C																																																							
ほう素濃度	2,800ppm 以上																																																							
ライニング材料	ステンレス鋼																																																							
設置高さ	E.L.+18.5m																																																							
距離	約50m (炉心より)																																																							
型式	ライニング槽（取水部掘込み付き）																																																							
基數	1																																																							
容量	約2,100 m ³																																																							
最高使用圧力	大気圧																																																							
最高使用温度	95°C																																																							
ほう素濃度	2,800ppm 以上																																																							
ライニング材料	ステンレス鋼																																																							
設置高さ	E.L.+18.5m																																																							
距離	約50m (炉心より)																																																							
台数	1																																																							
容量	約150m ³ /h																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(3) 格納容器スプレイ冷却器</p> <table> <tr><td>型 式</td><td>横置U字管式</td></tr> <tr><td>基 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>伝 热 容 量</td><td>約23MW (1基当たり)</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td></td></tr> <tr><td>管 側</td><td>2.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>胴 側</td><td>1.4MPa[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td></td></tr> <tr><td>管 側</td><td>150°C</td></tr> <tr><td>胴 側</td><td>95°C</td></tr> <tr><td>材 料</td><td></td></tr> <tr><td>管 側</td><td>ステンレス鋼</td></tr> <tr><td>胴 側</td><td>炭素鋼</td></tr> </table>	型 式	横置U字管式	基 数	2	伝 热 容 量	約23MW (1基当たり)	最高使用圧力		管 側	2.7MPa[gage]	胴 側	1.4MPa[gage]	最高使用温度		管 側	150°C	胴 側	95°C	材 料		管 側	ステンレス鋼	胴 側	炭素鋼	<p>b. 残留熱除去系熱交換器 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 <p>基 数 1 伝熱容量 約8.8MW</p> <p>c. 熱交換器ユニット 第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 大容量送水ポンプ (タイプI) 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>c. 格納容器スプレイ冷却器 第9.2.2表 原子炉格納容器スプレイ設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	
型 式	横置U字管式																										
基 数	2																										
伝 热 容 量	約23MW (1基当たり)																										
最高使用圧力																											
管 側	2.7MPa[gage]																										
胴 側	1.4MPa[gage]																										
最高使用温度																											
管 側	150°C																										
胴 側	95°C																										
材 料																											
管 側	ステンレス鋼																										
胴 側	炭素鋼																										
<p>(4) 格納容器再循環ユニット</p> <table> <tr><td>型 式</td><td>原子炉補機冷却水冷却コイル内蔵型</td></tr> <tr><td>基 数</td><td>2 (格納容器内自然対流冷却時A, D号機使用)</td></tr> <tr><td>伝 热 容 量</td><td>約13.0MW (1基当たり)</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td></td></tr> <tr><td>管 側</td><td>175°C</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td></td></tr> <tr><td>管 側</td><td>1.4MPa[gage]</td></tr> </table>	型 式	原子炉補機冷却水冷却コイル内蔵型	基 数	2 (格納容器内自然対流冷却時A, D号機使用)	伝 热 容 量	約13.0MW (1基当たり)	最高使用温度		管 側	175°C	最高使用圧力		管 側	1.4MPa[gage]		<p>(2) C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>a. 格納容器再循環ユニット 第9.4.1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p>											
型 式	原子炉補機冷却水冷却コイル内蔵型																										
基 数	2 (格納容器内自然対流冷却時A, D号機使用)																										
伝 热 容 量	約13.0MW (1基当たり)																										
最高使用温度																											
管 側	175°C																										
最高使用圧力																											
管 側	1.4MPa[gage]																										
<p>(5) 原子炉補機冷却水ポンプ</p> <table> <tr><td>型 式</td><td>うず巻式</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>2 (格納容器内自然対流冷却時A, B号機使用)</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約1,700m³/h (1台当たり)</td></tr> <tr><td>揚 程</td><td>約55m</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>1.4MPa[gage]</td></tr> <tr><td>最高使用温度</td><td>175°C</td></tr> <tr><td>本 体 材 料</td><td>炭素鋼</td></tr> </table>	型 式	うず巻式	台 数	2 (格納容器内自然対流冷却時A, B号機使用)	容 量	約1,700m³/h (1台当たり)	揚 程	約55m	最高使用圧力	1.4MPa[gage]	最高使用温度	175°C	本 体 材 料	炭素鋼		<p>b. 原子炉補機冷却水ポンプ 第5.9.2.1表 原子炉補機冷却水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>											
型 式	うず巻式																										
台 数	2 (格納容器内自然対流冷却時A, B号機使用)																										
容 量	約1,700m³/h (1台当たり)																										
揚 程	約55m																										
最高使用圧力	1.4MPa[gage]																										
最高使用温度	175°C																										
本 体 材 料	炭素鋼																										

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(6) 原子炉補機冷却水冷却器 型式 横置直管式 基数 1 (格納容器内自然対流冷却時▲号機使用) 伝熱容量 約19.2MW 最高使用温度 管側 50°C 脊側 175°C 最高使用圧力 管側 0.7MPa[gage] 脊側 1.4MPa[gage] 材料 管側 アルミプラス 脊側 炭素鋼		c. 原子炉補機冷却水冷却器 第5.9.2.1表 原子炉補機冷却水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(7) 原子炉補機冷却水サージタンク 型式 横置円筒型 基数 1 容量 約8m³ 通常水容量 約4 m³ 最高使用圧力 0.34MPa[gage] 最高使用温度 95°C 材料 炭素鋼		d. 原子炉補機冷却水サージタンク 第5.9.2.1表 原子炉補機冷却水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	
(1) 窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用） 種類 鋼製容器 本数 2 (予備1) 容量 約7Nm³ (1本当たり) 最高使用圧力 14.7MPa [gage] 供給圧力 約0.1MPa [gage] (供給後圧力)		e. 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ 第9.4.1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。	
(8) 海水ポンプ 型式 斜流式 台数 3 容量 約5,300m³/h (1台当たり) 揚程 約48m 本体材料 ステンレス鋼		f. 原子炉補機冷却海水ポンプ 第5.9.2.2表 原子炉補機冷却海水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) 海水ストレーナ</p> <p>型 式 たて置円筒形 基 数 2 (格納容器内自然対流冷却時A, B号機使用) 最高使用圧力 1.2MPa [gage] 最高使用温度 50°C 材 料 炭素鋼</p>		<p>g. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ 第5.9.2.2表 原子炉補機冷却海水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>h. 原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ 第5.9.2.2表 原子炉補機冷却海水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>a. 代替格納容器スプレイポンプ 第9.4.1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 燃料取替用水ピット 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>c. 機助給水ピット 第5.11.2.2表 給水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然対流冷却時に流路となるストレーナが相違する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。
<p>(10) 恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>型 式 うず巻式 台 数 1 容 量 約150m³/h 揚 程 約150m 本 体 材 料 ステンレス鋼</p>			
<p>(11) 復水ピット</p> <p>型 式 炭素鋼内張りプール形 基 数 1 容 量 約1,200m³ ライニング材料 炭素鋼 設 置 高 さ E. L. +26.0m 距 離 約50m (炉心より)</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(2) 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 うず巻式 台数 2^{※1} (予備1^{※1}) 容積 約1,800m³/h (1台当たり) 吐出圧力 約1.2MPa[gage]</p> <p>※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器フィルタメント系</p> <p>a. フィルタ装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <table> <tr> <td>個数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>系統設計流量</td> <td>約10.0kg/s</td> </tr> <tr> <td>放射性物質除去効率</td> <td>99.9%以上 (粒子状放射性物質に対して) 99.8%以上 (無機よう素に対して) 98 %以上 (有機よう素に対して)</td> </tr> </table> <p>材料</p> <table> <tr> <td>スクラバ溶液</td> <td>[REDACTED] (pH13以上)</td> </tr> <tr> <td>金属繊維フィルタ</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>放射性よう素フィルタ</td> <td>銀ゼオライト</td> </tr> </table> <p>b. フィルタ装置出口側圧力開放板</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <table> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設定破裂圧力</td> <td>約100kPa[gage]</td> </tr> </table> <p>c. 遠隔手動弁操作設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 <table> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>d. 可搬型窒素ガス供給装置</p> <p>第9.5-1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>[REDACTED] 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	個数	3	系統設計流量	約10.0kg/s	放射性物質除去効率	99.9%以上 (粒子状放射性物質に対して) 99.8%以上 (無機よう素に対して) 98 %以上 (有機よう素に対して)	スクラバ溶液	[REDACTED] (pH13以上)	金属繊維フィルタ	ステンレス鋼	放射性よう素フィルタ	銀ゼオライト	個数	1	設定破裂圧力	約100kPa[gage]	個数	4	<p>(4) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>a. 格納容器再循環ユニット</p> <p>第9.4.1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映 女川の構成に合わせて手段毎に記載する。
個数	3																				
系統設計流量	約10.0kg/s																				
放射性物質除去効率	99.9%以上 (粒子状放射性物質に対して) 99.8%以上 (無機よう素に対して) 98 %以上 (有機よう素に対して)																				
スクラバ溶液	[REDACTED] (pH13以上)																				
金属繊維フィルタ	ステンレス鋼																				
放射性よう素フィルタ	銀ゼオライト																				
個数	1																				
設定破裂圧力	約100kPa[gage]																				
個数	4																				

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

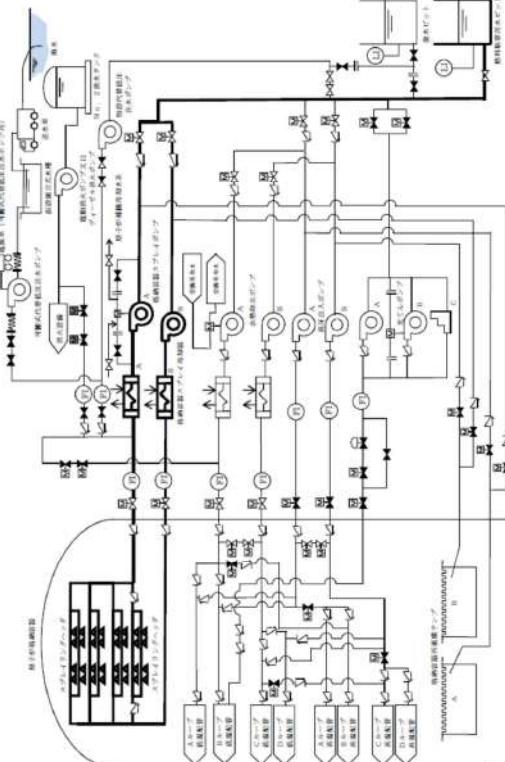
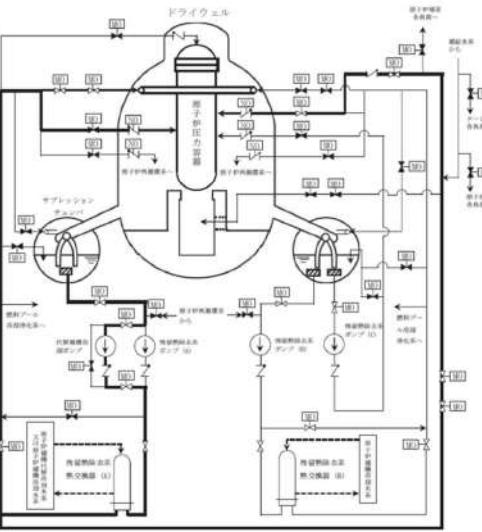
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.7-2 可搬型重大事故等対処設備仕様			
(1) 窒素ポンベ (原子炉補機冷却水サージタンク加用)			
種類 鋼製容器 本数 2 (予備1) 容量 約7Nm ³ (1本当たり) 最高使用圧力 14.7MPa [gage] 供給圧力 約0.1MPa [gage] (供給後圧力)			【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載するため、(常設)と(可搬型)の表を分割しない構成としている。
(2) 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用)			
型式 うず巻式 台数 2 ^{*1} (予備1 ^{*1}) 容量 約1,800m ³ /h (1台当たり) 吐出圧力 約1.2MPa [gage]			
※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能。			
(3) 可搬式代替低圧注水ポンプ			【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。
型式 うず巻式 台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約150m ³ /h (1台当たり) 揚程 約150m			
(4) 電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)			
台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約610kVA (1台当たり)			
(5) 仮設組立式水槽			
型式 組立式水槽 基数 2 (3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約12m ³ (1基当たり) 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 40°C			
(6) 送水車			
型式 高圧2段バランスターピンポンプ 台数 2 (3号及び4号炉共用の予備1) 容量 約300m ³ /h (1台当たり) 吐出圧力 約1.3MPa [gage]			

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

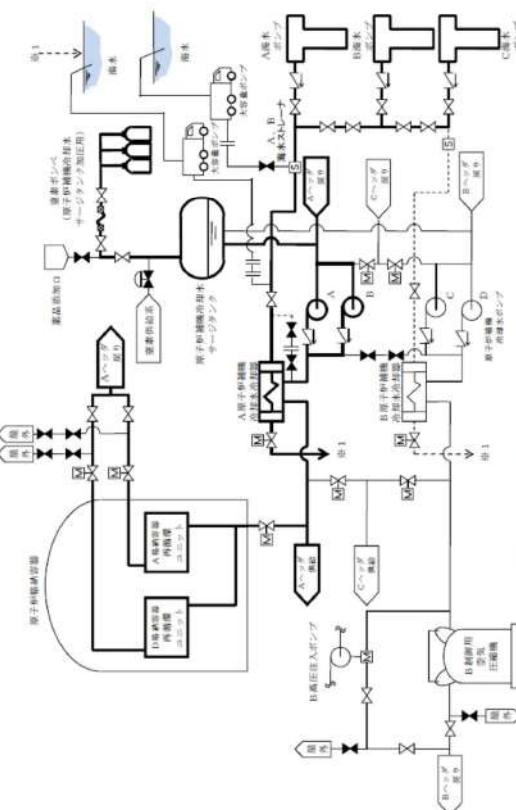
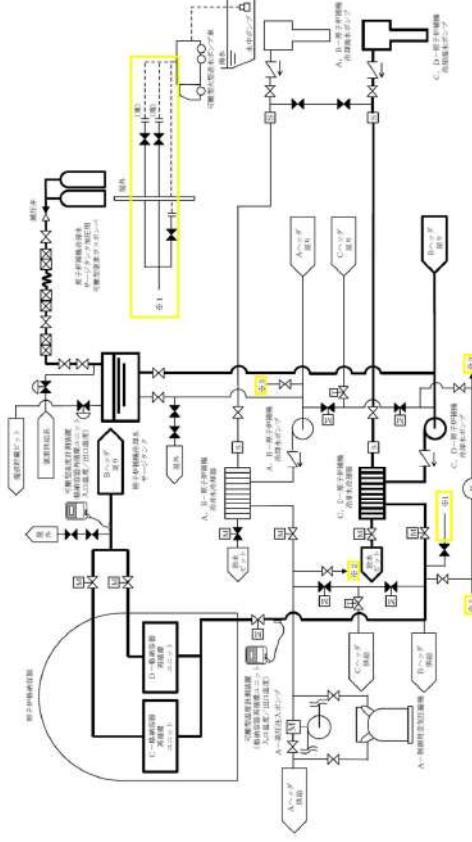
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9.5.1図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 概略系統図(1)</p>	 <p>第9.3-1図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備系統概要図(代替循環冷却系による原子炉格納容器の減圧及び除熱)</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 • 泊3号炉では格納容器スプレイポンプによる格納容器内へのスプレーを重大事故等対処設備（設計基準拡張）と整理したことから、49条の後段「9.2 原子炉格納容器スプレイ設備」に記載している。</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

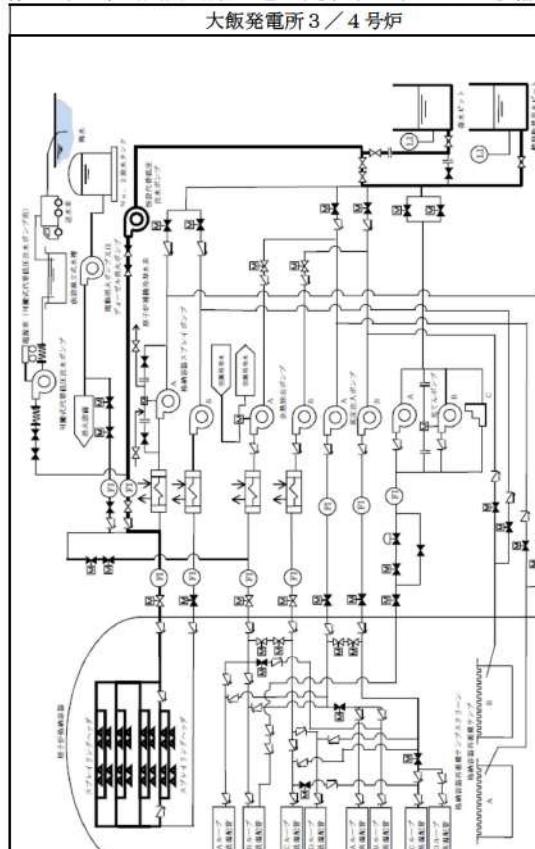
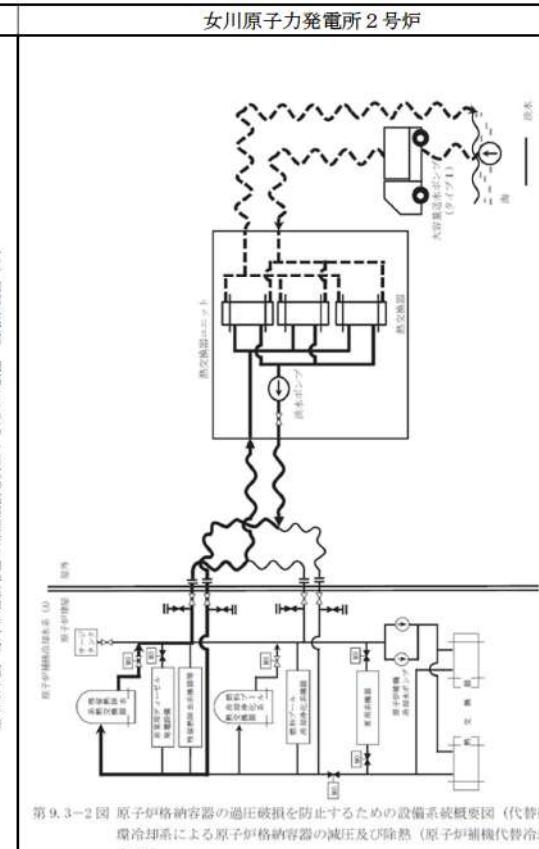
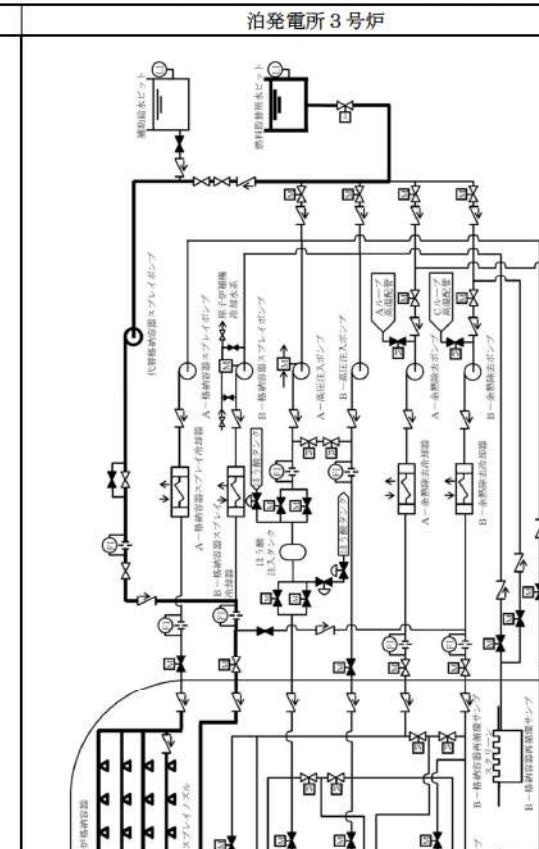
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9.5.2図 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備 概略系統図(2)</p>		 <p>第9.5.1図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 系統概要図(1) C, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p>	<p>(海水ポンプの数は相違するが、格納容器内自然対流冷却の系統概要図として相違なし)</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

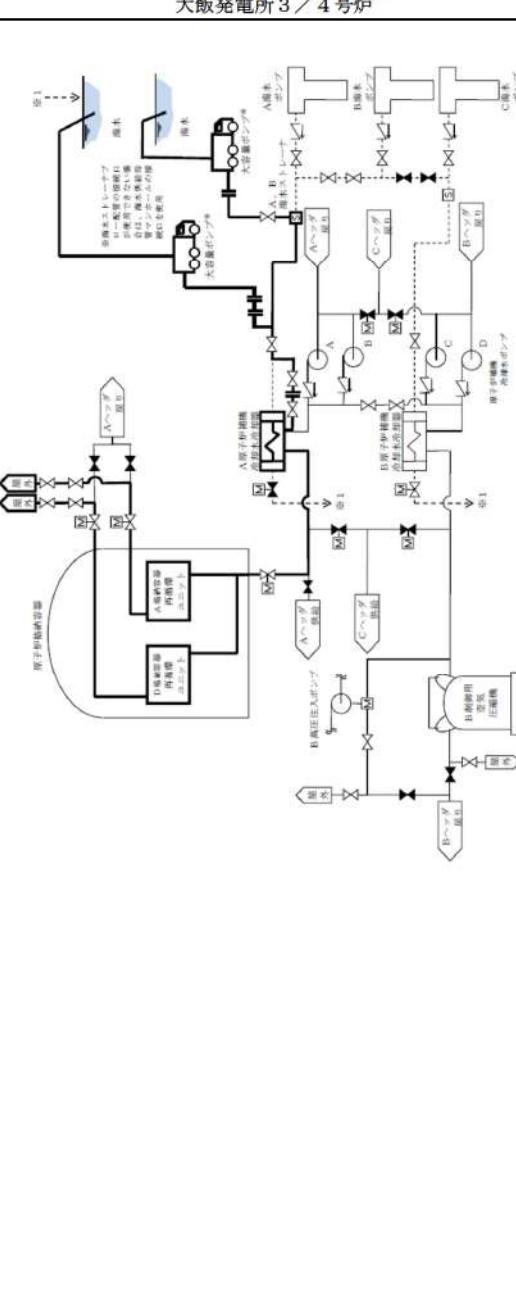
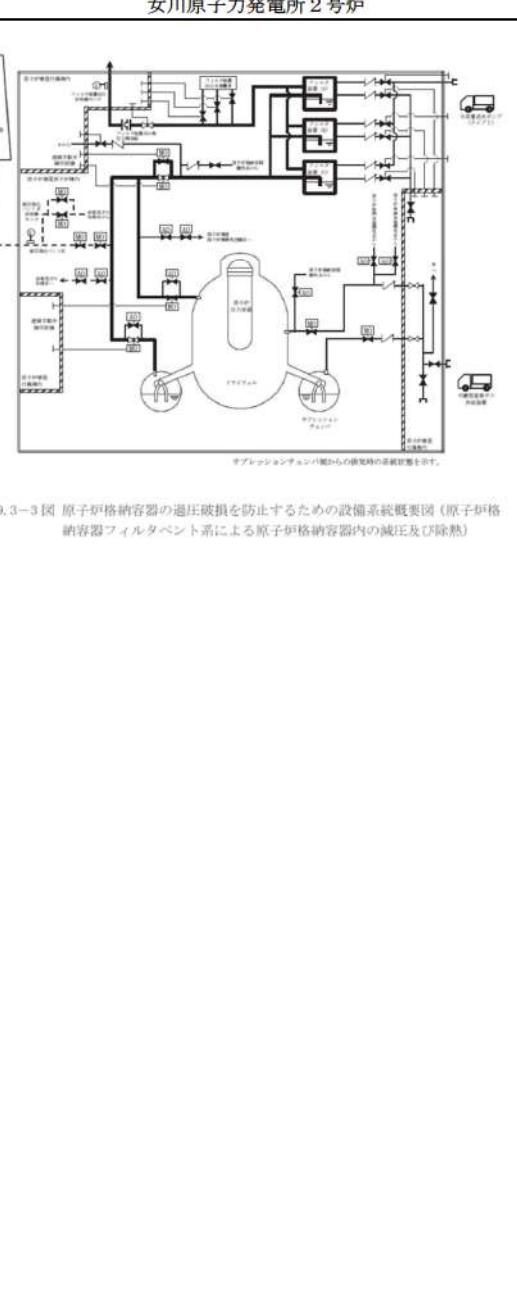
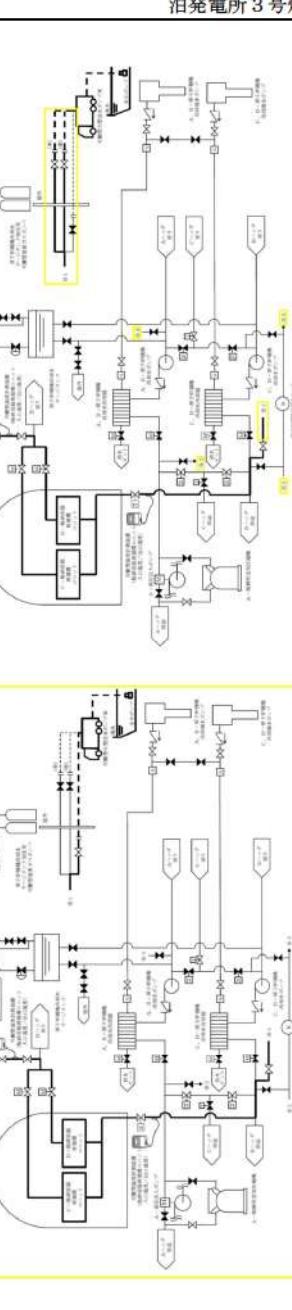
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第9.5-3図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 概略系統図(3)	 第9.3-2図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備系統概要図(代替循環冷却系による原子炉格納容器の減圧及び除熱(原子炉抽換代替冷却水系))	 第9.5-2図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 系統概要図(2) 代替格納容器ブレイブ(原子炉格納容器ヘ)のブレイブ	<p>(代替格納容器ブレイブの系統概要図として相違なし)</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

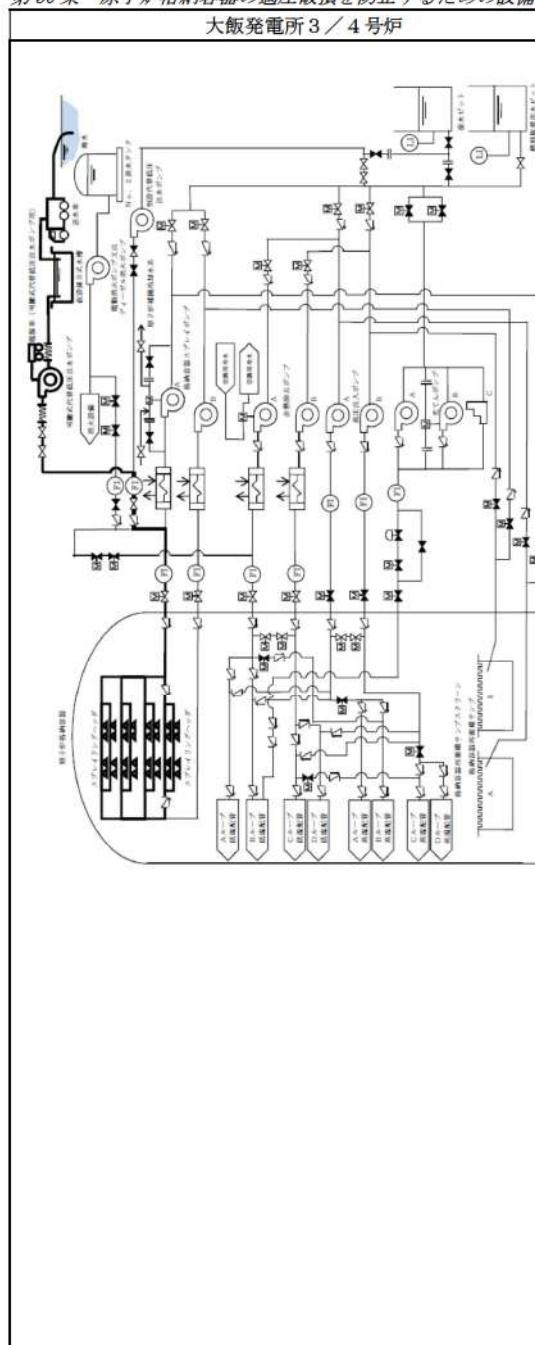
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9.5.5図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備概要図(5)</p>	 <p>第9.3-3図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備系統概要図(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)</p>	 <p>第9.5.3図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備概要図(3) 可燃性ガス捕集器の吐出管側に止まるための設備 第9.5.4図 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 開閉装置大容量ポンプ系と並んで、O-形密封圈内側ヨコ二輪開閉装置を用いたC-D-格納容器側面ニットによる格納容器内の過圧を防ぐ場合</p>	<p>設計方針の相違【差異④】 ・ポンプ車接続口の相違</p>

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第9.5.4図 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備 離散系統図(4)			<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・「設計方針」の差異理由に記載したとおり、泊3号炉では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは自主対策設備としていることから、本条での記載対象外。</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>3.7.1 設置許可基準規則第50条への適合方針</p> <p>(1) 代替循環冷却系の設置(設置許可基準規則解釈の第1項 a))</p> <p>(2) 原子炉格納容器フィルタベント系の設置(設置許可基準規則解釈の第2項、第3項 a), b))</p> <p>(3) 原子炉格納容器フィルタベント系と代替循環冷却系の多様性及び可能な限りの独立性、位置的分散の確保(設置許可基準規則解釈の第4項)</p> <p>(4) 自主対策設備の整備(原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)</p> <p>(i) 原子炉格納容器 pH調整系の設置</p> <p>(ii) 原子炉格納容器フィルタベント系薬液補給装置の設置</p> <p>(iii) 原子炉格納容器フィルタベント系排水設備の設置</p>	<p>2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>2.7.1 設置許可基準規則第50条への適合方針</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（設置許可基準規則本文の第1項）</p> <p>(2) 格納容器内自然対流冷却（設置許可基準規則解釈の第1項 a))</p> <p>(3) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ（設置許可基準規則本文の第1項）</p> <p>(4) 原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備と原子炉格納容器加圧防止機能との多様性、独立性及び位置的分散（設置許可基準規則解釈の第4項）</p> <p>(5) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(ii) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(iii) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(iv) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(v) B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>(vi) ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.7.2.1 代替循環冷却系</p> <p>3.7.2.1.1 設備概要</p> <p>3.7.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>3.7.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.7.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.7.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.7.2.2 格納容器内自然対流冷却</p> <p>3.7.2.2.1 設備概要</p> <p>3.7.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 格納容器再循環ユニット</p> <p>(2) 原子炉補機冷却水ポンプ</p> <p>(3) 原子炉補機冷却水冷却器</p> <p>(4) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>(5) 原子炉補機冷却水サージタンク</p> <p>(6) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>(7) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>3.7.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.7.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.7.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p> <p>3.7.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>3.7.2.2 原子炉格納容器フィルタベント系</p> <p>3.7.2.2.1 設備概要</p> <p>3.7.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>3.7.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.7.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p> <p>2.7.2.2.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>2.7.2.3 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ</p> <p>2.7.2.3.1 設備概要</p> <p>2.7.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替格納容器スプレイポンプ</p> <p>2.7.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.7.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>2.7.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（添付資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.7.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p> <p>3.7.2.2.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>3.7.2.3 原子炉格納容器フィルタベント系と代替循環冷却系の多様性及び可能な限りの独立性、位置的分散</p> <p>3.7.3 その他設備</p> <p>3.7.3.1 原子炉格納容器 pH調整系</p> <p>3.7.3.1.1 設備概要</p> <p>3.7.3.1.2 他設備への悪影響について</p>		

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA51-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を 冷却するための設備【51条】

令和5年7月
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記4件
 - ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】
 - ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】
 - ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】
 - ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。【全般】
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 編集上の差異

【差異A】 大飯では、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替格納容器スプレイと、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時に用いる代替格納容器スプレイをまとめて記載しているが、泊では技術的能力1.8における整理と同様に、別手段として記載している。

記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。

【差異B】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；非常用交流電源設備・・・については「10.2 代替電源設備」に記載する。）について、大飯では対応手段毎の文章末尾に記載していたが、泊では9.6.1 適合方針の末尾に一括して記載した。

（伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 9.4.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。）

大飯発電所3／4号炉

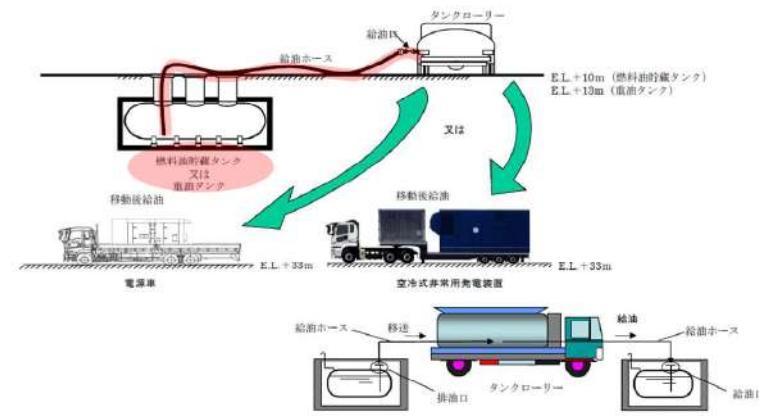
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型)タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。(美浜3号と同様)



大飯3／4号炉 搭機駆動用燃料の汲み上げ

大飯3／4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

- ・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
上記以外の設備
: 軽油を使用
- ・重油の保管方法
: 重油燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・燃料の汲み上げ方法
: タンクローリーの直接汲み上げ

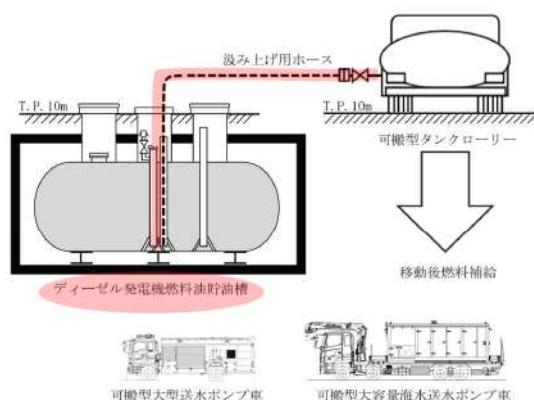
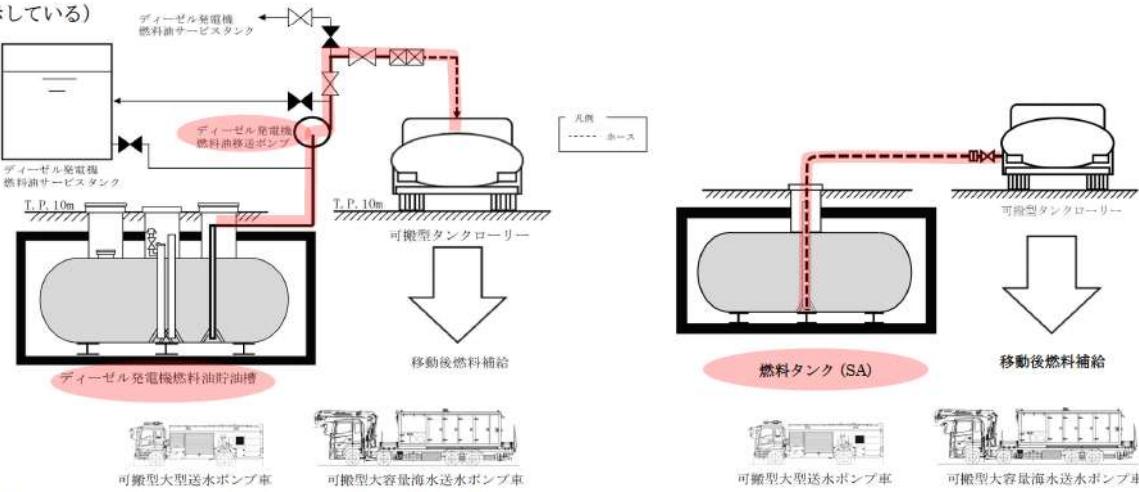
泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

- ・燃料を必要とするSA設備
: 軽油を使用
- ・軽油の保管方法
: ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)
- ・燃料の汲み上げ方法
: タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ

燃料補給に使用する設備は、泊は各代替電源設備の構成設備に含まれ各条SA手段の構成設備として個別に記載しておらず、大飯は各条SA手段の構成設備として記載していることから、大飯記載欄にのみ赤字識別を行っている。

(57条系統概要図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)

泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(直接汲み上げ時)泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)

泊3号炉 燃料タンク (SA) から各設備への補給

(57条系統概要図から引用)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-3) 名称は違うが同等の設備			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉		
恒設代替低圧注水ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ		
復水ピット	補助給水ピット		
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)		
タンクローリー	可搬型タンクローリー		
代替所内電気設備変圧器	代替所内電気設備 (代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤) (常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備も同様に 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を含む)		

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】</p> <p>2.8.1 適合方針</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却することで、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制すること及び溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する。</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備として以下の原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイ）を設ける。</p>	<p>3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】</p> <p>9.4 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>9.4.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却することで、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する。</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の系統概要図を第9.4-1図から第9.4-12図に示す。</p> <p>9.4.2 設計方針</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止できるよう、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための設備として、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）及び代替循環冷却系を設ける。</p>	<p>2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】</p> <p>9.6 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>9.6.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>また、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却することで、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止する。</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の系統概要図を第9.6.1図及び第9.6.2図に示す。</p> <p>9.6.2 設計方針</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止できるよう、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するための設備として、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を設ける。</p>	<p>女川2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容は、灰色ハッキングとする。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では常設設備で対応するため、可搬設備の保管はしない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器下部注水設備（格納容器スプレイ）として、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット 	<p>(1) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に用いる設備</p> <p>a. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）を使用する。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、復水移送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁（直流）は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ・復水貯蔵タンク（5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） 	<p>(1) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に用いる設備</p> <p>(i) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に用いる設備</p> <p>a. 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を使用する。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、格納容器スプレイポンプにより、燃料取替用水ピットの水を格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水を原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアを経て、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入させることで、原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティにあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>系統構成に必要な電動弁（交流）は、非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却設備から供給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。(以降同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・交流動力電源が健全である場合として記載しているため、格納容器スプレイポンプが非常用交流電源設備より給電できることは、他の使用する設備として挙げることにより表現している。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、格納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載する。</p>	<p>本系統の流路として、補給水系及び高圧炉心スプレイ系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>本系統の流路として、原子炉格納容器スプレイ設備を構成する格納容器スプレイ冷却器、スプレイリング、スプレイノズル、配管及び弁並びに非常用炉心冷却設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備、原子炉補機冷却設備、非常用取水設備の貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 重大事故等対処設備として使用する設計基準対処設備について、位置づけを明確化した記載としている。（以降同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉格納容器スプレイ設備の燃料取替用水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置より代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置 (2.14 電源設備【57条】) ・代替所内電気設備変圧器 (2.14 電源設備【57条】) ・燃料油貯蔵タンク (2.14 電源設備【57条】) ・重油タンク (2.14 電源設備【57条】) ・タンクローリー (3号及び4号炉共用) (2.14 電源設備【57条】) 	<p>a. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対応設備として、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）を使用する。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、復水移送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁（直流）は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ ・復水貯蔵タンク (5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備) ・常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) 	<p>b. 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対応設備として、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、代替格納容器スプレイポンプ、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット、給水設備の補助給水ピット、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、代替格納容器スプレイポンプにより、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットの水を格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水を原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアを経て、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入させることで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティにあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁（交流）は、非常用交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・本項は交流動力電源が健全な場合を記載しており、泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプは、非常用交流電源設備からも給電する手順を整備している。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプは、非常用交流電源設備からも給電する手順を整備しており、フロント系故障時でも代替電源を使用する大飯の給電設備と相違している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載する。</p>	<p>本系統の流路として、補給水系及び高圧炉心スプレイ系の配管及び弁並びに燃料プール補給水系の弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 51条再掲</p>	<p>本系統の流路として、原子炉格納容器スプレイ設備のスプレーリング、スプレイノズル、配管及び弁並びに非常用炉心冷却設備及び2次冷却設備のうち補助給水設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプは、非常用交流電源設備からも給電する手順を整備しており、フロント系故障時でも代替電源を使用する大飯の給電設備と相違している。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器下部注水設備（代替格納容器スプレイ）として、恒設代替低圧注水ポンプ、原子炉格納容器スプレイ設備の燃料取替用水ピット及び給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置より代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプ ・燃料取替用水ピット ・復水ピット ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・代替所内電気設備変圧器（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p style="text-align: right;">大飯3／4号炉 51条再掲</p>	<p>b. 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）を使用する。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）は、代替循環冷却ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、代替循環冷却ポンプにより、サブレッショングレンチバのプール水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替循環冷却ポンプ ・サブレッショングレンチバ（5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） 	<p>(ii) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能喪失時に用いる設備</p> <p>a. 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を使用する。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、代替格納容器スプレイポンプ、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピット、給水設備の補助給水ピット、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、代替格納容器スプレイポンプにより、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットの水を格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水を原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアを経て、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入させることで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティにあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプは、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁（交流）は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水ピット ・補助給水ピット ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） 	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源等が健全な場合は、(1) 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に用いる設備にて記載する。

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載する。</p> <p style="text-align: center;">大飯3／4号炉 51条再掲</p>	<p>本系統の流路として、補給水系の配管及び弁、残留熱除去系の熱交換器、配管、弁及びストレーナを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>c. 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）を使用する。 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、大容量送水ポンプ（タイプI）、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、大容量送水ポンプ（タイプI）により、代替淡水源の水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、代替淡水源が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水ポンプ（タイプI）により海を利用できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。燃料は、燃料補給設備である軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリーにより補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2代替電源設備） ・燃料補給設備（10.2代替電源設備） <p>本系統の流路として、補給水系の配管及び弁並びにホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>本系統の流路として、原子炉格納容器スプレイ設備のスプレイリング、スプレイノズル、配管及び弁並びに非常用炉心冷却設備及び2次冷却設備のうち補助給水設備の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では常設設備で原子炉格納容器下部への注水を行うことで、基準適合させることから可搬型設備について記載しない。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）を使用する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）は、復水移送ポンプ、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>e. 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）を使用する。</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）は、大容量送水泵（タイプI）、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、大容量送水泵（タイプI）により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイ管からドライウェル内にスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「9.2 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」に記載する。</p> <p>f. 代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、代替循環冷却系を使用する。</p> <p>代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系熱交換器、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、代替循環冷却ポンプによりサプレッションチャンバーのブール水を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系を経由して原子炉格納容器内へスプレイし、スプレイした水がドライウェル床面に溜まり、原子炉格納容器下部開口部を経由して原子炉格納容器下部へ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>本系統の詳細については、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。</p>		

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止に用いる設備</p> <p>a. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）を使用する。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。</p> <p>本系統の詳細については、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>b. 低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、低圧代替注水系（可搬型）を使用する。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。</p> <p>本系統の詳細については、「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>c. 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、高圧代替注水系を使用する。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。</p> <p>本系統の詳細については、「5.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>d. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、代替循環冷却系を使用する。なお、この場合は、ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入と並行して行う。</p>	<p>(2) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止に用いる設備</p> <p>a. 炉心注水（高圧注入ポンプ）又は炉心注水（余熱除去ポンプ）による原子炉容器への注水 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、炉心注水（高圧注入ポンプ）又は炉心注水（余熱除去ポンプ）を使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>b. 炉心注水（充てんポンプ）による原子炉容器への注水 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、炉心注水（充てんポンプ）を使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>c. 代替炉心注水（B一格納容器スプレイポンプ）による原子炉容器への注水 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、代替炉心注水（B一格納容器スプレイポンプ）を使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>d. 代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）による原子炉容器への注水 交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映として、「炉心注水及び代替炉心注水」としてまとめた記載をそれぞれ分割して記載することとした。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本系統の詳細については、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。</p> <p>e. ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入 炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を使用する。なお、この場合は、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系及び高圧代替注水系のいずれかによる原子炉圧力容器への注水と並行して行う。 本系統の詳細については、「6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を末臨界にするための設備」に記載する。</p>	<p>使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>e. 代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）による原子炉容器への注水 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）を使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p> <p>f. 代替炉心注水（B一充てんポンプ（自己冷却））による原子炉容器への注水 全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合に原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するための重大事故等対処設備として、代替炉心注水（B一充てんポンプ（自己冷却））を使用する。</p> <p>本設備の詳細については「5.6 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」に記載する。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>復水貯蔵タンク及びサブレッショングレンチについて、 「5.7 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」に記載する。</p> <p>原子炉格納容器については、「9.1 原子炉格納施設」に記載する。 非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>原子炉補機冷却設備については、「5.9 原子炉補機冷却設備」に記載する。 原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「9.1 原子炉格納容器、外部遮へい及びアニユラス部」に記載する。 非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。 非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・DB設備をそのままSA設備として使用する設備の多様性、位置的分散を考慮しない理由を詳細に記載した。 記載方針の相違【差異B】 ・本条にて基準適合性を記載せず他条で記載及びDB設備をそのまま使用する設備については、各対応手段の末尾への記載から、適合方針末尾への一括記載に変更した。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを使用した原子炉格納容器下部注水は、空冷式非常用発電装置からの独立した電源供給ラインから給電することにより、格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水とは互いに多様性を持った電源により駆動できる設計とする。</p>	<p>9.4.2.1 多重性又は多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）を空冷式のディーゼルエンジンによる駆動することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系は、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電による電動機駆動とし、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）を空冷式のディーゼルエンジンによる駆動することで、多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）並びに原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用所内電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電に対して、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の復水移送ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電とし、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系の代替循環冷却ポンプを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電することで、多様性を有する設計とする。</p>	<p>9.6.2.1 多重性又は多様性及び独立性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替格納容器スプレイポンプを常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備からの給電とし、格納容器スプレイポンプを非常用交流電源設備からの給電とすることで多様性を有する設計とする。</p>	<p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違のみの場合は識別していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・条文解釈で要求のある項目を記載することとした 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では常設設備で原子炉格納容器下部への注水を行うことで、基準適合させることから可搬型設備を配備していないため、常設設備と可搬型設備の多様性について記載しない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川2号炉では重大事故等対処設備の電源が設計基準事故対処設備の電源に対して重大事故等対処設備の電源から給電することで多様性を確保しているが、泊3号炉では設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）としても使用することから、設計基準事故対処設備に対する多様性ではなく、重大事故等対処設備同士の電源が多様であることを記載した。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源として、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水に対して異なる水源を持つ設計とする。格納容器スプレイポンプは、系統として多重性を持つ設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉周辺建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる区画に設置し、復水ピットは原子炉周辺建屋内の燃料取替用水ピットと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の電動弁（交流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とし、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系の電動弁（交流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び代替循環冷却系の電動弁（交流）は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の電動弁（直流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）は代替淡水源を水源として、復水貯蔵タンクを水源とする原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）並びにサプレッションチャンバを水源とする原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）及び代替循環冷却系に対して、異なる水源を有する設計とする。</p> <p>復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内、代替循環冷却ポンプは原子炉建屋付属棟内に設置し、大容量送水ポンプ（タイプI）は原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）は代替所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の電動弁（交流）は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源として、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水に対して異なる水源を持つ設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプは、原子炉補助建屋内の格納容器スプレイポンプと異なる周辺補機棟内に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>補助給水ピットは、周辺補機棟内の燃料取替用水ピットと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では常設代替交流電源設備から非常用母線へ給電することから電路の独立性について記載しない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では直流電源で駆動する電動弁はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・格納容器スプレイポンプの電源の多重性と系統の多重性を2段落下にまとめて記載した。(伊方と同様)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では常設設備で原子炉格納容器下部への注水を行うことで、基準適合させることから可搬型設備について記載しない。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>格納容器スプレイポンプは、多重性を持ったディーゼル発電機から給電できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水において恒設代替低圧注水ポンプは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備と格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備は、系統の多様性及び位置的分散により、原子炉周辺建屋内の恒設代替低圧注水ポンプ出口配管と格納容器スプレイ配管との合流点から原子炉格納容器内のスプレイリングまでの配管を除いて互いに独立性を持つ設計とする。</p> <p>連通穴を含む格納容器スプレイノズルから原子炉下部キャビティへの流入経路は、原子炉格納容器内に様々な経路を設けることで、多重性を持つ設計とする。</p>	<p>搬型)の電動弁は、代替所内電気設備を経由して給電する系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替循環冷却系に使用する原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ(タイプI)の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によつて、原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系並びに原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプは、多重性を持ったディーゼル発電機から給電でき、系統として多重性を持つ設計とする。 伊方3号炉 51条より</p> <p>電源設備の多様性又は多様性及び独立性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備と格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器下部注水設備は、燃料取替用水タンクを水源とする場合は燃料取替用水タンク出口配管の分岐点から格納容器スプレイ配管との合流点まで、補助給水タンクを水源とする場合は補助給水タンクから格納容器スプレイ配管との合流点まで互いに、共通要因によって同時に機能を損なわないよう独立性を有し、位置的分散を図った設計とする。 伊方3号炉 51条より</p>	<p>これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によつて、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプは、多重性を持った非常用交流電源設備から給電でき、系統として多重性を持つ設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水において代替格納容器スプレイポンプは、非常用交流電源設備に対して多様性を持った常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多重性又は多様性及び独立性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水と格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、系統の多様性及び位置的分散により、燃料取替用水ピットを水源とする場合は燃料取替用水ピット出口配管との分岐点から格納容器スプレイ配管との合流点まで、補助給水ピットを水源とする場合は補助給水ピットから格納容器スプレイ配管との合流点まで互いに独立性を持つ設計とする。</p> <p>連通管及び小扉を含む格納容器スプレイノズルから原子炉下部キャビティへの流入経路は、原子炉格納容器内に様々な経路を設けることで、多重性を持つ設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・燃料取替用水ピットを水源とする場合と補助給水ピットを水源とする場合で、配管の独立範囲が相違するため、場合分けした。(伊方と同様)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイに使用する格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び格納容器スプレイ冷却器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイに使用する恒設代替低圧注水ポンプ、燃料取替用水ピット及び復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えの際においても、他の設備に悪影響を及ぼさないよう、中央制御室での電動弁操作により系統構成が可能な設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水ピットと復水ピットをディスタンスピースで分離する設計とする。</p>	<p>9.4.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイに使用する格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク及び格納容器スプレイ冷却器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 51条より</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、通常時は大容量送水ポンプ（タイプI）を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.6.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、通常時は弁により他の系統と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水を行う系統構成への切替えの際においても、他の設備に悪影響を及ぼさないよう、弁操作等により系統構成が可能な設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、燃料取替用水ピットと補助給水ピットとの間に隔離弁を直列に2個設置し、通常時に確実に隔離することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、DB時と系統構成が同じであり、SA機能を確立するために特別な操作を行わない。（伊方と同様）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は系統構成の切替えに手動弁を使用するため記載が異なる。 設計方針の相違 ・泊3号炉では、代替格納容器スプレイに使用する燃料取替用水ピットと補助給水ピットの分離を直列に設置した2個の隔離弁にて分離する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。（女川、伊方と同様）</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.8.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。	9.4.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、設計基準対象施設の補給水系と兼用しており、設計基準対象施設としてのポンプ流量が、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な注水流量に対して十分であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計する。	9.6.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。 炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために使用する格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の格納容器スプレイポンプと兼用しており、設計基準対象施設としての格納容器スプレイ流量が、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器へスプレイすることで、原子炉格納容器最下階フロアから原子炉下部キャビティへの流入経路として連通穴のうちいずれか一方でもスプレイ水が流入することにより、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる容量に対して十分であることを確認しているため設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映
炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイとして使用する燃料取替用水ピット及び復水ピットは、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに蓄水する容量に対して、十分な容量を有する設計とする。	炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイとして使用する燃料取替用水タンク及び補助給水タンクは、原子炉格納容器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、十分なタンク容量を有する設計とする。 伊方3号炉 51条より	炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、原子炉格納容器への注水量に対し、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。	【女川】 記載方針の相違 ・水源の容量について女川2号炉では56条に記載しているが、泊3号炉では51条でも記載している。 【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は流入経路に連通管及び小扉を設置している。
炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために代替格納容器スプレイとして使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において代替格納容器スプレイとして、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。また、代替炉心注水として炉心冷却に必要な注水流量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の代替循環冷却ポンプは、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な注水流量に対して、十分な容量を有する設計とする。	炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために使用する代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の代替格納容器スプレイポンプは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な注水流量に対して、十分な容量を有する設計とする。	【大飯】 記載方針の相違 ・代替炉心注水については、47条にて記載するため、本条では記載しない。
設備仕様については、表2.8-1,2に示す。			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために必要な注水流量を有するものを1セット1台使用する。また、原子炉補機代替冷却水系との同時使用時には更に1セット1台使用する。保有数は2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、低圧代替注水系（可搬型）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置への補給及び復水貯蔵タンクへの補給との同時使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。さらに、燃料プール代替注水系（常設配管）、燃料プール代替注水系（可搬型）、燃料プールスプレイ系（常設配管）又は燃料プールスプレイ系（可搬型）のいずれか1系統の使用を考慮して、各系統の必要な流量を同時に確保できる容量を有する設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では常設設備で原子炉格納容器下部への注水を行うことで、基準適合させることから可搬型設備について記載しない。

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ冷却器、燃料取替用水ピット及び復水ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>9.4.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>復水移送ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の代替循環冷却ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替循環冷却ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>9.6.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器は原子炉補助建屋に、燃料取替用水ピットは周辺機械棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプの操作は想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び格納容器スプレイ冷却器は、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の代替格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは周辺機械棟に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>General 泊3号炉と大飯3／4号炉で、各設備の設置箇所の相違はあるが、設置箇所において考慮する環境条件に対する設計方針は同一であること、設置箇所ごとに並べ替えた記載であることから、相違箇所を識別していない。 【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉はピット枯渇前にピットに水を補給することとしているため、海水影響の考慮を記載。（記載表現は他条と整合させた）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 51条再掲</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室若しくは離れた場所から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、淡水だけでなく海水も使用できる設計とする。なお、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短期間とすることで、設備への影響を考慮する。</p>	<p>また、代替格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、代替水源として海水を使用するため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉はピット枯渇前にピットに水を補給することとしているため、海水影響の考慮を記載。（記載表現は他条と整合させた）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉では常設設備で原子炉格納容器下部への注水を行うことで、基準適合させることから可搬型設備について記載しない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は流入経路に連通管及び小扉を設置している。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保 格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク及び格納容器スプレイ冷却器を使用した格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 51条より</p>	<p>9.4.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の代替循環冷却ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p>	<p>9.6.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、想定される重大事故等時においても、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤により操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、想定される重大事故等において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時の代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えについても、電動弁操作にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替え作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の代替格納容器スプレイポンプは、現場の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・系統としての操作性についても記載した。(伊方と同様)</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉は系統構成の切替えに手動弁を使用するため記載が異なる。</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉では、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水に使用する系統の分離を隔離弁を用いて分離するため、ディスタンスピースの取替え作業はない。</p>
<p>原子炉格納容器下部注水設備として、格納容器スプレイを行う格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ、燃料取替用水ピット及び復水ピットを使用した代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時の代替炉心注水を行う系統構成から代替格納容器スプレイを行う系統構成への切替えについても、電動弁操作にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替え作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、現場の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、想定される重大事故等において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室若しくは離れた場所から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）を接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>		

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2)試験・検査	<p>9.4.3 主要設備及び仕様 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の主要機器仕様を第9.4-1表に示す。</p> <p>9.4.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水タンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。認できる設計とする。 玄海3／4号炉 51条より</p>	<p>9.6.3 主要設備及び仕様 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の主要仕様を第9.6.1表に示す。</p> <p>9.6.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。 燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中にはう素濃度及び有効水量の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
格納容器スプレイポンプは、分解が可能な設計とする。	また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の格納容器スプレイポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・燃料取替用水ピットはピット構造のため、ピット内部への入口は扉（アクセスドア）を設けている。</p>
格納容器スプレイ冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。 また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。	燃料プール冷却浄化系は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁開閉操作の確認が可能な設計とする。また、燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄化系熱交換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。 女川2号炉 54条より	格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の格納容器スプレイ冷却器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、フランジを設けるとともに、非破壊検査が可能な設計とする。	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・格納容器スプレイ冷却器の非破壊検査は伝熱管検査に限定されるものではなく、非破壊検査の種別を特定せず設計とした。（他条との整合）</p>
代替格納容器スプレイに使用する系統（恒設代替低圧注水泵、燃料取替用水ピット及び復水ピット）は、運転中に試験系統を用いて独立して機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、放射性物質を含む系統と、含まない系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。	
恒設代替低圧注水泵は、分解が可能な設計とする。	また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の代替循環冷却ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水のうち試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、放射性物質を含む系統と、含まない系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な設計とする。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>復水ピットは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>復水タンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">玄海3／4号炉 51条より</p>		<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>補助給水ピットは、有効水量が確認できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器最下階から原子炉下部キャビティへ通じる連通穴は、閉塞していないことが確認できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器最下階フロアから原子炉下部キャビティへ通じる小扉及び連通穴は、閉塞していないことが確認できる設計とする。また、小扉は開閉が確認できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高浜3／4号炉 51条より</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;">原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とともに、分解又は取替えが可能な設計とする。 また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・補助給水ピットはピット構造のため、ピット内部への入口は扉（アクセスドア）を設けている。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・他条と整合させ、補助給水ピットの有効水量の確認についても記載した。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉は流入経路に連通管及び小扉を設置している。</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2.8-1 常設重大事故等対処設備仕様 ・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。 記載方針説明	<p>第9.4-1表 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器下部注水系（常設） a. 復水移送ポンプ 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 代替循環冷却ポンプ 第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(2) 原子炉格納容器下部注水系（可搬型） a. 大容量送水ポンプ（タイプI） 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設） a. 復水移送ポンプ 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第9.6.1表 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備の主要仕様</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 a. 格納容器スプレイポンプ 第9.2.2表 原子炉格納容器スプレイ設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>b. 燃料取替用水ピット 第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。</p>
<p>(1) 格納容器スプレイポンプ 型式 うず巻式 台数 2 容量 約1,200m³/h (1台当たり) 最高使用圧力 2.7MPa [gage] 最高使用温度 150°C 揚程 約175m 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 燃料取替用水ピット (3号炉) 型式 ライニング槽（取水部堀込み付き） 基數 1 容量 約2,900m³ 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 95°C ほう素濃度 2,800ppm 以上 ライニング材料 ステンレス鋼 設置高さ E.L.+18.5m 距離 約50m (炉心より)</p> <p>(4号炉) 型式 ライニング槽（取水部堀込み付き） 基數 1 容量 約2,100 m³ 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 95°C ほう素濃度 2,800ppm 以上</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>設 置 高 さ E. L. +18.5m</p> <p>距 離 約50m（炉心より）</p>			
<p>(3) 格納容器スプレイ冷却器</p> <p>型 式 横置U字管式</p> <p>基 数 2</p> <p>伝 热 容 量 約23MW（1基当たり）</p> <p>最高使用圧力</p> <p>管 側 2.7MPa[gage]</p> <p>胴 側 1.4MPa[gage]</p> <p>最高使用温度</p> <p>管 側 150°C</p> <p>胴 側 95°C</p> <p>材 料</p> <p>管 側 ステンレス鋼</p> <p>胴 側 炭素鋼</p>		<p>c. 格納容器スプレイ冷却器</p> <p>第9.2.2表 原子炉格納容器スプレイ設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	
<p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>型 式 うず巻式</p> <p>台 数 1</p> <p>容 量 約150m³/h</p> <p>揚 程 約150m</p> <p>本 体 材 料 ステンレス鋼</p>	<p>(4) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(2) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>a. 代替格納容器スプレイポンプ</p> <p>第9.4.1表 原子炉格納容器内の冷却等のための設備の主要仕様に記載する。</p>	
<p>(5) 復水ピット</p> <p>型 式 炭素鋼内張りプール形</p> <p>基 数 1</p> <p>容 量 約1,200m³</p> <p>ライニング材料 炭素鋼</p> <p>設 置 高 さ E. L. +26.0m</p> <p>距 離 約50m（炉心より）</p>		<p>b. 燃料取替用水ピット</p> <p>第5.3.2表 非常用炉心冷却設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p> <p>c. 補助給水ピット</p> <p>第5.11.2.2表 給水設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 代替循環冷却系</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 代替循環冷却ポンプ 第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。 b. 残留熱除去系熱交換器 第9.3-1表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。 c. 热交換器ユニット 第5.10-1表 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備の主要機器仕様に記載する。 d. 大容量送水ポンプ（タイプI） 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。 <p>(6) 低圧代替注水系（常設）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 復水移送ポンプ 第5.6-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。 <p>(7) 低圧代替注水系（可搬型）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 大容量送水ポンプ（タイプI） 第4.3-1表 使用済燃料プールの冷却等のための設備の主要機器仕様に記載する。 <p>(8) 高圧代替注水系</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 高圧代替注水系ポンプ 第5.4-1表 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備の主要機器仕様に記載する。 <p>(9) ほう酸水注入系</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ほう酸水注入系ポンプ 第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。 b. ほう酸水注入系貯蔵タンク 第6.1.2-3表 ほう酸水注入系主要仕様に記載する。 		(格納容器スプレイの系統概要図として相違なし)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

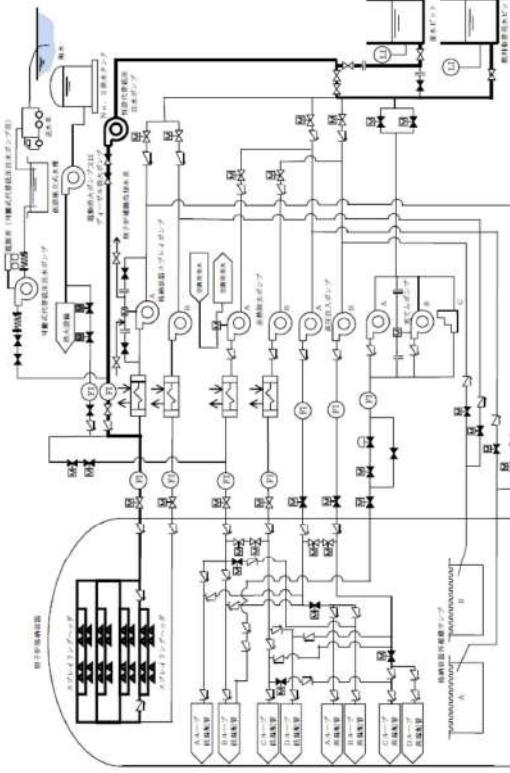
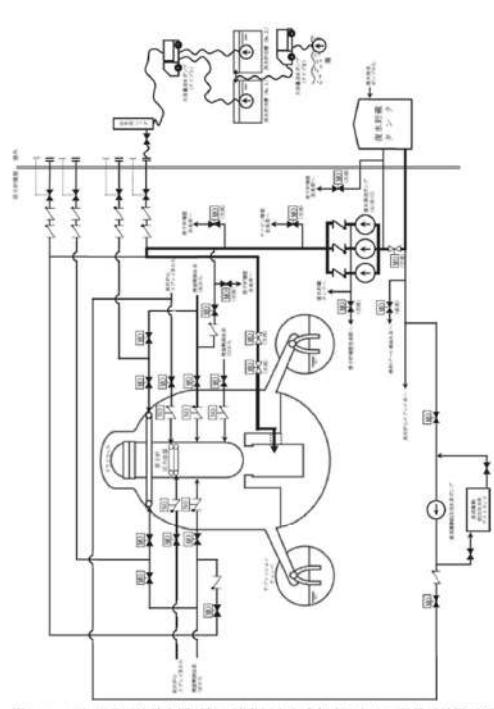
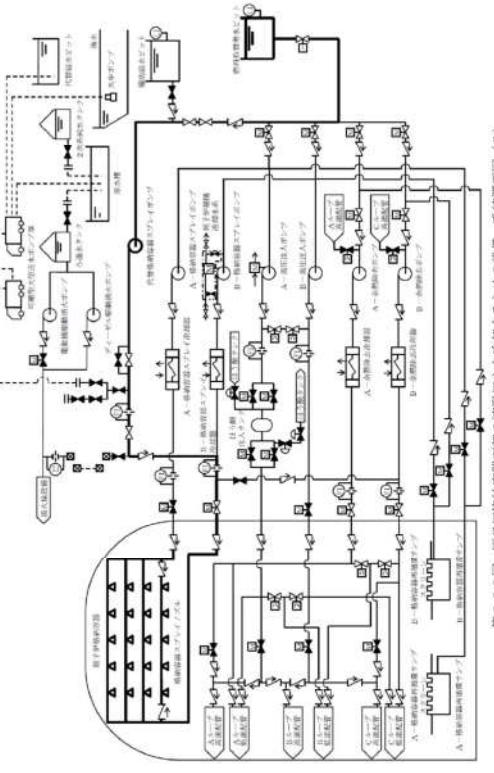
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第9.6.1図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図（1）		 第9.6.1図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 系統概要図（1）	<p>(代替格納容器スプレイの系統概要図として相違なし)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第9.6.2図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概要系統図（2）</p>	 <p>第9.4-1図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備概要図（原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水）</p>	 <p>第9.6.2図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 組成概要図（2）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
第15.1項 重大事故等における対応手段と整備する手段 (格納容器下部に導入した溶融炉心の冷却)								
設備名を規定する 対応手段	対応設備	設備分類 ^a	整備する手段番号	手段の分類				
スロットル弁 燃料取扱い 代用循環ポンプ 冷却水ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン ^b タンククーラー ^c 電動油大シリンダ ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	各部設置 燃科取扱いモニタ 代用循環ポンプ 冷却水ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン タンククーラー ^c ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	重大事故等 多機能整備装置	SA作運 ^f	溶融炉心 スプレイ ^g を用いた 格納容器スプレイの手段 副燃代用循環注入ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン タンククーラー ^c ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	溶融炉心 スプレイ ^g を用いた 格納容器スプレイの手段 副燃代用循環注入ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン タンククーラー ^c ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	溶融炉心 スプレイ ^g を用いた 格納容器スプレイの手段 副燃代用循環注入ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン タンククーラー ^c ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	溶融炉心 スプレイ ^g を用いた 格納容器スプレイの手段 副燃代用循環注入ポンプ 度水ピット 燃料冷却タンク 直通ドレン タンククーラー ^c ディーゼル油ポンプ N ₂ 供給シリンダ 可燃式代用循環注入ポンプ ^d 電動ポンプ ^e 直通油ポンプ 循環油ポンプ	【大飯】 記載方針の相違 ・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。(次頁も同様)
9.1 女川2号炉に適用する手段に記載する手段に記載する手段 アリーゼン燃焼室 ^g による直接噴射 9.2 9.1に記載する手段に記載する手段 9.3 手順2「114 種別の場所に属する手段」にて整備する。 9.4 手順2「114 種別の場所に属する手段」にて整備する。 9.5 手順2「114 種別の場所に属する手段」にて整備する。 9.6 重大事故等対応に用いる手段の分類 a: 本部会社に適合する重大事故等対応設備 b: 27条に適合する重大事故等対応設備 c: 自主的対応として整備する重大事故等対応設備								
第9.4-2図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系図概要図 (原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ)による原子炉格納容器 下部への注水)								

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

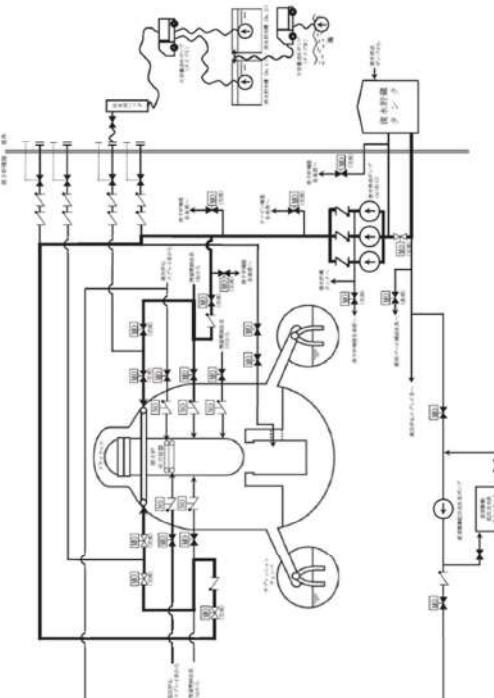
第9.4-3図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図
(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

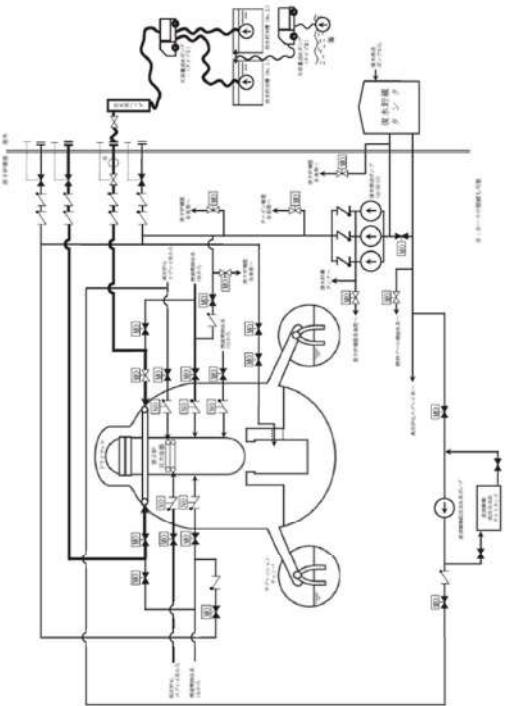
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第 9.4-4 図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

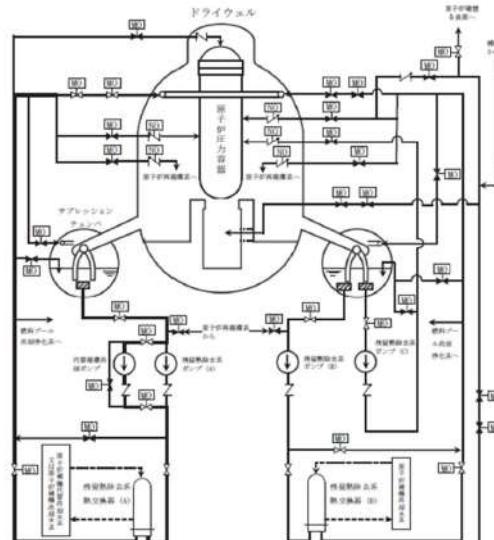
灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-5図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

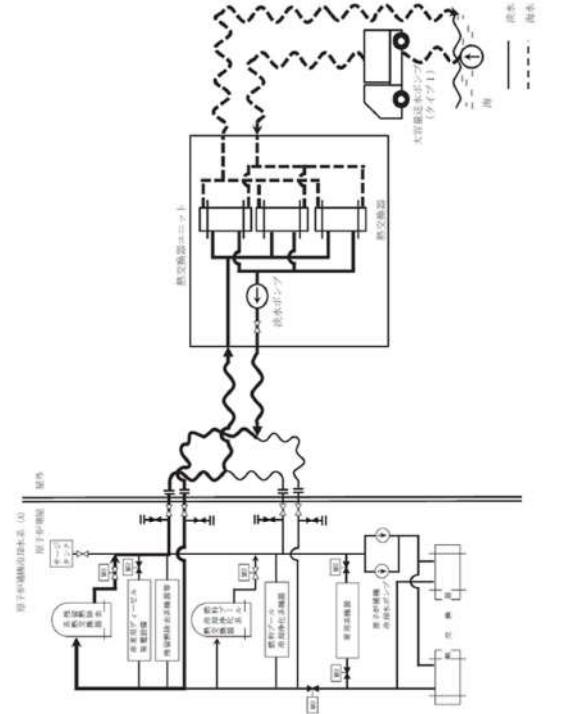
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-6図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

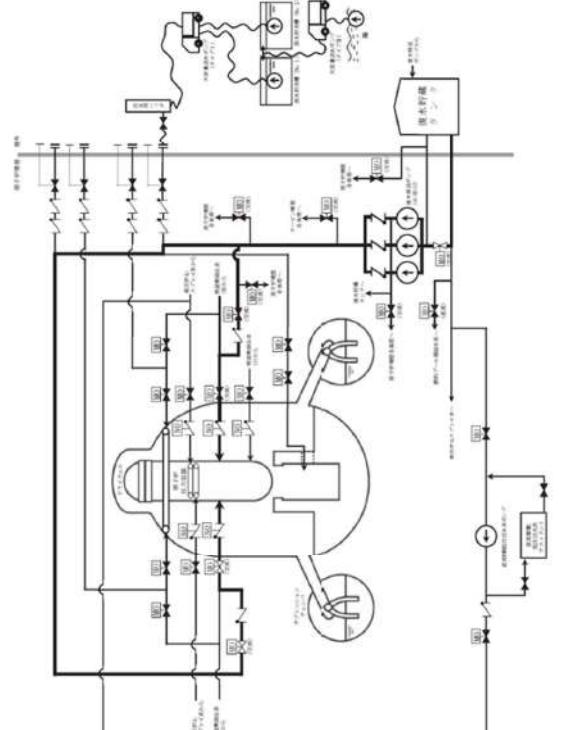
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第 9.4-7 図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (代替循環冷却系による原子炉格納容器下部への注水 (原子炉補機代替冷却水系))</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

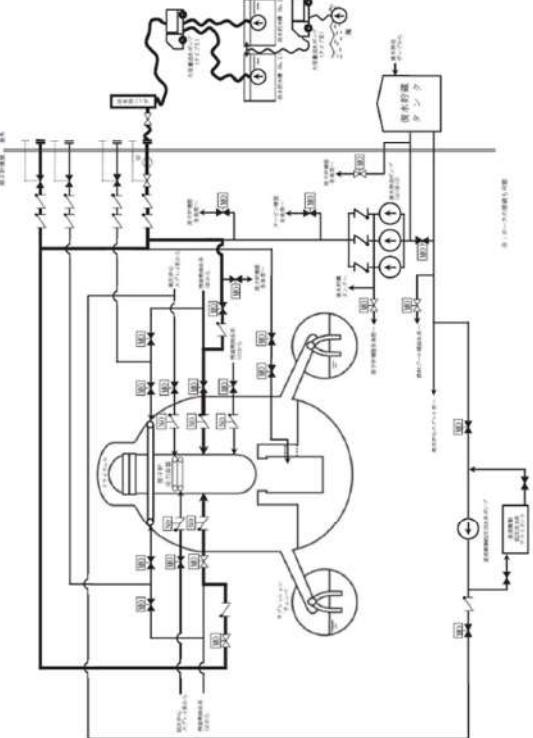
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-8図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉圧力容器への注水)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

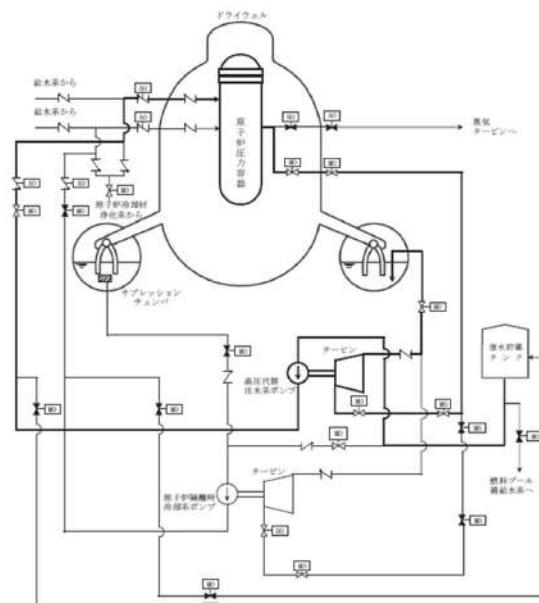
灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-9図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水)</p>		

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

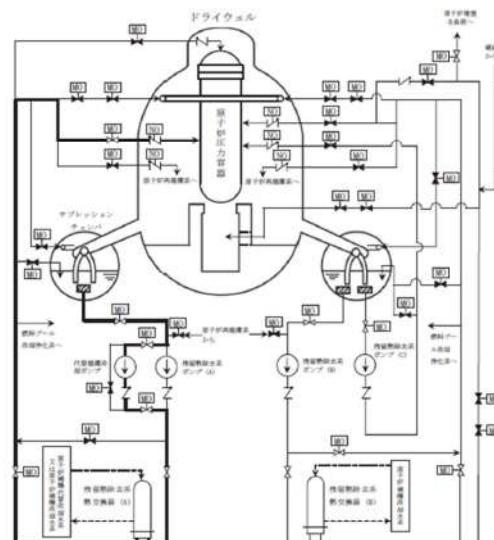
大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-10図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>第9.4-11図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図 (代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水)</p>		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由

第9.4-12図 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備系統概要図
(ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 2</p> <p>3.8.1 設置許可基準規則第51条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (2) 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (3) 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (4) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (5) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (6) 代替循環冷却系の設置（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (7) 原子炉格納容器下部注水設備の多様性及び独立性、位置的分散の確保（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (8) 原子炉格納容器下部注水設備の電源対策（設置許可基準規則解釈の第1項 b) (9) 自主対策設備の整理（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備） <p>(10) 技術的能力審査基準への適合のための設備の整備</p>	<p>2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>2.8.1 設置許可基準規則第51条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i), ii)) (2) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（設置許可基準規則本文、解釈の第1項 a) i), ii)) (3) 原子炉格納容器下部注水設備の多重性又は多様性及び独立性、位置的分散の確保（設置許可基準規則解釈の第1項 a) ii)) (4) 原子炉格納容器下部注水設備の電源対策（設置許可基準規則解釈の第1項 b)) (5) 自主対策設備の整備（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備） <ul style="list-style-type: none"> (i) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (ii) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 (iii) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 (iv) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水 (v) B-格納容器スプレイポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器下部への注水 (vi) ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水 (6) 技術的能力審査基準への適合のための設備の整備（溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止するための重大事故等対処設備） <ul style="list-style-type: none"> (i) 炉心注水（高圧注入ポンプ）又は炉心注水（余熱除去ポンプ）による原子炉容器への注水 (ii) 炉心注水（充てんポンプ）による原子炉容器への注水 (iii) 代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）による原子炉容器への注水 	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(11) 技術的能力審査基準への適合のための設備の整備（溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための設備）</p> <p>(12) 原子炉格納容器下部注水系及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の海の利用</p> <p>3.8.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.8.2.1 原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）</p> <p>3.8.2.1.1 設備概要</p> <p>3.8.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 復水移送ポンプ</p> <p>3.8.2.1.3 原子炉格納容器下部注水設備の多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>3.8.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.8.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.8.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>(iv) 代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）による原子炉容器への注水</p> <p>(v) 代替炉心注水（B一充てんポンプ（自己冷却））による原子炉容器への注水</p> <p>(7) 技術的能力審査基準への適合のための設備の整備（溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止するための自主対策設備）</p> <p>(i) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水</p> <p>(ii) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水</p> <p>(iii) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水</p> <p>(iv) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水</p> <p>(v) B一格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水</p> <p>(vi) ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉容器への注水</p> <p>2.8.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.8.2.1 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>2.8.2.1.1 設備概要</p> <p>2.8.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプ</p> <p>2.8.2.1.3 原子炉格納容器下部注水設備の多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>2.8.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.8.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.5.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.8.2.2 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ)</p> <p>3.8.2.2.1 設備概要</p> <p>3.8.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替循環冷却ポンプ</p> <p>3.8.2.2.3 原子炉格納容器下部注水系(常設) (代替循環冷却ポンプ) の多様性及び独立性、位置の分散</p> <p>3.8.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.8.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.8.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p> <p>3.8.2.3 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)</p> <p>3.8.2.3.1 設備概要</p> <p>3.8.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 大容量送水ポンプ(タイプI)</p> <p>3.8.2.3.3 原子炉格納容器下部注水系(可搬型) の多様性及び独立性、位置の分散</p> <p>3.8.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.8.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.8.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号)</p> <p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号)</p> <p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号)</p> <p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号)</p>	<p>2.8.2.2 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <p>2.8.2.2.1 設備概要</p> <p>2.8.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替格納容器スプレイポンプ</p> <p>2.8.2.2.3 原子炉格納容器下部注水設備の多様性及び独立性、位置の分散</p> <p>2.8.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.8.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件 (設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性 (設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>2.8.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 (添付資料)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>3.8.2.4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) 3.8.2.4.1 設備概要 3.8.2.4.2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の多様性及び独立性、位置的分散 3.8.2.5 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型) 3.8.2.5.1 設備概要 3.8.2.5.2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の多様性及び独立性、位置的分散 3.8.2.6 代替循環冷却系 3.8.2.6.1 設備概要 3.8.2.6.2 代替循環冷却系の多様性及び独立性、位置的分散</p> <p>2.8.3 技術的能力審査基準への適合のための設備 2.8.3.1 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水 2.8.3.1.1 設備概要 2.8.3.2 充てんポンプによる原子炉容器への注水 2.8.3.2.1 設備概要 2.8.3.3 B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水 2.8.3.3.1 設備概要 2.8.3.4 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 2.8.3.4.1 設備概要 2.8.3.5 B-充てんポンプ (自己冷却) による原子炉容器への注水 2.8.3.5.1 設備概要</p>		

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA52-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を
防止するための設備【52条】

令和5年7月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記5件 <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】 ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p52-9】 ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】 ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。ただし、本条においては重大事故等対処設備（設計基準拡張）はない。【全般】 c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし 			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
2. まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 編集上の差異			
<p>【差異 A】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；非常用交流電源設備・・・については「10.2 代替電源設備」に記載する。）について、大飯では各対応手段の文章末尾に記載していたが、泊では9.7.2 設計方針 の末尾に一括して記載した。 （伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 9.5.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。）</p>			

大飯発電所3／4号炉

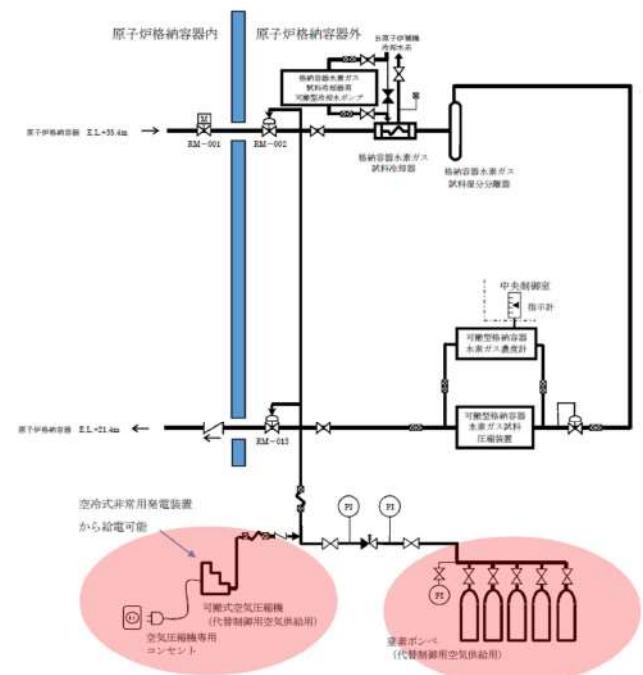
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】 水素濃度監視において、電源が喪失した場合に空気作動式の弁を開操作するため、泊はボンベによる開操作、大飯はサンプリング用の弁以外も含めた代替空気供給設備としてボンベに加えて可搬式空気圧縮機も使用する設計としている。いずれも格納容器内空気のサンプリングのための系統構成が可能な設計に相違はない。

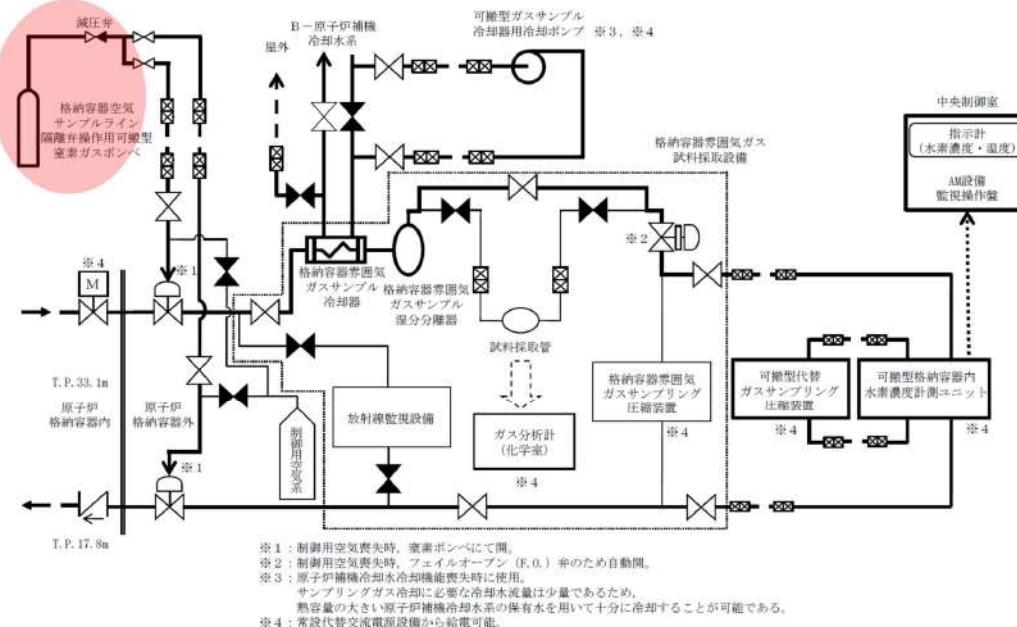


大飯3／4号炉 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 概略系統図

(52条概略系統図から引用)

大飯3／4号炉では、水素濃度監視のための系統構成として、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。

泊3号炉では、水素濃度監視のための系統構成として、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベから空気作動弁である格納容器空気サンプルライン隔離弁に窒素を供給することで、開操作できる設計とする。泊の格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、格納容器空気サンプルライン隔離弁専用の窒素ボンベである。



泊3号炉 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 系統概要図

可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視

(52条系統概要図から引用)

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

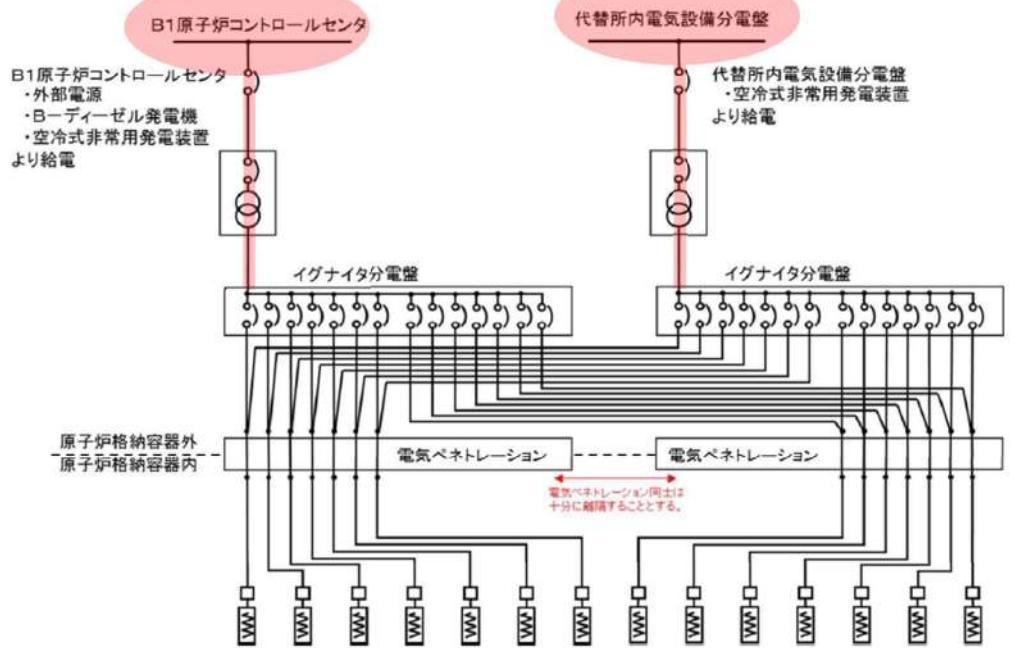
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【差異②】 電源が喪失した場合の格納容器内空気のサンプリングガスの冷却のため、可搬型ポンプによる海水の送水を行う際、大飯は原子炉補機冷却海水設備（SWS）の海水ストレーナ等を接続口として SWS を経由して原子炉補機冷却水系（CCWS）に海水を供給するが、泊は原子炉補機冷却水系（CCWS）に接続口を設けて海水を供給する。</p> <p>接続口の設置箇所が相違し、代替補機冷却の系統構成は相違するが、可搬型ポンプにてサンプリングガスの冷却を可能とする設計に相違はない。（伊方と同様。）</p>		
<p>大飯3／4号炉 海水供給に使用する接続口 (52条概略系統図から引用)</p>	<p>泊3号炉 海水供給に使用する接続口 (52条系統概要図から引用)</p>	<p>大飯3／4号炉では、可搬型ポンプ車からの海水を SWS の 2箇所の接続口（海水管マンホール、海水ストレーナ）として設計しており、SWS から CCWS への接続箇所を原子炉補機冷却水冷却器の上流側に設けることから、原子炉補機冷却水冷却器は代替補機冷却時の海水通水設備に含まれる。</p> <p>代替補機冷却に使用する可搬型ポンプは、代替炉心注水に使用する可搬式代替低圧注水ポンプ等で使用する設備と異なる大容量ポンプ車であり、代替補機冷却に使用する必要数に予備を加えて配備している。</p> <p>泊3号炉では、可搬型ポンプ車からの海水を CCWS へ直接接続する SWS を介さない設計としており、また、原子炉補機冷却水冷却器の下流側に CCWS の接続箇所を設けることから原子炉補機冷却水冷却器は代替補機冷却時の海水通水設備に含まれない。</p> <p>代替補機冷却に使用する可搬型ポンプは、代替炉心注水に用いる可搬型大型送水ポンプ車と同仕様であり、可搬型設備として代替炉心注水と代替補機冷却に使用する必要数に予備を加えて配備する。</p>

女川原子力発電所2号炉

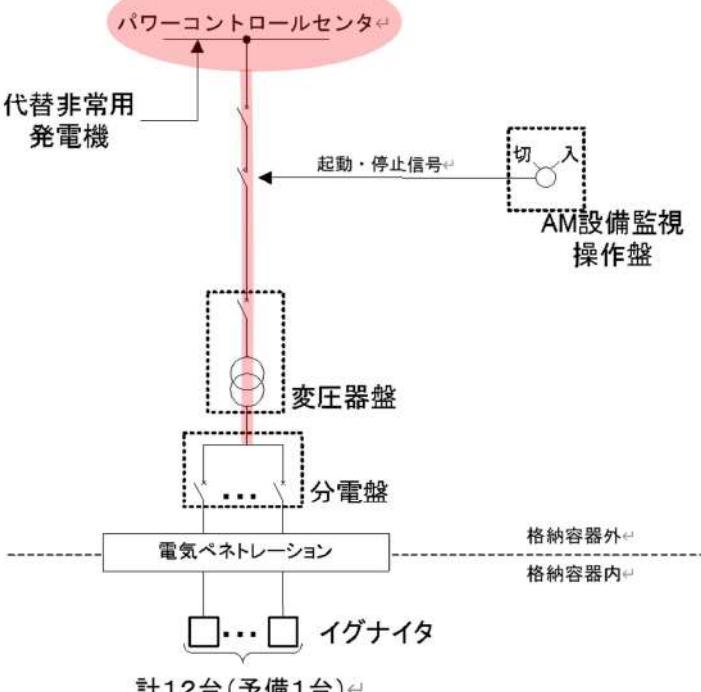
泊発電所3号炉

相違理由

【差異③】 4ループプラントである大飯は、重大事故等時の原子炉格納容器内水素濃度が3ループプラントよりも高くなるため、水素濃度低減に使用する原子炉格納容器水素燃焼装置（泊の格納容器水素イグナイタに相当）の電源系統の多重化を図っている。3ループプラントである泊、伊方（高浜も同様）は、格納容器水素イグナイタの電源の多重性は図っていない。



大飯3／4号炉 格納容器水素燃焼装置 電源構成図



泊3号炉 格納容器水素イグナイタ 電源構成図

大飯3／4号炉では、イグナイタの電源構成を次の設計としている。

電源系統を2系統化し、2系統の多重性及び独立性を有する電源設備により給電可能な設計とする。電源系統の2系統化としては、原子炉コントロールセンタからの給電系統とは別に、代替所内電気設備からの給電が可能な設計とする。

泊3号炉では、イグナイタの電源構成を次の設計としている。

電源系統は、パワーコントロールセンタからの給電が可能な設計とする。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

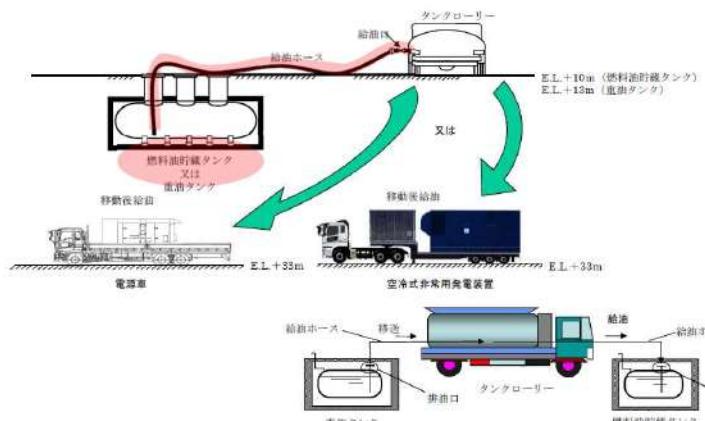
大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【差異④】 可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型) タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。(美浜3号と同様)



大飯3／4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

- ・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
- 上記以外の設備 : 軽油を使用
- ・重油の保管方法 : 燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ

泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

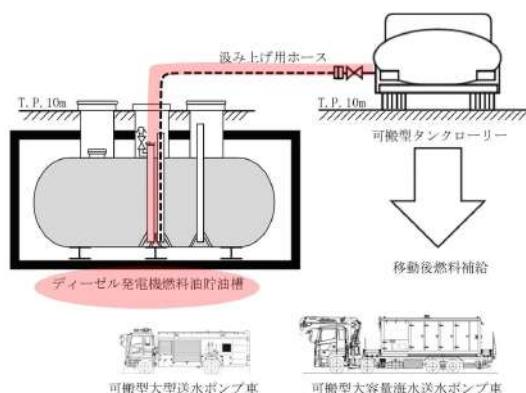
(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

- ・燃料を必要とするSA設備 : 軽油を使用
- ・軽油の保管方法 : ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽及び燃料タンク (SA)
- ・燃料の汲み上げ方法 : タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ

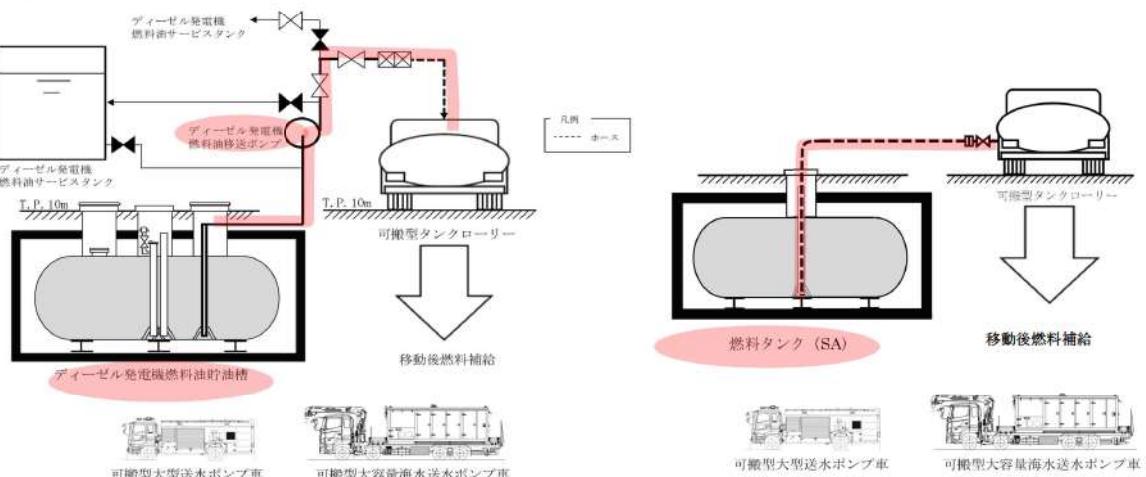
燃料補給に使用する設備は、泊は各代替電源設備の構成設備に含まれ各条SA手段の構成設備として個別に記載しておらず、大飯は各条SA手段の構成設備として記載していることから、大飯記載欄にのみ赤字識別を行っている。

大飯3／4号炉 搬機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽から各設備への補給
(直接汲み上げ時)



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽から各設備への補給
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)

泊3号炉 燃料タンク (SA) から各設備への補給

(57条系統概要図から引用)

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2-3) 名称が違うが同等の設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉
静的触媒式水素再結合装置	原子炉格納容器内水素処理装置
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置
原子炉格納容器水素燃焼装置	格納容器水素イグナイタ
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	格納容器水素イグナイタ温度監視装置
可搬型格納容器水素ガス濃度計	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット
可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置
格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ
窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用
可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	可搬型窒素ガスポンベ
格納容器水素ガス試料湿分分離器	格納容器雰囲気ガス試料採取設備
格納容器水素ガス試料冷却器	
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)
タンクローリー	可搬型タンクローリー
窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	アニュラス全量排気弁操作用 可搬型窒素ガスポンベ
大容量ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】</p> <p>2.9.1 適合方針</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための設備として以下の水素濃度制御設備（水素濃度低減）を設ける。</p> <p>水素濃度制御設備（水素濃度低減）を設けることから、水素ガスを原子炉格納容器外に排出する設備は設けない。</p>	<p>3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】</p> <p>9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>9.5.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の系統概要図を第9.5-1図から第9.5-3図に示す。</p> <p>9.5.2 設計方針</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内を不活性化するための設備として、可搬型窒素ガス供給装置を設ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける。</p> </div> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出するための設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設ける。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する設備として、水素濃度監視設備を設ける。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、発電用原子炉の運転中は、原子炉格納容器内を原子炉格納容器調気系により常時不活性化する設計とする。</p>	<p>2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】</p> <p>9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>9.7.1 概要</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の系統概要図を第9.7.1図から第9.7.5図に示す。</p> <p>9.7.2 設計方針</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止できるよう、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための水素濃度制御設備として、原子炉格納容器内水素処理装置及び原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置並びに格納容器水素イグナイタ及び格納容器水素イグナイタ温度監視装置を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・プラント型式の相違による原子炉格納容器内の不活性化有無の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・泊3号炉では格納容器内で水素を処理することから格納容器内の水素を大気へ排出する設備を設けない。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、静的触媒式水素再結合装置を使用し、動作状況確認のため静的触媒式水素再結合装置温度監視装置を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、ジルコニウムー水反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素を除去することにより、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減できる設計とする。静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は中央制御室にて静的触媒式水素再結合装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする。静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>(1) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止 a. 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化</p> <p>原子炉格納容器内を不活性化するための重大事故等対処設備として、可搬型窒素ガス供給装置を使用する。 可搬型窒素ガス供給装置は、原子炉格納容器内に窒素を供給することで、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にすることが可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型窒素ガス供給装置 ・常設代替交流電源設備（10.2代替電源設備） ・燃料補給設備（10.2代替電源設備） <p>本系統の流路として、原子炉格納容器調気系の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を使用する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p> </p>	<p>(1) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止 a. 原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>【比較手段選定の注記】 泊の原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減は、女川の53条における静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制と類似する設備であることから、女川の53条の手段を掲載のうえ比較する。</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である原子炉格納容器内水素処理装置及び原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置を使用する。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置は、ジルコニウムー水反応等で短期的に発生する水素及び水の放射線分解等で長期的に緩やかに発生し続ける水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉格納容器内の水素濃度を継続的に低減し、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置は、原子炉格納容器内水素処理装置内の温度により原子炉格納容器内水素処理装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>【大飯・女川】 記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川は監視装置への給電源として直接的な給電源である代替直流電源設備のみを記載し、大飯は交流電源からの交直変換による給電のみを記載している。 ・泊は、交流電源からの交直変換による給電、代替直流電源設備からの給電とも可能であるため、給電源をすべて記載した。 </p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 </p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静的触媒式水素再結合装置 ・ 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 ・ 空冷式非常用発電装置 (2.14 電源設備【57条】) ・ 燃料油貯蔵タンク (2.14 電源設備【57条】) ・ 重油タンク (2.14 電源設備【57条】) ・ タンクローリー (3号及び4号炉共用) (2.14 電源設備【57条】) <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静的触媒式水素再結合装置 ・ 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・ 所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 常設代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 可搬型代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内水素処理装置 ・ 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 ・ 常設代替交流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 可搬型代替交流電源設備 (10.2 代替交流電源設備) ・ 所内常設蓄電式直流電源設備 (10.2 代替電源設備) ・ 可搬型代替直流電源設備 (10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 52条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度制御設備（水素濃度低減）として、原子炉格納容器水素燃焼装置を使用し、動作状況確認のため原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置は、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は中央制御室にて原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況を温度上昇により確認できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器水素燃焼装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、原子炉格納容器水素燃焼装置及び</p>	<p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を使用する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>b. 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である、格納容器水素イグナイタ及び格納容器水素イグナイタ温度監視装置を使用する。</p> <p>格納容器水素イグナイタは、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させることで、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを制御し、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、格納容器水素イグナイタコイル近傍の温度により格納容器水素イグナイタの作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から所内常設蓄電式直流電源設備を介した給電、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器水素イグナイタ ・格納容器水素イグナイタ温度監視装置 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） 	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯・女川】 記載表現の相違 ・女川は監視装置への給電源として直接的な給電源である代替直流電源設備のみを記載し、大飯は交流電源からの交直変換による給電源のみを記載している。 ・泊は、交流電源からの交直変換による給電、代替直流電源設備からの給電とも可能であるため、給電源をすべて記載した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・52条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「2.21 原子炉格納施設」にて記載する。</p>	<p>b. 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出</p> <p>原子炉格納容器内に滞留する水素及び酸素を大気へ排出するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を使用する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、フィルタ装置（フィルタ容器、スクラバ溶液、金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ）、フィルタ装置出口側圧力開放板、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設ける放出口から排出することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、ジルコニア水反応、水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素及び酸素を大気に排出できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、系統内を不活性ガス（窒素）で置換した状態で待機させ、原子炉格納容器ベント開始後においても不活性ガス（窒素）で置換できる設計とともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。</p> <p>排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度を設ける。また、放射線量率を測定し、放射性物質濃度を推定できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタを設ける。</p> <p>フィルタ装置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、フィルタ装置出口放射線モニタは、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・可搬型窒素ガス供給装置 ・フィルタ装置出口水素濃度 		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では格納容器内で水素を処理することから格納容器内の水素を大気へ排出する設備を設けない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) ・代替所内電気設備 (10.2 代替電源設備) ・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) <p>本系統の流路として、原子炉格納容器調気系及び原子炉格納容器フィルタベント系の配管及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>本系統のうちフィルタ装置出口水素濃度及びフィルタ装置出口放射線モニタの詳細については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載し、その他系統の詳細については、「9.3 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」に記載する。</p>		

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として以下の監視設備（水素濃度監視）を設ける。</p> <p>監視設備（水素濃度監視）として、可搬型格納容器水素ガス濃度計、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）、大容量ポンプ、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を可搬型格納容器水素ガス濃度計で測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする。</p> <p>全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプを原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p>	<p>(2) 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視 a. 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)による原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)を使用する。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。</p> <p>監視設備（水素濃度監視）として、格納容器水素濃度計測装置、可搬型代替冷却水ポンプ、代替格納容器雰囲気ガスサンブルリング圧縮装置、窒素ポンベ（格納容器ガスサンブルリングライン空気作動弁用）、中型ポンプ車、軽油タンク及びミニローリーを使用する。また、格納容器水素濃度計測装置、可搬型代替冷却水ポンプ、代替格納容器雰囲気ガスサンブルリング圧縮装置には、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>格納容器水素濃度計測装置及び代替格納容器雰囲気ガスサンブルリング圧縮装置は、事故後サンプリング設備に接続することで、代替格納容器雰囲気ガスサンブルリング圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を格納容器水素濃度計測装置で測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失により原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、可搬型代替冷却水ポンプを原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする。窒素ポンベ（格納容器ガスサンブルリングライン空気作動弁用）は、格納容器ガスサンブルリングライン空気作動弁に窒素を供給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>(2) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視を使用する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型代替ガスサンブルリング圧縮装置、可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ、格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ及びホース、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース並びに配管・弁類で構成し、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット及び可搬型代替ガスサンブルリング圧縮装置を格納容器雰囲気ガス試料採取設備に接続することで、可搬型代替ガスサンブルリング圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで測定し、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載しているが、泊は次々ページにおいて、湿分分離器、冷却器に加えて、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に使用する格納容器雰囲気ガスサンブルリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と記載している。（伊方と同様） 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（代替空気供給用）という名称のとおり、格納容器サンブル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・ポンベの機能として「窒素を供給できる設計」と記載した。（伊方と同様）</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とする大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロ配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置及び格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。空冷式非常用発電装置及び大容量ポンプの燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型格納容器水素ガス濃度計 ・格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ ・可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 ・格納容器水素ガス試料湿分分離器 ・格納容器水素ガス試料冷却器 ・窒素ボンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器水素濃度計測装置 ・可搬型代替冷却水ポンプ ・代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置 ・窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用） ・中型ポンプ車 ・軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） 	<p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) <p>・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替直流電源設備(10.2 代替電源設備)</p>	<p>また、24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉補機冷却水配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置及び可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な電動弁（交流）は、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁は、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット ・可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ ・可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置 <p>・格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ(6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)</p> <p>・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・代替所内電気設備(10.2 代替電源設備)</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>・燃料補給設備(10.2 代替電源設備)</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・海水供給に使用する接続口が相違するが、複数の接続口から海水を供給できることに差異はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる直接汲み上げ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介した汲み上げの2つの対応手段を整備（57条に詳細記載あり）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載しているが、泊は次ページにおいて、湿分分離器、冷却器に加えて、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に使用する格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と記載している。（伊方と同様） ・泊は窒素ボンベによる弁駆動源の機能回復は、制御用圧縮空気設備の代替機能を記載するまとめ資料6.10項にて記載する。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ボンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ミニローリー (2.14 電源設備【57条】) 空冷式非常用発電装置 (2.14 電源設備【57条】) <p style="text-align: center;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p> <p>原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ及び原子炉補機冷却水設備を構成するB原子炉補機冷却水冷却器及びC、D原子炉補機冷却水ポンプは、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯留堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機並びに非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。また、重大事故等時においては事故後サンプリング設備を使用する。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p> <p>b. 原子炉格納容器内雰囲気計装による原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を使用する。 格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、サンプリング装置により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。 格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給することにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内雰囲気水素濃度 格納容器内雰囲気酸素濃度 常設代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) 可搬型代替交流電源設備(10.2 代替電源設備) </p>	<p>本系統の流路として、非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室並びに圧縮空気設備のうち制御用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホース及び弁、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備の配管及び弁並びに可搬型ホースを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。また、重大事故等時においては格納容器雰囲気ガス試料採取設備を使用する。</p> <p style="color: red;">【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却海水設備は流路とならない。(伊方と同様) <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備の SA としての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。 <p style="color: red;">記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 52条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切替えることによりサンプリングガスの供給をする。そのため、泊は湿分分離器、冷却器に加えて、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備を使用することを記載している。(湿分分離器、冷却器、圧縮装置は、設工認において個別に記載する。伊方と同様) 	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器及び原子炉格納容器調気系については、「9.1 原子炉格納施設」に記載する。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視のうち格納容器空気サンプルライン隔壁弁操作用可搬型窒素ガスボンベについては「6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。</p> <p>原子炉補機冷却設備については、「5.9 原子炉補機冷却設備」に記載する。</p> <p>原子炉格納施設の原子炉格納容器については、「9.1 原子炉格納容器、外部遮へい及びアニュラス部」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は窒素ボンベによる弁駆動源の機能回復は、制御用圧縮空気設備の代替機能を記載するまとめ資料6.10項にて記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・本条にて基準適合性を記載せず他条で記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、適合方針末尾（本箇所）へ一括して記載した。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置は、2系統の電源系統から給電することにより、多重性を持った電源により作動できる設計とする。原子炉格納容器水素燃焼装置の2系統の電源設備は、それぞれ原子炉周辺建屋の異なる区画に設置することで、互いに位置的分散を図り、独立した設計とする。また、電気ペネトレーションについても、互いに位置的分散を図り、独立した設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>9.5.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、屋外の保管場所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。 原子炉格納容器フィルタベント系及びフィルタ装置出口放射線モニタは、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。 フィルタ装置出口水素濃度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、格納容器内雰囲気水素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、格納容器内雰囲気水素濃度と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、検出器の設置箇所も位置的分散を図る設計とする。 また、格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。 格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>9.7.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器水素イグナイタは、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置及び格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、非常用直流電源設備に対して多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・大飯（4ループプラント）はCV内水素濃度が3ループプラントよりも高くなることから、イグナイタ電源に多重性を持たせるため分電盤を多重化及び位置的分散させるとともに、電気ペネトレーションについても位置的分散を図っている。 (PWR 4ループの特徴)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプの接続箇所は、接続口から地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な離隔距離を確保した位置に、複数箇所設置する設計とする。</p>	<p>熱交換器ユニットの接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 48条の参考掲載</p> <p>また、サンプリングガスの冷却に必要な冷却水は、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）に対して多様性を有する原子炉補機代替冷却水系から供給が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。原子炉補機代替冷却水系の多様性、位置的分散については、「5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」に記載する。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の接続口は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。</p> <p>サンプリングガスの冷却に必要な冷却水は、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備に対して多様性を有する代替補機冷却から供給が可能な設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。代替補機冷却の多様性、位置的分散については、「5.10 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・接続口の配置が相違するが、複数の接続口から海水を供給できることに差異はない。(大飯は、海水ストレーナを接続口として使用するため、配管トンネルの記載がなされている。)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>水素濃度低減に使用する静的触媒式水素再結合装置は、他の系統から独立した設計とする。また、重大事故等時の原子炉格納容器内における動作時の水素処理による温度上昇が他の重大事故等対処に重要となる設備に悪影響を及ぼさない設計とする。静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とともに、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水素濃度低減に使用する原子炉格納容器水素燃焼装置は、他の設備に悪影響を及ぼさないよう遮断器にて他の系統と分離が可能で、使用時に短絡、地絡等による過電流が発生した場合でも安全系の電源系統に悪影響を及ぼさない設計とする。また、重大事故等時の原子炉格納容器内における動作時の水素燃焼による温度上昇が他の重大事故等対処に重要となる設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、原子炉格納容器水素燃焼装置の水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とともに、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.5.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、通常時は接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型窒素ガス供給装置は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 可搬型窒素ガス供給装置は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋燃料取替床壁面近傍に設置し、他の設備と独立して作動する設計とするとともに、重大事故等時の再結合反応による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置内の水素流路を妨げない配置及び寸法とすることで、静的触媒式水素再結合装置の水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋燃料取替床壁面近傍に設置し、他の設備と独立して作動する設計とするとともに、重大事故等時の再結合反応による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置内の水素流路を妨げない配置及び寸法とすることで、静的触媒式水素再結合装置の水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、他の設備と電気的な分離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.7.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>水素濃度低減に使用する原子炉格納容器内水素処理装置は、原子炉格納容器内に設置し、他の設備と独立して作動する設計とするとともに、重大事故等時の水素処理による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置は、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉格納容器内水素処理装置内の水素流路を妨げない配置及び寸法とすることで、原子炉格納容器内水素処理装置の水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>水素濃度低減に使用する格納容器水素イグナイタは、原子炉格納容器内に設置し、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、重大事故等時の水素燃焼による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、格納容器水素イグナイタによる水素燃焼を妨げない配置及び寸法とすることで、格納容器水素イグナイタの水素処理性能へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用する可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに設置場所にて固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>原子炉補機代替冷却水系は、通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、通常時は可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備と可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプを同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、固縛による固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>
<p>水素濃度監視に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。</p>
<p>水素濃度監視に使用する大容量ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに車輪止めによって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、通常時は可搬型大型送水ポンプ車を接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備と可搬型大型送水ポンプ車を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車輪止めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は保管中の悪影響防止のための固縛と設置時の移動防止のための車輪止めを含めて固定「等」と記載。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、大容量ポンプより供給される海水を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には原子炉補機冷却水系と原子炉補機冷却海水系をディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>水素濃度監視に使用するA、B海水ストレーナ、B原子炉補機冷却水冷却器、C、D原子炉補機冷却水ポンプ、格納容器水素ガス試料湿分分離器及び格納容器水素ガス試料冷却器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替冷却水ポンプ、代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置及び中型ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給は直接原子炉補機冷却水系に供給するため、重大事故等対処設備としての原子炉補機冷却海水系と原子炉補機冷却水系の分離は要しない。（伊方と記載が無いことは同様） 設計方針の相違 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却水冷却器は流路とならない。（伊方と記載が無いことは同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。（伊方と同様）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合における原子炉格納容器内の水素濃度を低減するために使用する静的触媒式水素再結合装置は、原子炉格納容器内の水素の効率的な除去を考慮して原子炉格納容器内に分散させた配置とし、水素再結合反応開始の不確実さを考慮しても重大事故等時の原子炉格納容器内の水素濃度を低減できることを確認した容量を有する設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置の動作状況確認のために使用する静的触媒式水素再結合装置温度監視装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、炉心損傷時の静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置の動作時に想定される温度範囲を計測でき</p>	<p>9.5.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内における水素及び酸素を排出する前までに、原子炉格納容器内の水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にするために必要な窒素供給容量を確保するため1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、想定される重大事故等時において、有効燃料部の被覆管がジルコニウム-水反応により全て反応したときに発生する水素（約990kg）が、原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍における原子炉格納容器漏えい率に対して保守的に設定した漏えい率（10%/日）で漏えいした場合において、ガス状よう素による性能低下及び水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止するために必要な水素処理容量を有する設計とする。また、静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋原子炉棟内の水素の効率的な除去を考慮して分散させ、適切な位置に配置する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、想定される重大事故等時において、有効燃料部の被覆管がジルコニウム-水反応により全て反応したときに発生する水素（約990kg）が、原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍における原子炉格納容器漏えい率に対して保守的に設定した漏えい率（10%/日）で漏えいした場合において、ガス状よう素による性能低下及び水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止するために必要な水素処理容量を有する設計とする。また、静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋原子炉棟内の水素の効率的な除去を考慮して分散させ、適切な位置に配置する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p>	<p>9.7.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置は、想定される重大事故等時において、水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するために必要な水素処理容量を有する設計とする。また、原子炉格納容器内水素処理装置は、原子炉格納容器内の水素の効率的な除去を考慮して分散させ、適切な位置に配置する。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置は、原子炉格納容器内水素処理装置作動時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷に伴い事故初期に原子炉格納容器内に大量に放出される水素を計画的に燃焼させ、原子炉格納容器内の水素濃度ピークを抑制するために必要な水素処理容量を有する設計とする。また、格納容器水素イグナイタは、原子炉格納容器内の水素の効率的な除去を考慮して水素放出の想定箇所に加えその隣接区画、水素の主要な通過経路及び上部ドーム部に配置し、重大事故等時の原子炉格納容器内の一層の水素濃度低減が可能な設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、格納容器水素イグナイタ作動時に想定される温度範囲を計測できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川53条では漏えい率の想定を記載しているが、泊は原子炉格納容器内の水素濃度低減手段であるため漏えい率の想定は記載しない。（大飯と同様）</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>る設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置、格納容器水素ガス試料湿分分離器及び格納容器水素ガス試料冷却器は、原子炉施設の設計基準を超えた場合の、原子炉格納容器内の水素濃度の測定ができる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>格納容器水素濃度計測装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合の、原子炉格納容器内の水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、想定される重大事故等時に原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が変動する可能性のある範囲を測定できる設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、想定される重大事故等時に原子炉格納容器内の水素爆発を防止するため、その可燃限界濃度を測定できる設計とする。</p>	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、想定される重大事故等時に、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性がある範囲を測定できる計測範囲を有するものを1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、想定される重大事故等時に、原子炉格納容器内の水素爆発を防止するため、その可燃限界濃度を測定できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載箇所の相違 ・ポンプ、圧縮装置は下段に記載している。 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載している。泊はパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と整理しているが、格納容器雰囲気ガス試料採取設備は“水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計”ではないため、記載していない。(伊方と同様)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊の可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは可搬型設備のため保有数を記載する。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川の48条では、熱交換器ユニットと大容量送水ポンプ（タイプI）を併記しているため、「必要な（容量）を有する熱交換器ユニット」と記載しているが、泊は冷却ポンプのみの文章であるため、「必要な容量を有するものを」と記載する。(48条等の可搬型設備との整合)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 ・单一号炉としての保有数は同じ。 ・泊3号炉では、保有数は、それぞれの設備の文章ごとに記載することとした。</p>
<p>格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは、原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の保有水を格納容器水素ガス試料冷却器に送水することでサンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めることができる容量を有する設計とし、原子炉補機冷却水系はサンプリングガスを24時間以上冷却可能な保有水量を有する設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、採取後のサンプリングガスを原子炉格納容器内に戻すことができる吐出圧力を有する設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、3号炉及び4号炉それぞれで1台使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで1台、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで1台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、残留熱除去系等の機器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット1セット1台と大容量送水ポンプ（タイプI）1セット1台を使用する。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時には更に1セット1台使用する。熱交換器ユニットの保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。大容量送水ポンプ（タイプI）の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプは、想定される重大事故等時において、原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備の保有水を格納容器雰囲気ガス試料採取設備に送水することでサンプリングガスを冷却し、計測可能な温度範囲に収めるために必要な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p>原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備はサンプリングガスを24時間以上冷却可能な保有水量を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、想定される重大事故等時において、採取後のサンプリングガスを原子炉格納容器内に戻すために必要な吐出圧力を有するものを1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、格納容器水素ガス試料冷却器への海水が供給可能となった以降の冷却機能を担い、サンプリングガスを計測可能な温度範囲に収めることができる容量を有する設計とする。水素濃度監視に使用する大容量ポンプは、3号炉及び4号炉で同時使用した場合に必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、想定される重大事故等時において、残留熱除去系等の機器で発生した熱を除去するために必要な伝熱容量及びポンプ流量を有する熱交換器ユニット1セット1台と大容量送水ポンプ（タイプI）1セット1台を使用する。また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時には更に1セット1台使用する。熱交換器ユニットの保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。大容量送水ポンプ（タイプI）の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を保管する。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、想定される重大事故等時において、格納容器雰囲気ガス試料採取設備への海水が供給可能となった以降の冷却機能を担い、サンプリングガスを計測可能な温度範囲に収めるために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。また、可搬型大型送水ポンプ車は、注水設備及び水の供給設備との同時使用時にはさらに1セット1台使用する。注水設備及び除熱設備として1セット2台使用する可搬型大型送水ポンプ車の保有数は、2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を保管する。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉では複数号炉での同時使用はしない。 記載方針の相違 ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方は43条補足資料に整理。）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・泊3号炉では、保守点検用のバックアップとして1台を保管し、故障時と合わせてバックアップは2台保有する設計とする。</p>
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先の格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管容積分の加圧及び弁作動回数を考慮した容量に対して十分な容量を有したものとして1セット2個を使用する。保有数は、1セット2個に故障時及び保守点検による待機除外のバックアップ用として1個を加えた合計3個を保管する。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。</p>

詳細仕様については、表2.9-1, 2に示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>格納容器水素ガス試料湿分分離器及び格納容器水素ガス試料冷却器は、重大事故等時における使用条件及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における使用条件及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは設置場所で、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>9.5.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 53条の参考掲載</p> <p>復水移送ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 51条の参考掲載</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度のサンプリング装置の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p>	<p>9.7.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、格納容器水素イグナイタ及び格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、原子炉格納容器内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、周辺機械棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンブル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>格納容器雰囲気ガス試料採取設備は、周辺機械棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>General 泊3号炉と大飯3／4号炉で、各設備の設置箇所の相違はあるが、設置箇所において考慮する環境条件に対する設計方針は同一であること、設置箇所ごとに並べ替えた記載であることから、相違箇所を識別していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計は、前述しているため、記載していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載している。泊は湿分分離器、冷却器に加えて、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に使用する格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と整理しているため、格納容器雰囲気ガス試料採取設備の環境条件として下段に記載する。</p> <p>記載方針の相違 ・「使用条件」は「環境条件」に含む。</p> <p>設計方針の相違 ・大飯では圧縮装置を中央制御室から操作可能とし、泊は現場での操作としているが、いずれも操作場所の環境条件を考慮した設計である。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。また、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>A, B海水ストレーナは、重大事故等時における使用条件及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器及びC, D原子炉補機冷却水ポンプは、重大事故等時における使用条件及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>A, B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、常時海水を通水するため耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>原子炉補機代替冷却水系の熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>熱交換器ユニットの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）の熱交換器ユニットとの接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、熱交換器ユニットの海水通水側及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視及びサンプリングガスを冷却するための代替補機冷却の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却水冷却器は流路とならない。（伊方と記載が無いことは同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「格納容器空気サンプルライン隔壁弁操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保 原子炉格納容器水素燃焼装置は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置、格納容器水素ガス試料湿分分離器及び格納容器水素ガス試料冷却器を使用した原子炉格納容器内の水素濃度の監視を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。また、切替えに伴う接続作業は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>格納容器水素濃度計測装置、可搬型代替冷却水ポンプ及び代替格納容器旁通気ガスサンプリング圧縮装置を使用した原子炉格納容器内の水素濃度の監視を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴う接続作業は、簡便な接続規格とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。</p> <p>伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>9.5.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。 女川2号炉 51条の参考掲載</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作及び設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスボンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスボンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続することができる設計とする。 女川2号炉 46条の参考掲載</p>	<p>9.7.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度低減の格納容器水素イグナイタは、中央制御室の制御盤により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を使用した可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視の可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、現場の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの指示値は、中央制御室にて確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、台車等により運搬、移動ができる設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を接続する接続口については、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続することができる設計とする。</p> <p>可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置に使用する電源ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続方式を統一することにより、確実に接続することができる設計とする。可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットに使用する計装ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続方式を統一することにより、確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・格納容器水素イグナイタは単独で動作可能であり、系統構成を要しない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の文章構成に合わせたことから、参照した大飯の記載順に入れ替え、さらに女川審査実績を反映した。</p> <p>記載方針の相違 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載している。泊はパッケージとして格納容器旁通気ガス試料採取設備と整理しており、主な使用設備を列挙する本記載箇所において記載しない。（伊方と同様） ・泊の操作は複数の操作対象弁の操作方法を記載しており、女川においても他条文では、複数の操作弁の操作方法を記載する場合は「又は」にて接続している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・可搬型設備については、アクセスルートを確保することを明示した。（女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違 ・大飯では圧縮装置を中央制御室から操作可能とし、泊は現場での操作としているが、いずれも操作性を考慮した設計である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプを使用した代替補機冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。また、切替えに伴うディスタンスピースの取替え作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプとA、B海水ストレーナブロー配管及びA海水供給母管マンホールとの接続口については、嵌合構造により可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。</p> <p>A、B海水ストレーナブロー配管フランジ及びA海水供給母管マンホールフランジは、一般的に使用されている工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>中型ポンプ車を使用したサンプリングガスの冷却を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車の接続口は、フランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて確実に可搬型ホースを接続できる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室若しくは離れた場所から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）を接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室若しくは離れた場所から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、車輪止めを搭載し設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却水配管を接続する接続口については、簡便な接続とし、結合金具を用いて可搬型ホースを確実に接続することができる設計とする。また、可搬型ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却海水系に供給するため、大飯のように原子炉補機冷却海水系と原子炉補機冷却海水系を接続する際のディスタンスピースの取替えに相当する作業はない。(伊方と同様) 記載方針の相違 ・泊3号炉では複数号炉申請ではないため、複数号炉の記載はしない。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・可搬型設備については、アクセスルートを確保することを明示した。(伊方と同様。女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。)</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・海水供給に使用する接続口が相違するが、複数の接続口から海水を供給できることに差異はない。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊3号炉の接続口は、島根2号炉の大量送水車の接続口と同様、結合金具を用いた簡便な接続であるため、島根2号炉47条の記載を参考にした記載とした。</p>
	<p>伊方3号炉 52条の参考掲載</p> <p>女川2号炉 51条の参考掲載</p> <p>島根2号炉 47条の参考掲載</p>		

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>高压窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時ににおいて、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高压窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作及び設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガスポンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続ができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 46条の参考掲載</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室から遠隔で操作が可能な設計又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置を接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続により、ホースを確実に接続することができる設計とする。また、ホースの接続については、接続方式及び接続口の口径を統一する設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、想定される重大事故等時において、中央制御室にて監視及びサンプリング装置の操作が可能な設計とする。</p>		<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の対応するSA設備「格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>9.5.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要機器仕様を第9.5-1表に示す。</p>	<p>9.7.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様を第9.7.1表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>水素濃度低減に使用する静的触媒式水素再結合装置は、触媒の外観の確認及び機能・性能の確認を行うため、触媒が取出しできる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置温度監視装置は、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正ができる設計とする。</p> <p>水素濃度低減に使用する原子炉格納容器水素燃焼装置は、機能・性能の確認が可能なように、抵抗及び電圧を測定できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置は、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正ができる設計とする。</p> <p>水素濃度監視に使用する格納容器水素ガス試料湿分分離器及び格納容器水素ガス試料冷却器は、他系統と独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>格納容器水素ガス試料湿分分離器は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器水素ガス試料冷却器は、応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.5.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認として触媒カートリッジの水素処理性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">女川2号炉 53条の参考掲載</div>	<p>9.7.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度低減に使用する原子炉格納容器内水素処理装置は、発電用原子炉の停止中に触媒の外観の確認及び機能・性能の確認として、触媒を取り出し水素処理性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の水素濃度低減に使用する格納容器水素イグナイタは、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認として、抵抗及び電圧の測定が可能な設計とする。</p> <p>格納容器水素イグナイタ温度監視装置は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他記載と整合させ、機能・性能の確認を明確とした記載とした。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載している。泊はパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と整理しているため、格納容器雰囲気ガス試料採取設備の試験検査として、次ページに記載する。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用する系統（格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置）は、試験系統での運転により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>また、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、分解が可能な設計とする。</p> <p>水素濃度監視に使用する可搬型格納容器水素ガス濃度計は、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正ができる設計とする。</p> <p>水素濃度監視に使用する系統（大容量ポンプ）は、試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型窒素ガス供給装置は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度のサンプリング装置は、発電用原子炉の停止中に運転により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、大容量送水ポンプ（タイプI）は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 51条の参考掲載</p>	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置は、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視に使用する可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型大型送水ポンプ車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視に使用する格納容器雰囲気ガス試料採取設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・他記載と整合させ、機能・性能の確認を明確にした記載とした。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用する系統（A, B海水ストレーナ, B原子炉補機冷却水冷却器及びC, D原子炉補機冷却水ポンプ）は、独立して機能・性能及び漏えいの確認ができる系統設計とする。試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、海水を含む原子炉補機冷却海水系と、海水を含まない原子炉補機冷却水系とを個別に通水確認及び漏えいの確認ができる系統設計とする。</p> <p>A, B海水ストレーナは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、ポンネットを取り外すことができる設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器は、内部の確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>C, D原子炉補機冷却水ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>水素濃度監視に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁駆動用空気配管への空気供給により、弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認として、系統の供給圧力の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 46条の参考掲載</p>		<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ及び原子炉補機冷却水冷却器は流路とならない。（伊方と記載が無いことは同様） ・また、原子炉補機冷却海水系を経由しないため、原子炉補機冷却海水系と原子炉補機冷却水系を個別に通水確認及び漏えい確認するとの記載は該当しない。（伊方と記載が無いことは同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。</p>

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>表 2.9-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>・大飯の掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。</p> <p style="text-align: right;">記載方針説明</p> <p>(1) 静的触媒式水素再結合装置</p> <table> <tr> <td>再結合効率</td> <td>約 1.2kg/h (1 基当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)</td> </tr> </table> <p>基 数 5</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 静的触媒式水素再結合装置 温度監視装置</p> <p>計測範囲 0~800°C</p> <p>(3) 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <table> <tr> <td>方 式</td> <td>ヒーティングコイル方式</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 556W (1 個当たり)</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>13 (予備1 (ドーム部))</td> </tr> </table> <p>(4) 原子炉格納容器水素燃焼装置 温度監視装置</p> <p>計測範囲 0~800°C</p>	再結合効率	約 1.2kg/h (1 基当たり)		(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)	方 式	ヒーティングコイル方式	容 量	約 556W (1 個当たり)	個 数	13 (予備1 (ドーム部))	<p>第9.5-1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 可搬型窒素ガス供給装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <table> <tr> <td>台 数</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 220Nm³/h</td> </tr> </table> <p>(2) 原子炉格納容器フィルタベント系</p> <p>a. フィルタ装置 第 9.3-1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. フィルタ装置出口側圧力開放板 第 9.3-1 表 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 可搬型窒素ガス供給装置 第 9.5-1 表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. フィルタ装置出口水素濃度 第 6.4-1 表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. フィルタ装置出口放射線モニタ 第 8.1-2 表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。</p>	台 数	1 (予備1)	容 量	約 220Nm³/h	<p>第9.7.1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>a. 原子炉格納容器内水素処理装置</p> <table> <tr> <td>再結合効率</td> <td>約 1.2kg/h (1 基当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)</td> </tr> </table> <p>基 数 5</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>b. 原子炉格納容器内水素処理装置 温度監視装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>計測範囲 0~800°C</p> <p>(2) 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>a. 格納容器水素イグナイタ</p> <table> <tr> <td>方 式</td> <td>ヒーティングコイル方式</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>約 556W (1 個当たり)</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>12 (予備1 (ドーム部))</td> </tr> </table> <p>b. 格納容器水素イグナイタ 温度監視装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>計測範囲 0~800°C</p>	再結合効率	約 1.2kg/h (1 基当たり)		(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)	方 式	ヒーティングコイル方式	容 量	約 556W (1 個当たり)	個 数	12 (予備1 (ドーム部))	<p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉と大飯3／4号炉で、各設備の詳細仕様の相違はあるが、設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映 女川の構成に合わせて手段毎に記載する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>設備兼用について明確化している。(以降同様)</p>
再結合効率	約 1.2kg/h (1 基当たり)																										
	(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)																										
方 式	ヒーティングコイル方式																										
容 量	約 556W (1 個当たり)																										
個 数	13 (予備1 (ドーム部))																										
台 数	1 (予備1)																										
容 量	約 220Nm³/h																										
再結合効率	約 1.2kg/h (1 基当たり)																										
	(水素濃度 4vol%, 圧力 0.15MPa[abs]時)																										
方 式	ヒーティングコイル方式																										
容 量	約 556W (1 個当たり)																										
個 数	12 (予備1 (ドーム部))																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 可搬型格納容器水素ガス濃度計</p> <p>個 数 1 (予備1) 計 測 範 囲 0~20vol%</p> <p>(2) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ</p> <p>台 数 1 (予備1) 容 量 約1m³/h</p> <p>(3) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置</p> <p>台 数 1 (予備1) 容 量 約4m³/h 吐 出 圧 力 約0.6MPa[gage]</p> <p>(4) 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用)</p> <p>型 式 うず巻式 台 数 2^{※1} (予備1^{※1}) 容 量 約1,800 m³/h (1台当たり) 吐 出 圧 力 約1.2MPa[gage] ※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能。</p> <p>(5) 海水ストレーナ</p> <p>型 式 たて置円筒形 基 数 2 (代替補機冷却時 A, B号機使用) 最高使用圧力 1.2MPa[gage] 最高使用温度 50°C 本体材料 炭素鋼</p> <p>(6) 原子炉補機冷却水冷却器</p> <p>型 式 横置直管式 基 数 1 (代替補機冷却時 B号機使用) 伝熱容量 約 19.2MW 最高使用温度 管 側 50°C 胴 側 95°C 最高使用圧力 管 側 0.7MPa[gage] 胴 側 1.4MPa[gage] 材 料 管 側 アルミプラス 胴 側 炭素鋼</p>	<p>(3) 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備</p> <p>a. 格納容器内水素濃度 (D/W) 第6.4-1表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 格納容器内水素濃度 (S/C) 第6.4-1表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 格納容器内雰囲気水素濃度 第6.4-1表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 格納容器内雰囲気酸素濃度 第6.4-1表 計装設備（重大事故等対処設備）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(3) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> <p>a. 可搬型格納容器水素濃度計測ユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>個 数 1 (予備1) 計 測 範 囲 0~20vol%</p> <p>b. 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ</p> <p>台 数 1 (予備1) 容 量 約 1 m³/h</p> <p>c. 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</p> <p>台 数 1 (予備1) 容 量 約 2 Nm³/h 吐 出 圧 力 約 0.5MPa[gage]</p> <p>d. 可搬型大型送水ポンプ車 第4.2.1表 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の 主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却水冷却器は流路とならないため記載しない。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) 原子炉補機冷却水ポンプ</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 2 (水素濃度監視時C, D号機使用)</p> <p>容量 約1,700m³/h (1台当たり)</p> <p>揚程 約55m</p> <p>最高使用圧力 1.4MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 95°C</p> <p>本体材料 炭素鋼</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ及び原子炉補機冷却水冷却器は流路とならないため記載していない。 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載している。泊はパッケージとして格納容器湿分分離器、冷却器、圧縮装置は、設工認において個別に記載する。伊方と同様)
<p>(8) 格納容器水素ガス試料冷却器</p> <p>型式 二重管式</p> <p>基數 1</p> <p>伝熱容量 約4.4kW</p> <p>最高使用温度</p> <ul style="list-style-type: none"> 内側管 144°C 外側管 95°C <p>最高使用圧力</p> <ul style="list-style-type: none"> 内側管 0.98MPa[gage] 外側管 1.4MPa[gage] <p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> 内側管 ステンレス鋼 外側管 ステンレス鋼 			
<p>(9) 格納容器水素ガス試料湿分分離器</p> <p>型式 たて置円筒形</p> <p>基數 1</p> <p>容量 約22</p> <p>最高使用温度 70°C</p> <p>最高使用圧力 0.98MPa[gage]</p> <p>材料 ステンレス鋼</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

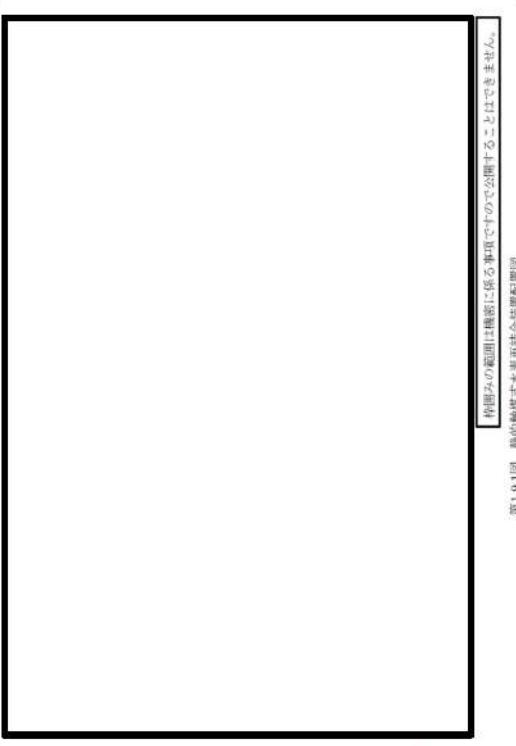
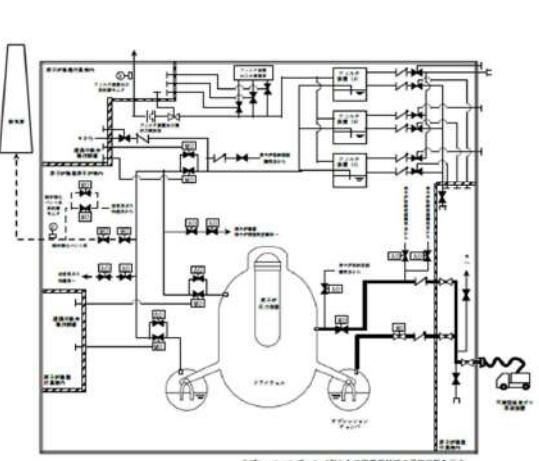
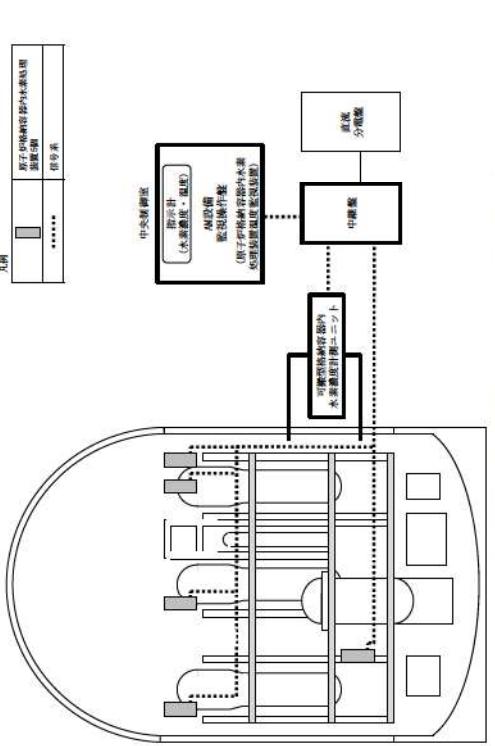
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.9-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 可搬型格納容器水素ガス濃度計 個 数 1 (予備1) 計測範囲 0~20vol%</p> <p>(2) 格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ 台 数 1 (予備1) 容 量 約1m³/h</p> <p>(3) 可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 台 数 1 (予備1) 容 量 約4m³/h 吐出圧力 約0.6MPa[gage]</p> <p>(4) 大容量ポンプ (3号及び4号炉共用) 型 式 うず巻式 台 数 2^{*1} (予備1^{*1}) 容 量 約1,800 m³/h (1台当たり) 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能。</p> <p>(5) 室素ボンベ (代替制御用空気供給用) 種 類 鋼製容器 本 数 10 (予備2) 容 量 約7Nm³ (1本当たり) 最高使用圧力 14.7MPa[gage] 供給圧力 約0.88MPa[gage] (供給後圧力)</p> <p>(6) 可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) 型 式 往復式 台 数 2 (予備1) 容 量 約14.4m³/h (1台当たり) 吐出圧 約0.88MPa[gage]</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川の構成に合わせて手段毎に記載するため、(常設)と(可搬型)の表を分割しない構成としている。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型室素ガスボンベ」は、『6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備』に記載する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

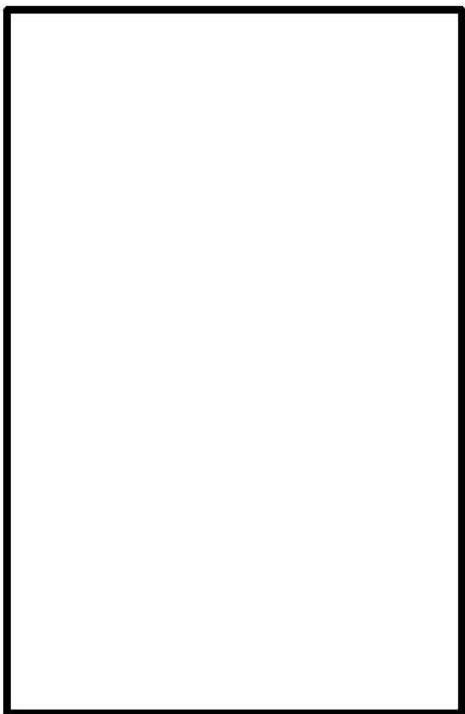
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯3／4号炉 技術的能力1.9の図を参考掲載</p> <p>外用スクリーンは機密に係る事項として公開することはありません。</p> <p>第9.1.1図 静的燃焼式水素再結合装置配管図</p>	 <p>サブレッショングループからの遮蔽炎抑制物の系統状態を示す。</p> <p>第9.5-1図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備系統概要図 (可燃型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化)</p>	 <p>凡例 ○原子炉格納容器内水素 △装置 ×信号系</p> <p>中央制御室 指示計 (水素濃度・流量) 操作盤 監視操作室 (原子炉格納容器内水素 処理装置運転監視装置)</p> <p>中間部 過濾 分離器</p> <p>可燃型窒素ガス供給装置 水素過濾装置ユニット</p> <p>第9.7.1図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 系統概要図 (1) 原子炉格納容器内水素処理装置</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯にはないが、原子炉格納容器内水素処理装置の系統概要図として記載している。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊 3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
 <p>大飯 3／4号炉 技術的能力 1.9 の図を参考掲載</p> <p>第1.9.3図 原子炉格納容器水素燃焼抑制装置の概要図</p> <p>特別点の範囲図は施設名に係る事項で寸法を記すことを原則とする。</p>	<p>第9.5-2図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備系統概要図 (原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)</p>	<p>第9.7.2図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 系統概要図 (2) 格納容器水素イグナイタ</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯にはないが、格納容器水素イグナイタの系統概要図として記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

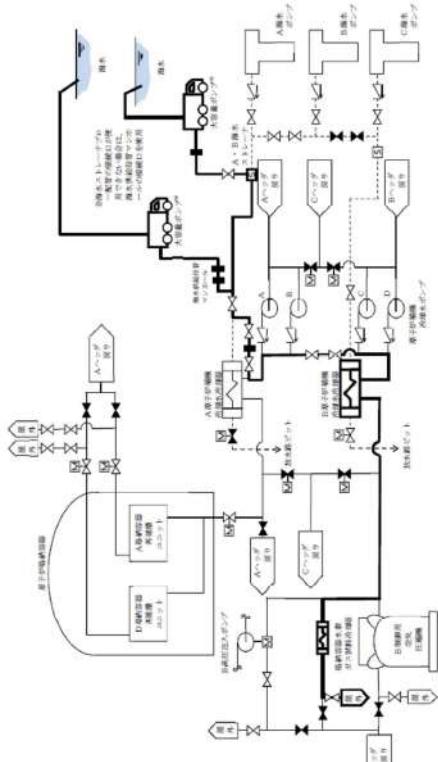
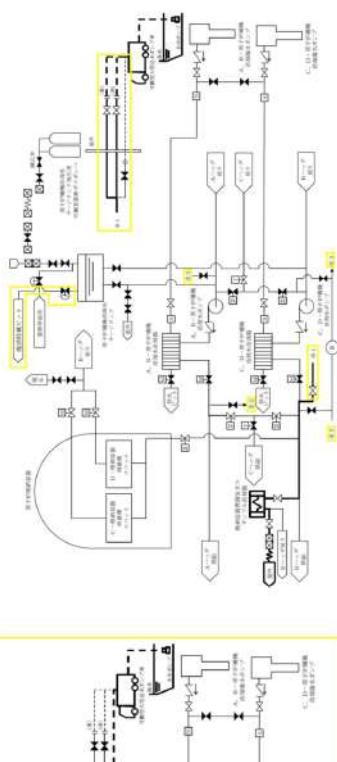
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第9.7.1図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 概略系統図 (1)</p>	<p>第9.5-3図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備系統概要図 (原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視)</p>	<p>第9.7.3図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 系統概要図 (3) 水素濃度監視</p> <p>※1～※4: 設計方針の相違</p> <p>※1: 電動用空気ポンプ（直列接続方式）が、（ユニットオーバークル）が、（オート）がための回路。 ※2: 電動用空気ポンプの給気回路を、各格納容器内に設置する。各格納容器内に設置する。 ※3: 核子炉外部に設置する。各格納容器内に設置する。 ※4: 核子炉外部に設置する。</p>	<p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では既設（常設）の格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を使用しない。泊は、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を使用する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の系統図にて太線で示すポンベから代替駆動源供給について、泊はまとめ資料の6.10項に記載(P52-42)のため太線としていない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9.7.2 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 構造系統図 (2)</p>		 <p>図9.7.4 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 構造系統図 (4)</p> <p>図9.7.5 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 構造系統図 (5)</p> <p>図9.7.6 図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 構造系統図 (6)</p>	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、接続口が相違するが可搬型ポンプにてサンプリングガスの冷却を可能とする設計に相違はない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
前191表 大事故等時における対応手段と整備する手順						
分類 施設等を想定する 設計条件付の設備 手段	現況設備 設備 分類	整備する手順	手順の分類			
水素爆発 度 低減 装置	静的無圧式水素結合装置 静的無圧式水素結合装置 蒸気脱気装置 ^{a)}	a,b	原子炉内ガス温度監視 熱能発散の手順	原子炉内ガス温度監視水素燃焼装置の起動を確認する手順	助詞及び設計基準事項に 対応する運転手順書	【大飯】 記載方針の相違 ・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。
	原子炉場内容器水素燃焼装置 蒸気脱気装置 ^{a)}		水素濃度監視及び 低減の手順	水素濃度監視及び 低減の手順	炉心の著しい燃焼及び 熱能発散が発生した場合に 対応する運転手順書	
	空冷式非常用発電装置 ^{b)}		空冷式非常用発電装置 燃料補給の手順	空冷式非常用発電装置 燃料補給の手順	炉心の著しい燃焼が発 生した場合に 対応する運転手順書	
	燃料油計量タンク ^{c)}					
	蓄油タンク ^{c)}					
	タンクローリー ^{c)}					
	可燃性低燃点ガス水素ガス 濃度計 ^{d)}					
	低燃点ガスガス脱硫装置用 可燃性低燃点ガス脱硫装置 ^{d)}					
	大容量ポンプ ^{e)}					
	可燃性低燃点ガス試料冷却器 装置 ^{f)}					
水素 爆発 度 管理 装置	格納容器水素ガス試料冷却器 装置 ^{f)}	c	大容量ポンプによる 原子炉内燃焼抑制水素の手順	水素濃度監視及び低減 の手順	炉心の著しい燃焼が 発生した場合に 対応する運転手順書	SA所達 ^{g)}
	格納容器水素ガス試料冷却器 装置 ^{f)}		空冷式非常用発電装置 燃料補給の手順	空冷式非常用発電装置 燃料補給の手順	炉心の著しい燃焼が 発生した場合に 対応する運転手順書	
	ダブルローリー ^{h)}					
	蓄油コンバート (代替制御用空気供給用)					
	可燃性低燃点ガス (代替制御用空気供給用)					
	ガスクロットグラフ					
	格納容器監視 ⁱ⁾ 試料注入口装置 ^{j)}		本系濃度監視及び 低減の手順	格納容器内の水素濃度 を測定する手順	炉心の著しい燃焼が 発生した場合に 対応する運転手順書	

^{a)}：「定期運用」、重大事故等時手順に記載する他の手順と併せてみる(別紙一、原子炉所蔵)^{b)}：「ディーゼル発電機等により供給する」^{c)}：「ディーゼル発電機等による供給」、1.14 節題の項に記載する「手順」にて整備する。^{d)}：「代替制御用空気供給装置」、手順は「1.14 節題の項に記載する「手順」」にて整備する。^{e)}：「手順は「1.5 節題セーフシート」、熱を輸送するための手順等」にて整備する。^{f)}：「大容量ポンプの燃料補給に使用する、手順は「1.6 原子炉格納容器内への冷却水のための手順等」にて整備する。^{g)}：「重大事故等時手順」、手順は「1.7 手順」^{h)}：当該方式に適用する重大事故等対応設備、b: 37 条に適合する重大事故等対応設備 c: 自主的対応として整備する重大事故等対応設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.9.1 適合方針 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 9.5.1 概要 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の系統概要図を第9.5-1図から第9.5-3図に示す。</p> 9.5.2 設計方針 <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する設備として、水素濃度監視設備を設ける。</p>	6.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 6.10.1 概要 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の系統概要図を第6.10.1図に示す。</p> 6.10.2 設計方針 <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度を監視する設備として、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視を設ける。</p>	
大飯3／4号炉 52-1頁の参考掲載	女川2号炉 52-1頁の参考掲載	(1) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 <p>原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)による原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> 原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、 格納容器内水素濃度(D/W) 及び 格納容器内水素濃度(S/C) を使用する。	
水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として以下の監視設備（水素濃度監視）を設ける。 監視設備（水素濃度監視）として、可搬型格納容器水素ガス濃度計、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、格納容器水素ガス試料湿分離器、格納容器水素ガス試料冷却器、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）、可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）、大容量ポンプ、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。	(2) 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視 a. 格納容器内水素濃度(D/W) 及び 格納容器内水素濃度(S/C) による原子炉格納容器内の水素濃度監視 原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、 格納容器内水素濃度(D/W) 及び 格納容器内水素濃度(S/C) を使用する。 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	原子炉格納容器内の水素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視を使用する。	
可搬型格納容器水素ガス濃度計及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置は、格納容器水素ガス試料採取系統に接続することで、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を可搬型格納容器水素ガス濃度計で測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする。 大飯3／4号炉 52-7頁の参考掲載	監視設備（水素濃度監視）として、格納容器水素濃度計測装置、可搬型代替冷却水ポンプ、代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置、窒素ポンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）、中型ポンプ車、軽油タンク及びミニローリーを使用する。また、格納容器水素濃度計測装置、可搬型代替冷却水ポンプ、代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置には、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。 格納容器水素濃度計測装置及び代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置は、事故後サンプリング設備に接続することで、代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を格納容器水素濃度計測装置で測定し、中央制御室にて原子炉格納容器内の水素濃度を監視できる設計とする。	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ポンベ及び可搬型大型送水ポンプ車で構成し、可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置を格納容器雰囲気ガス試料採取設備に接続することで、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置にて供給された原子炉格納容器内の雰囲気ガスの水素濃度を可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットで測定し、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載しているが、泊は次々ページにおいて、湿分分離器、冷却器に加えて、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に使用する格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と記載している。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（（代替空気供給用）という名称のとおり、格納容器サンプル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプを原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 52-7 頁の参考掲載</p>	<p>全交流動力電源喪失により原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、可搬型代替冷却水ポンプを原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする。窒素ポンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）は、格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁に窒素を供給できる設計とする。</p> <p>伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合においては、可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプを原子炉補機冷却水系に接続することで、サンプリングガスを冷却するための原子炉補機冷却水を供給できる設計とする。格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、格納容器空気サンプルライン隔離弁に窒素を供給できる設計とする。</p> <p>なお、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの圧力が低下した場合は、現場で格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・ポンベの機能として「窒素を供給できる設計」と記載した。（伊方と同様）</p>
<p>また、24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とする大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブローパンプ又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>可搬型格納容器水素ガス濃度計、可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置及び格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。空冷式非常用発電装置及び大容量ポンプの燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型格納容器水素ガス濃度計 ・格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ ・可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置 ・格納容器水素ガス試料湿分分離器 ・格納容器水素ガス試料冷却器 ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>大飯3／4号炉 52-8 頁の参考掲載</p>	<p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) <ul style="list-style-type: none"> ・所内常設蓄電式直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・常設代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) ・可搬型代替直流電源設備(10.2 代替電源設備) <p>女川2号炉 52-8 頁の参考掲載</p>	<p>また、24時間経過した後のサンプリングガスの冷却として、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉補機冷却水配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却設備のうち原子炉補機冷却水設備へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置及び可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、燃料補給設備であるディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット（9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備） ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ（9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備） ・可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置（9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備） ・格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型大型送水ポンプ車（9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備） ・燃料補給設備（10.2 代替電源設備） 	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・海水供給に使用する接続口が相違するが、複数の接続口から海水を供給できることに差異はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・燃料給油方法として、タンクローリーによる直接汲み上げ、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを介した汲み上げの2つの対応手段を整備（57条に詳細記載あり）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は、格納容器水素ガス試料湿分分離器、格納容器水素ガス試料冷却器を記載しているが、泊は次ページにおいて、湿分分離器、冷却器に加えて、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力程度まで低下した場合に使用する格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備と記載している。（伊方と同様）</p> <p>設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ及び原子炉補機冷却水設備を構成するB原子炉補機冷却水冷却器及びC、D原子炉補機冷却水ポンプは、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、可搬型格納容器水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ及び可搬型格納容器水素ガス試料圧縮装置の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水槽及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p> <p>大飯3／4号炉 52-9頁の参考掲載</p>	<p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機並びに非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。また、重大事故等時においては事故後サンプリング設備を使用する。</p> <p>伊方3号炉 52条の参考掲載</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>女川2号炉 52-9頁の参考掲載</p>	<p>本系統の流路として、非常用取水設備の貯留槽、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室並びに圧縮空気設備のうち制御用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホース及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、重大事故等時においては格納容器雰囲気ガス試料採取設備を使用する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視のうち可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型ガスサンプリング圧縮装置及び可搬型大型送水ポンプ車について「9.7 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、原子炉補機冷却海水系を経由せず、直接原子炉補機冷却水系に供給するため、原子炉補機冷却海水設備は流路とならない。(伊方と同様) <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 52条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。 本項で記載する窒素ポンベを使用する際のプラント状態は、SBOを想定しているためディーゼル発電機は使用しない(9.7項では記載) <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、原子炉格納容器圧力が高い場合は、可搬型代替ガスサンプリング装置によりサンプリングガスの供給が可能である一方、原子炉格納容器圧力が通常運転圧力まで低下した場合は、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置に切替えることによりサンプリングガスの供給をする。そのため、泊は湿分分離器、冷却器に加えて、格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置を含めたパッケージとして格納容器雰囲気ガス試料採取設備を使用することを記載している。(湿分分離器、冷却器、圧縮装置は、設工認において個別に記載する。伊方と同様) <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条にて基準適合性を記載せず他条で記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、適合方針末尾(本箇所)へ一括して記載した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用する窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 52条 悪影響防止（52-13頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガスボンベは、予備のポンベも含めて、原子炉建屋付属棟内に分散して保管及び設置し、原子炉格納容器内の主蒸気逃がし安全弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータと共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.1 多様性、位置的分散の参考掲載</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、通常時は弁により他の系統と隔離し、弁操作等により重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.2 悪影響防止の参考掲載</p> <p>原子炉補機代替冷却水系は、通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>6.10.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、予備のポンベも含めて、通常時接続せず、周辺補機棟内に保管及び設置し、周辺補機棟内の制御用空気圧縮機と異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>6.10.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視は、通常時は格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、制御用圧縮空気設備と格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベを同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、固縛による固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ボンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先の格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁動作回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものと3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のパックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大飯3／4号炉 52条 容量等（52-17頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁を作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させるために必要となる容量を有するものを高圧窒素ガス供給系（非常用）で1セット8本、代替高圧窒素ガス供給系で1セット3本の合計1セット11本使用する。保有数は、1セット11本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のパックアップ用として11本の合計22本を保管する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女川2号炉 46条_6.8.2.3 容量等の参考掲載</p> <p>窒素ポンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）は、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管容積分の加圧及び弁作動回数を考慮した容量に対して十分な容量を有したものとして1セット2個を使用する。保有数は、1セット2個に故障時及び保守点検による待機除外のパックアップ用として1個を加えた合計3個を保管する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊方3号炉 52条の参考掲載</p>	<p>6.10.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、空気作動式である格納容器空気サンプルライン隔離弁を全開にするために必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のパックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・（代替空気供給用）という名称のとおり、格納容器サンブル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。) ・泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大飯3／4号炉 52条 環境条件等（52-19頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、原子炉建屋付属棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスポンベの予備との取替え及び常設設備との接続は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女川2号炉 46条_6.8.2.4 環境条件を参考掲載</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女川2号炉 52条 環境条件等の再掲 (現場操作を要する設備の記載)</p>	<p>6.10.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用した格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 52条 操作性（52-23頁）の再掲</p>	<p>高压窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高压窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作及び設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条 6.8.2.5 操作性の参考掲載</p>	<p>6.10.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベを使用した格納容器空気サンプルライン隔離弁への代替空気供給を行う系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・可搬型設備については、アクセスルートを確保することを明示した。（女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 記載表現の相違 ・窒素ガスポンベの取合い部が同一形状の取付継手を使用することを簡潔に表現した。</p>
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サイジタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 52-23頁の再掲</p>	<p>高压窒素ガスポンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続することができる設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条 6.8.2.5 操作性の参考掲載</p>	<p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続することができる設計とする。</p> <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サイジタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ及びアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>6.10.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様を第6.10.1表に示す。</p>	

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁駆動用空気配管への空気供給により、弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">大飯3／4号炉 52-26 頁の再掲</p>	<p>高压窒素ガス供給系（非常用）は、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認として、系統の供給圧力の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 46条 6.8.4 試験検査の参考掲載</p>	<p>6.10.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視に使用する格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、格納容器空気サンプルライン隔離弁駆動用空気配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 記載方針の相違 ・加圧媒体は窒素ポンベであることから、供給気体は窒素となる。 ・他記載と整合させ、窒素供給による弁の開閉試験が機能・性能の確認であることを明示した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>表2.9-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(5) 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）</p> <table> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>本数</td><td>10（予備2）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約7Nm³（1本当たり）</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> </table> <p>(6) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</p> <table> <tr><td>型式</td><td>往復式</td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約14.4m³/h（1台当たり）</td></tr> <tr><td>吐出圧</td><td>約0.88MPa[gage]</td></tr> </table> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大飯3／4号炉 52-30 頁の再掲</p>	種類	鋼製容器	本数	10（予備2）	容量	約7Nm ³ （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）	型式	往復式	台数	2（予備1）	容量	約14.4m ³ /h（1台当たり）	吐出圧	約0.88MPa[gage]		<p>第6.10.1表 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の主要仕様</p> <p>(1) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> <p>a. 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ</p> <table> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約47L</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.74MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> </table>	種類	鋼製容器	個数	1（予備1）	容量	約47L	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（代替空気供給用） という名称のとおり、格納容器サンプル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。
種類	鋼製容器																														
本数	10（予備2）																														
容量	約7Nm ³ （1本当たり）																														
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																														
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																														
型式	往復式																														
台数	2（予備1）																														
容量	約14.4m ³ /h（1台当たり）																														
吐出圧	約0.88MPa[gage]																														
種類	鋼製容器																														
個数	1（予備1）																														
容量	約47L																														
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																														
供給圧力	約0.74MPa[gage]（供給後圧力）																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第9.7.1図 本劇爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 計略系統図 (1)</p> <p>大飯3／4号炉 52-33頁の再掲</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第6.10.1図 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 系統概要図 水素監測装置</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ポンプに加え可搬式空気圧縮機を整備している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の系統図にて太線で示す格納容器内 空気圧力ガスのサンプリング系について、泊 はまとめ資料の9.7項に記載(P52-33)の ため太線としていない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 CV水素（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 【52条】</p> <p>< 添付資料 目次 ></p> <p>3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>3.9.1 設置許可基準規則第52条への適合方針</p> <p>(1) 原子炉格納容器内の不活性化（設置許可基準規則解釈の第1項a）</p> <p>(2) 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化（設置許可基準規則解釈の第1項a）</p> <p>(3) 原子炉格納容器フィルタベント系の設置（設置許可基準規則解釈の第1項c), e)</p> <p>(4) 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備の設置（設置許可基準規則解釈の第1項d), e)</p> <p>(5) 自主対策設備の整備</p> <p>3.9.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.9.2.1 可搬型窒素ガス供給装置</p> <p>3.9.2.1.1 設備概要</p> <p>3.9.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>3.9.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.9.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p>	<p>2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>2.9.1 設置許可基準規則第52条への適合方針</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止（設置許可基準規則本文、解釈の1 a), d))</p> <p>(i) 原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>(ii) 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>(2) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視（設置許可基準規則本文、解釈の1 d), e))</p> <p>(3) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) ガス分析計</p> <p>2.9.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.9.2.1 原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>2.9.2.1.1 設備概要</p> <p>2.9.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 原子炉格納容器内水素処理装置</p> <p>(2) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置</p> <p>2.9.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.9.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.9.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p>	<p>最新知見の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した） <p>設備の相違</p> <p>常設設備と可搬型設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 CV水素（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.9.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号) (2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号) (3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項第三号) (4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項第四号) (5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項第五号) (6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項第六号) (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>3.9.2.2 原子炉格納容器フィルタベント系</p> <p>3.9.2.2.1 設備概要</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.9.2.2 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減</p> <p>2.9.2.2.1 設備概要</p> <p>2.9.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 格納容器水素イグナイタ (2) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置</p> <p>2.9.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.9.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.9.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>設備の相違</p> <p>常設設備と可搬型設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第52条 CV水素（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.9.2.3 水素濃度監視設備及び酸素濃度監視設備</p> <p>3.9.2.3.1 設備概要</p> <p>3.9.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>3.9.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.9.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.9.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.9.2.3 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視</p> <p>2.9.2.3.1 設備概要</p> <p>2.9.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型格納容器水素濃度計測ユニット</p> <p>(2) 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ</p> <p>(3) 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置</p> <p>(4) 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>(5) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>2.9.1.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.9.1.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.9.1.3.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<u>設備の相違</u> 常設設備と可搬型設備の相違

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA53-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を
防止するための設備 【53条】

令和5年7月
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記4件
 - ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】
 - ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成とした。【全般】
 - ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】
 - ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。ただし、本条においては重大事故等対処設備（設計基準拡張）はない。【全般】
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) バックフィット関連事項

なし

2. 大飯3／4号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 編集上の差異

【差異A】 大飯では、アニュラス空気浄化設備による水素排出の記載において電源が健全な場合と電源喪失の場合をまとめて記載しているが、泊では技術的能力1.10における整理と同様に、別手段として記載している。（伊方と同様。）
記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。

【差異B】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；非常用交流電源設備・・・については「10.2 代替電源設備」に記載する。）について、大飯では各対応手段の文章末尾に記載していたが、泊では9.8.1 適合方針の末尾に一括して記載した。
(伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 9.6.2 設計方針の末尾に一括して記載している。)

大飯発電所3／4号炉

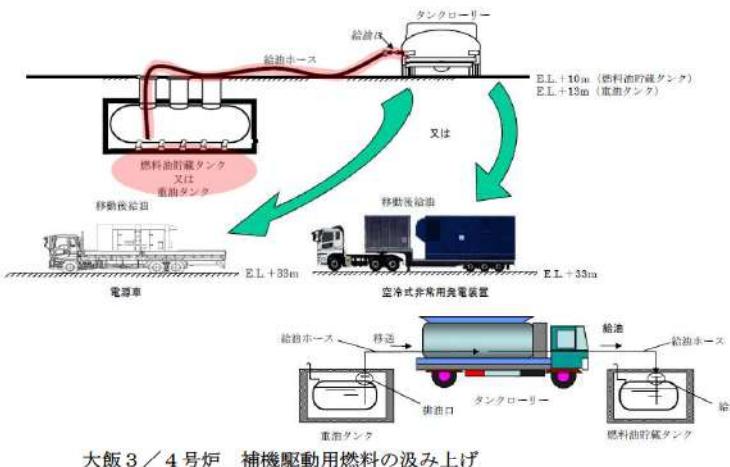
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

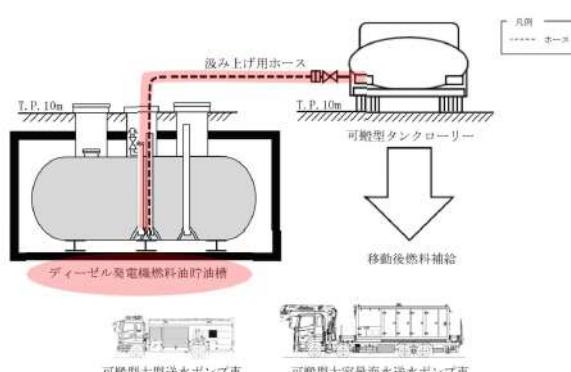
2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】 可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型)タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。(美浜3号炉と同様)



大飯3／4号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)

泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(直接汲み上げ時)

大飯3／4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用

上記以外の設備：軽油を使用

・重油の保管方法：燃料油貯蔵タンク及び重油タンク

・燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ

泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

・燃料を必要とするSA設備

：軽油を使用

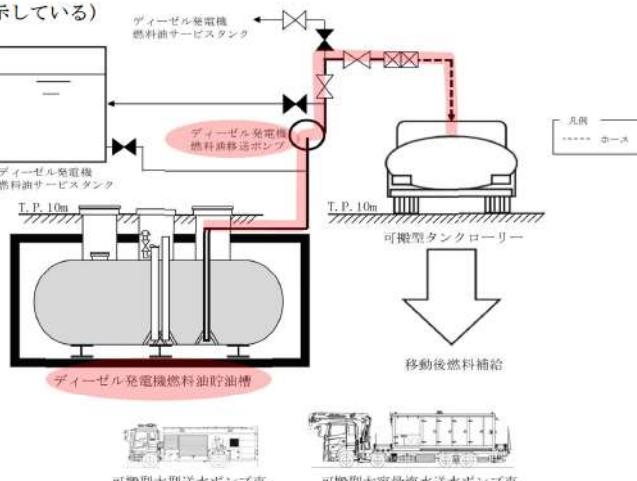
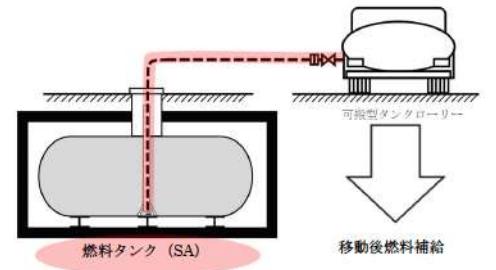
・軽油の保管方法

：ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）

・燃料の汲み上げ方法

：タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ

燃料補給に使用する設備は、泊は各代替電源設備の構成設備に含まれ各条SA手段の構成設備として個別に記載しておらず、大飯は各条SA手段の構成設備として記載していることから、大飯記載欄にのみ赤字識別を行っている。

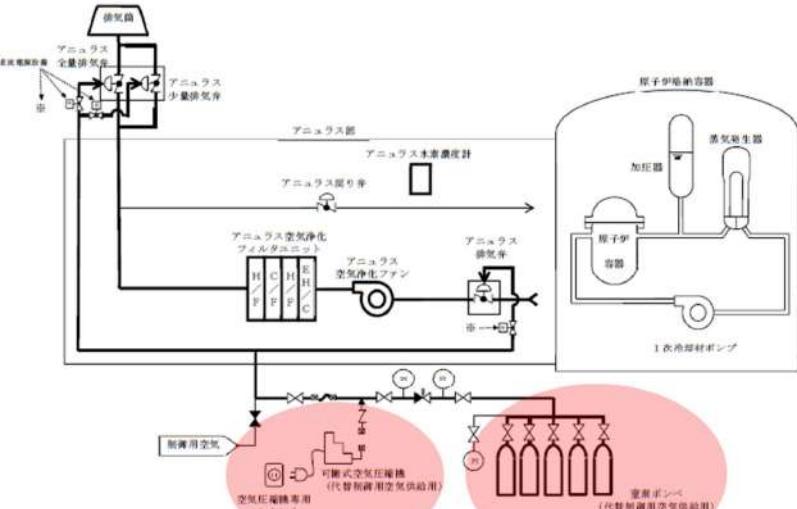
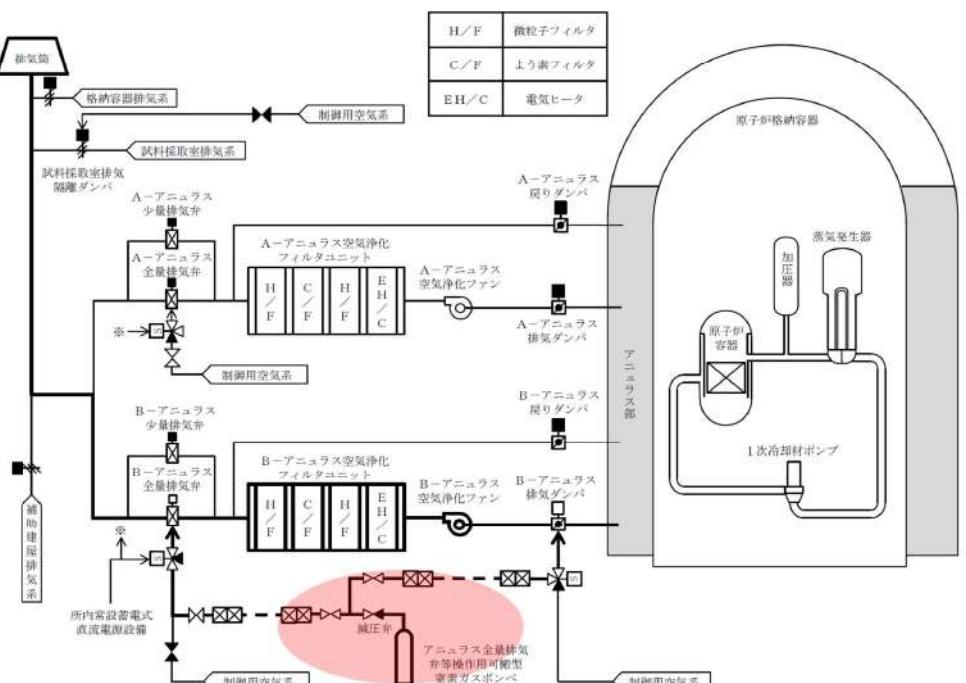
泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)

泊3号炉 燃料タンク (SA) から各設備への補給

(57条系統概要図から引用)

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
【差異②】 電源が喪失した場合のアニュラス空气净化設備による水素排出において、空気作動式の弁を開操作するため、泊はアニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパの開操作を専用のボンベにより操作する。大飯はアニュラス空气净化系の弁以外との共通の代替空気供給設備としてボンベに加えて可搬式空気圧縮機も使用し、アニュラス空气净化系の複数弁を代替空気により開操作する設計としている。いずれもアニュラス空气净化設備による水素排出に必要な系統構成が可能な設計に相違はない。									
 <p>大飯3／4号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 概略系統図 (53条概略系統図から引用)</p>	 <p>泊3号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 系統概要図 (53条系統概要図から引用)</p>	<table border="1"> <tr><td>H／F</td><td>微粒子フィルタ</td></tr> <tr><td>C／F</td><td>上昇流フィルタ</td></tr> <tr><td>E H／C</td><td>電気ヒーター</td></tr> </table>	H／F	微粒子フィルタ	C／F	上昇流フィルタ	E H／C	電気ヒーター	
H／F	微粒子フィルタ								
C／F	上昇流フィルタ								
E H／C	電気ヒーター								

大飯3／4号炉では、アニュラス空气净化設備による水素排出の系統構成として、アニュラス空气净化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、アニュラス空气净化系のダンパのみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。

泊3号炉では、アニュラス空气净化設備による水素排出の系統構成として、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベからB系アニュラス空气净化設備の弁及びダンパに窒素を供給し、代替電源設備によりB系アニュラス空气净化設備の弁及びダンパの駆動用空気配管電磁弁を開弁することで、開操作できる設計とする。泊のアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、B系アニュラス空气净化設備の弁及びダンパ専用の窒素ポンベである。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>【差異③】 電源が喪失した場合のアニュラス空气净化設備による水素排出において、泊はB系のアニュラス空气净化設備、大飯はA、B両系のアニュラス空气净化設備のダンパを、代替電源設備によって電磁弁を開放し、代替空気の供給等によりダンパを開放する設計としている。（高浜はA系のアニュラス空气净化設備の弁を開放。）いずれもアニュラス空气净化設備による水素排出に必要な系統構成が可能な設計に相違はない。</p>									
			<table border="1"> <tr><td>H / F</td><td>微粒子フィルタ</td></tr> <tr><td>C / F</td><td>よう素フィルタ</td></tr> <tr><td>E H / C</td><td>電気ヒータ</td></tr> </table>	H / F	微粒子フィルタ	C / F	よう素フィルタ	E H / C	電気ヒータ
H / F	微粒子フィルタ								
C / F	よう素フィルタ								
E H / C	電気ヒータ								

大飯3／4号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 系統概要図

(53条補足説明資料から引用)

泊3号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 系統概要図

(53条補足説明資料から引用)

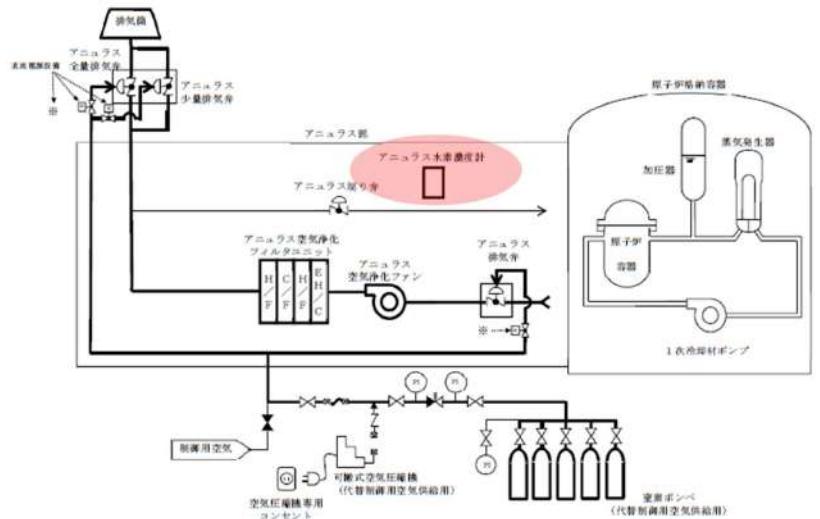
大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

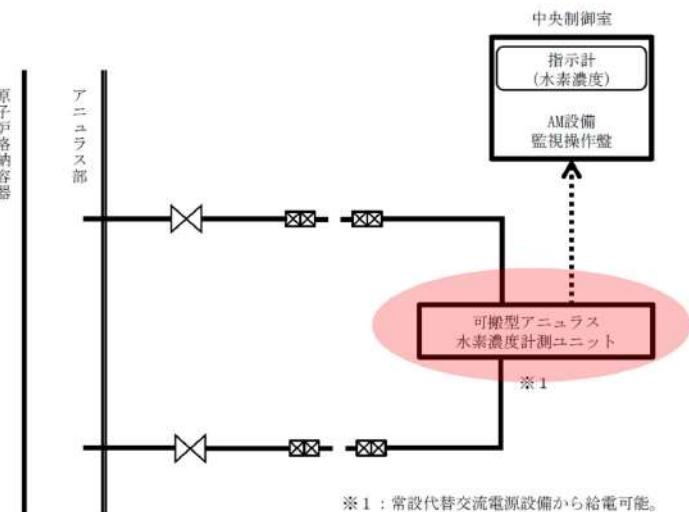
相違理由

【差異④】 アニユラス部の水素濃度監視において、大飯3／4号炉は、常設のアニユラス水素濃度計を用いる対応策としているが、泊3号炉は、アニユラス部内雰囲気をサンプリングし水素濃度計測を行うため、アニユラス部の水素濃度監視に使用する設備構成が相違している。（泊のアニユラス部の水素濃度監視方法は、伊方3号炉と同様である。）なお、高浜3／4号炉は、格納容器内水素濃度、格納容器内線量率及びアニユラス内線量率の計測データからアニユラス内の水素濃度を推定する対応策としている。（操作性や試験・検査性にも当該設備相違による差異がある。）いずれのプラントにおいても、監視装置により重大事故等時の環境において必要な計測範囲を有する設計に相違はない。



大飯3／4号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 概略系統図

(53条概略系統図から引用)



泊3号炉 水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための設備 系統概要図

(53条系統概要図から引用)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2-3) 名称が違うが同等の設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)
燃料油貯蔵タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽
タンクローリー	可搬型タンクローリー
窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）	アニュラス全量排気弁等操作用 可搬型窒素ガスポンベ
静的触媒式水素再結合装置	原子炉格納容器内水素処理装置
原子炉格納容器水素燃焼装置	格納容器水素イグナイタ

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないように作成した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】</p> <p>2.10.1 適合方針 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】</p> <p>9.6 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 9.6.1 概要 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の構造図及び系統概要図を第9.6-1図から第9.6-3図に示す。</p> <p>9.6.2 設計方針 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける。 また、原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定するための設備として、原子炉建屋水素濃度監視設備を設ける。</p>	<p>2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】</p> <p>9.8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 9.8.1 概要 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の系統概要図を第9.8.1図から第9.8.3図に示す。</p> <p>9.8.2 設計方針 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備として、アニュラス空気浄化設備による水素排出を設ける。 また、原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定するための設備として、アニュラス部の水素濃度監視を設ける。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・条文の記載に合わせた。 ・可搬型設備を含むことから保管についても記載した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラス部の水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力及び温度低下機能と、静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置による水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発を防止とともに、貫通部からアニュラス部に漏えいし、アニュラス部で混合された可燃限界濃度未満の水素を含む空気の放射性物質を低減し、排出できる設備として以下の水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）を設ける。</p> <p>(i) アニュラス空気再循環設備による水素排出</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気净化設備のアニュラス空気净化ファン、アニュラス空気净化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>伊方3号炉 53条の参考掲載</p>	<p>(1) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>a. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を使用する。</p>	<p>(1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備（水素排出）</p> <p>(i) アニュラス空気净化設備による水素排出</p> <p>a. 交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる設備</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器からアニュラス部に水素が漏えいした場合において、アニュラス部で混合された可燃限界濃度未満の水素を含む空気の放射性物質を低減し、排出するための重大事故等対処設備として、アニュラス空気净化設備による水素排出を使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針等の相違 ・泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。(以降同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川記載に合わせて、各項目内に記載を移動した。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・水素排出として、電源健全時と電源喪失時の手段を設定しているため、それぞれを別手段として記載した。(伊方と同様) ・代替空気を供給するポンベや代替電源等は電源喪失時に使用する設備であり次頁に記載。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・53条要求事項への対応として、女川は“水素濃度制御設備”を設けるのに対し、泊は“水素排出設備”を設ける対応のため、上の段落で大飯が記載している“排出”を表現する記載とする。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することでアニュラス部に水素が滞留しない設計とする。アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、ダクト、配管、弁及びダンパ類で構成し、アニュラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させたのち排出することでアニュラス部に水素が滞留しない設計とし、格納容器内自然対流冷却又は格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力及び温度低下機能と、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタによる水素濃度低減機能とあいまって、原子炉建屋等の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンバは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、配管、弁及びダンパを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・電源喪失時の水素排出方法（系統構成）及び使用設備については、次項目に記載。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異B】 ・53条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・設計基準拡張設備の多様性、位置的分散等の取扱いは後段に記載している。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる水素排出設備（アニュラス空気再循環設備による水素排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット並びに窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 53条の参考掲載</p> <p>水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することでアニュラス部に水素が滞留しない設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">大飯3／4号炉 53-2～3頁の再掲</p>	<p>a. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を使用する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 53-2～3頁の再掲</p>	<p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器からアニュラス部に水素が漏えいした場合において、アニュラス部で混合された可燃限界濃度未満の水素を含む空気の放射性物質を低減し、排出するための重大事故等対処設備として、アニュラス空気浄化設備による水素排出を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、アニュラス空気浄化設備のB一アニュラス空気浄化ファン、B一アニュラス空気浄化フィルタユニット、ダクト、配管、ダンバ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース及び弁類で構成する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、B一アニュラス空気浄化ファンにより、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、B一アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させたのち排出することでアニュラス部に水素が滞留しない設計とし、格納容器内自然対流冷却又は代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力及び温度低下機能と、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタによる水素濃度低減機能とあいまって、原子炉建屋等の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。加えて、B一アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備によりB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバの駆動用空気配管の電磁弁を開弁することで開操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・本頁では、電源喪失時の手順に対応している。電源健全時は前頁に記載。（伊方同様）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・53条要求事項への対応として、女川は“水素濃度制御設備”を設けるのに対し、泊は“水素排出設備”を設ける対応のため、上の段落で大飯が記載している“排出”を表現する記載とする。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・電源喪失時においては、B系のアニュラス空気浄化系のみを使用するが片側で十分にアニュラス部の水素低減が可能である。</p> <p>設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（（代替空気供給用）という名称のとおり、アニュラス空気浄化設備の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊はアニュラス空気浄化設備の弁及びダンバ専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・本頁は、電源喪失時の対応を記載しており、非常用交流電源設備による給電は記載しない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ボンベ（代替制御用空気供給用） <p>・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</p> <p>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】）</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>大飯3／4号炉 53-2～3頁の再掲</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>本系統の流路として、原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>女川2号炉 53-3頁の再掲</p>	<p>なお、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場でアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-アニュラス空気浄化ファン ・B-アニュラス空気浄化フィルタユニット ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ（6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備） <p>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備）</p> <p>・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備）</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ボンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・((代替空気供給用)という名称のとおり、アニュラス系の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。) <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・53条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の適合方針のため、非常用交流電源設備は使用しない。（伊方と同様。なお、伊方には記載がないため伊方を引用しない。）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器からアニュラス部に漏えいした水素濃度を推定するため、想定される事故時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で推定できる設備として以下の監視設備（水素濃度監視）を設ける。</p> <p>監視設備（水素濃度監視）として、アニュラス水素濃度計を使用する。アニュラス水素濃度計は、アニュラス部の雰囲気ガスの水素濃度を測定し、中央制御室にてアニュラス部の水素濃度を監視できる設計とする。アニュラス水素濃度計は、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>b. 水素濃度監視</p> <p>(a) 原子炉建屋水素濃度監視設備による水素濃度測定 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素の濃度を測定するため、炉心の著しい損傷が発生した場合に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる重大事故等対処設備として、原子炉建屋水素濃度監視設備である原子炉建屋内水素濃度を使用する。</p> <p>原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とし、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上1階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>(2) アニュラス部の水素濃度監視</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器からアニュラス部に漏えいした水素の濃度を測定するため、炉心の著しい損傷が発生した場合に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる重大事故等対処設備として、アニュラス部の水素濃度監視を使用する。</p> <p>アニュラス部の水素濃度監視は、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット、ホース、弁、試料採取設備の配管及び弁類で構成し、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットをアニュラス水素濃度計測ラインに接続することで、アニュラス部内雰囲気ガスの水素濃度を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設備の相違【差異④】 ・(参考)高浜3／4号炉は、格納容器内水素濃度、格納容器内線量率及びアニュラス内線量率の計測データからアニュラス内水素濃度を推定する対応策としているが、泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気をサンプリングし水素濃度計測を行うため、アニュラス部の水素濃度監視に使用する設備構成が相違している。(なお、泊3と伊方3、大飯3／4は、直接計測を対応策としている) ・(参考)泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測するため、格納容器内の水素濃度計測値からアニュラス部の水素濃度を推定するための計装設備を必要としない。 ・(参考)泊3号炉は、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットにて、アニュラス部内雰囲気ガスをサンプリング計測する際、サンプリングラインによる自然放熱により冷却する設計のため、代替補機冷却を必要としない。 ・泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測。大飯3／4は、アニュラス部内に常設した水素濃度計で直接計測という相違はあるが必要な水素濃度計測が可能である。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・常設代替交流電源設備の燃料補給については、57条に記載する。(女川と同様)</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス水素濃度計 ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス水素濃度計の電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋内水素濃度 ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、試料採取設備の配管及び弁並びにホース及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出のうちアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベについては「6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測。大飯3／4は、アニュラス部内に常設した水素濃度計で直接計測という相違はあるがいずれも代替電源からの給電が可能である。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（参考）泊3号炉は、アニュラス部内水素濃度を直接計測するため、格納容器内水素濃度計測設備は使用しない。また、代替補機冷却を必要としない設備設計のため、代替補機冷却の流路を構成する設備は対象とならない。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条にて基準適合性を記載せず他条で記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、適合方針末尾（本箇所）へ一括して記載した。

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス水素濃度計は、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>9.6.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置と原子炉建屋内水素濃度は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、異なる計測方式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>また、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により作動できる設計とし、原子炉建屋内水素濃度は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により作動できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>9.8.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンを用いたアニュラス空気浄化設備による水素排出及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを用いたアニュラス部の水素濃度監視は、非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備からの給電により作動できる設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・女川2号炉では水素濃度の上昇を抑制する設備は静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を用いて確認しなければならないが、泊3号炉では動的機器であるアニュラス空気浄化ファンを用いるため専用の監視装置を用いない。</p> <p>【大飯】 設備の相違【差異④】 ・泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測。大飯3／4号炉は、アニュラス部内に常設した水素濃度計で直接計測という相違はあるがいずれも代替電源からの給電が可能である。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>アニュラス部からの水素排出に使用するアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット及び排気筒は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>アニュラス空気再循環設備による水素排出に使用するアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニットは、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 53条の参考掲載</p> <p>アニュラス空気再循環設備による水素排出に使用する格納容器排気筒は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">伊方3号炉 53条の参考掲載</p> <p>アニュラス部からの水素排出に使用する窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>9.6.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋燃料取替床壁面近傍に設置し、他の設備と独立して作動する設計とともに、重大事故等時の再結合反応による温度上昇が重大事故等時に使用する他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>耐圧強化ペント系は、通常時は弁により他の系統・機器と隔離し、重大事故等時に弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の系統・機器に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>9.8.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出に使用するアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、アニュラス空気浄化設備のダクト、配管及びダンバは、重大事故等時に交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合には弁操作等により、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出に使用する排気筒は、重大事故等時に設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・アニュラス空気浄化設備による水素排出は、電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立のための操作が必要なため、条件に応じて記載を書き分けた。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・排気筒は、電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ」は、『6.1 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用するアニュラス水素濃度計は、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、他の設備と電気的な分離を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置内の水素流路を妨げない配置及び寸法とすることで、静的触媒式水素再結合装置の水素処理性能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>アニュラス部の水素濃度監視は、通常時は可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、固縛による固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測するが、大飯3／4は常設の水素濃度計であるため、系統構成等を要しない。 記載方針の相違 ・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは可搬型設備であるため固縛による悪影響防止を記載した。</p> <p>【女川】 設備の相違</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内で発生した水素が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、水素を排出するために使用するアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、原子炉格納容器外に漏えいした可燃限界濃度未満の水素を含む空気を排出させる機能に対して、設計基準事故対処設備としてのアニュラス部の負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、アニュラス部の水素を屋外に排出することができるため、同仕様で設計するが、格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力・温度低下機能と、静的触媒式水素再結合装置及び原子炉格納容器水素燃焼装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する容量を有する設計とする。</p>	<p>9.6.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、想定される重大事故等時において、有効燃料部の被覆管がジルコニウム-水反応により全て反応したときに発生する水素（約990kg）が、原子炉格納容器の最高使用圧力の2倍における原子炉格納容器漏えい率に対して保守的に設定した漏えい率（10%/日）で漏えいした場合において、ガス状よう素による性能低下及び水素再結合反応開始の不確かさを考慮しても、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止するために必要な水素処理容量を有する設計とする。</p> <p>また、静的触媒式水素再結合装置は、原子炉建屋原子炉棟内の水素の効率的な除去を考慮して分散させ、適切な位置に配置する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を測定できる設計とする。</p>	<p>9.8.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内で発生した水素が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、水素を排出するために使用するアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、原子炉格納容器外に漏えいした可燃限界濃度未満の水素を含む空気を排出させる機能に対して、設計基準事故対処設備としてのアニュラス部の負圧達成能力及び負圧維持能力を使用することにより、想定される重大事故等時において、アニュラス部の水素を屋外に排出することができるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>また、格納容器内自然対流冷却、格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力・温度低下機能と、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減機能とあいまって、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 記載方針の相違 ・長文のため、2文に分割した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアニュラス浄化排気弁等が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものと3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度計は、原子炉施設の設計基準を超えた場合のアニュラス部の水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>詳細仕様については、表2.10-1, 2に示す。</p>	<p>可搬型窒素ガス供給装置は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内における水素及び酸素を排出する前までに、原子炉格納容器内の水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にするために必要な窒素供給容量を確保するため1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>女川2号炉 52条の参考掲載</p> <p>窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）は、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管容積分の加圧及び弁作動回数を考慮した容量に対して十分な容量を有したものと1セット1個を使用する。保有数は、1セット1個に故障時及び保守点検による待機除外のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>伊方3号炉 53条の参考掲載</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合の、アニュラス部の水素濃度を測定できる計測範囲を有する設計とする。</p> <p>保有数は、1セット1個に故障時及び保守点検による待機除外のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>伊方3号炉 53条の参考掲載</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、想定される重大事故等時において、原子炉格納容器フィルタベント系により原子炉格納容器内における水素及び酸素を排出する前までに、原子炉格納容器内の水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にするために必要な窒素供給容量を確保するため1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>女川2号炉 52条の参考掲載</p> <p>原子炉建屋内水素濃度は、原子炉建屋燃料取替床の天井付近に分散させた適切な位置に配置し、想定される重大事故等時において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度を測定できる設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋内水素濃度は、原子炉建屋燃料取替床以外の水素が漏えいする可能性の高いエリアにも設置し、水素の早期検知及び滞留状況を把握できる設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。</p> <p>【大飯】 設備の相違【差異④】 ・大飯3／4は常設の水素濃度計であるため、保管数の記載はないが、泊は可搬型設備であるため保有数を記載。（伊方と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10.3 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度計は、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>9.6.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、原子炉建屋原子炉棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>復水移送ポンプの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>9.8.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出のアニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンの操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>General</p> <p>泊3号炉と大飯3／4号炉で、各設備の配置の相違はあるが、各設置箇所での環境条件を考慮する設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.10.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>アニュラス空気浄化ファンを使用した水素排出を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。 アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニットを使用したアニュラス空気再循環設備による水素排出を行う系統は、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用でき、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。アニュラス排気ファンは、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器排気筒は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>伊方3号炉 53条の参考掲載</p>	<p>9.6.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 静的触媒式水素再結合装置は、水素と酸素が流入すると触媒反応によって受動的に起動する設備とし、操作不要な設計とする。静的触媒式水素再結合装置動作監視装置及び原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室で監視が可能な設計とする。</p> <p>主蒸気逃がし安全弁、主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータは、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条の参考掲載</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>女川2号炉 51条の参考掲載</p>	<p>9.8.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットを使用したアニュラス空気浄化設備による水素排出は、想定される重大事故等時において、交流動力電源及び直流電源が健全である場合には設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にも設計基準対象施設として使用する場合の系統から切り替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用する設計とする。 アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤により操作が可能な設計とし、系統構成に必要なダンパは、中央制御室又は設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉では、アニュラス空気浄化フィルタユニットも記載した。(伊方と同様) 記載方針の相違【差異A】 ・アニュラス空気浄化設備による水素排出は、電源系が健全な場合、各機能のDB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。電源喪失時には、SA機能確立の操作を行いDB時の系統構成と同じにすることから、条件に応じて記載を書き分けた。(伊方と同様)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・排気筒は、電源系の状態によらず、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。(伊方と同様)</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>高压窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時ににおいて、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高压窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作及び設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高压窒素ガス供給系（非常用）及び代替高压窒素ガス供給系の高压窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 46条の参考掲載</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ」は、『6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。</p>
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サーバンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>			

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アニュラス水素濃度計の指示値は、中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置を使用したアニュラス部の水素濃度測定を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>また、切替えに伴う配管の接続は、簡便な接続規格とし、接続規格を統一することにより確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置の計装ケーブルの接続はコネクタとし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置の指示値は、中央制御室にて確認できる設計とする。アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、台車により運搬、移動ができる設計とともに、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>窒素ボンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）は、屋内のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p> <p>アニュラス水素濃度(AM)計測装置は、屋内のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 53条の参考掲載</p>	<p>9.6.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要機器仕様を第9.6-1表に示す。</p>	<p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>また、切替えに伴う配管との接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続することができる設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットに使用する計装ケーブルの接続はコネクタ接続とし、接続方式を統一することにより、確実に接続することができる設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの指示値は中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>9.8.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要仕様を第9.8.1表に示す。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・大飯3／4は常設の水素濃度計であるため、切替操作、接続操作を要しない。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・大飯3／4は常設の水素濃度計であるため、接続操作を要しない。 設計方針の相違【差異④】 ・大飯3／4は常設の水素濃度計であるため、運搬を要しない。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>アニュラス部からの水素排出に使用する系統（アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニット）は、多重性のある試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。よう素フィルタは、フィルタ取り外しができる設計とする。</p> <p>排気筒は、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス部からの水素排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アニュラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>9.6.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 静的触媒式水素再結合装置は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認として触媒カートリッジの水素処理性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。 原子炉建屋内水素濃度は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びに弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）の復水移送ポンプは、発電用原子炉の停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 51条の参考掲載</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は、発電用原子炉の停止中に内部構造物の外観の確認が可能な設計とする。また、放射性よう素フィルタは、発電用原子炉の停止中に内部に設置されている銀ゼオライト試験片を用いた性能の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 50条の参考掲載</p>	<p>9.8.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出に使用する系統は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認並びにダンパの開閉動作の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、アニュラス空気浄化設備による水素排出のアニュラス空気浄化ファンは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。よう素フィルタは、フィルタ取り外しが可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ」は、『6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水素濃度監視に使用するアニュラス水素濃度計は、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正ができる設計とする。</p>	<p>格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、発電用原子炉の停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度のサンプリング装置は、発電用原子炉の停止中に運転により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 52条より</p>	<p>アニュラス部の水素濃度監視に使用する可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、アニュラス部内雰囲気の水素濃度をサンプリング計測。大飯3／4は、アニュラス部内に常設した水素濃度計で直接計測という相違はあるが必要な水素濃度計測が可能である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 他記載と整合させ、機能・性能の確認を明確にした記載とした。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表2.10-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>・大飯の設備掲載順は、泊の掲載順に合わせて並び替えている。 ・泊が同一設備を複数箇所に記載する場合にも再掲はしていない。</p> <p style="text-align: center;">記載方針説明</p>	<p>第9.6-1表 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 静的触媒式水素再結合装置 種類 触媒式 個数 19 水素処理容量 約0.5kg/h (1個当たり) (水素濃度4.0vol%, 100°C, 大気圧において)</p> <p>(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(3) 原子炉建屋内水素濃度 第6.4-1表 計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第9.8.1表 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要仕様</p> <p>(1) アニュラス空気浄化設備による水素排出 a. アニュラス空気浄化ファン 第9.3.1表 アニュラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>b. アニュラス空気浄化フィルタユニット 第9.3.1表 アニュラス空気浄化設備の主要仕様に記載する。</p> <p>c. 排気筒 第8.2.4表 排気筒の主要仕様に記載する。</p> <p>(2) アニュラス部の水素濃度監視 a. 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備(重大事故等対処設備) 個数 1(予備1) 計測範囲 0~20vol%</p>	<p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉と大飯3／4号炉で、各設備の詳細仕様の相違はあるが、設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映 手段毎に記載する。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、可搬型設備のため予備の数も記載する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

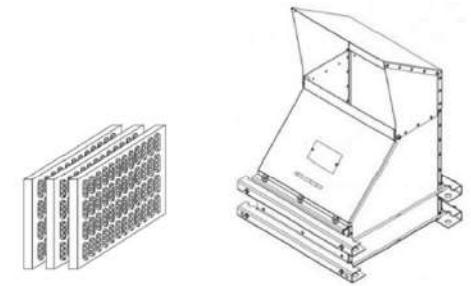
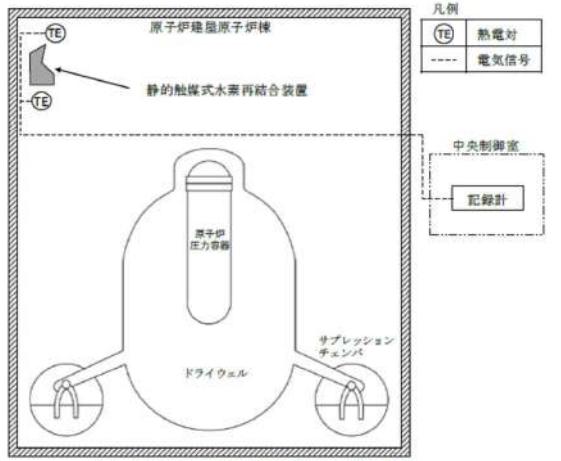
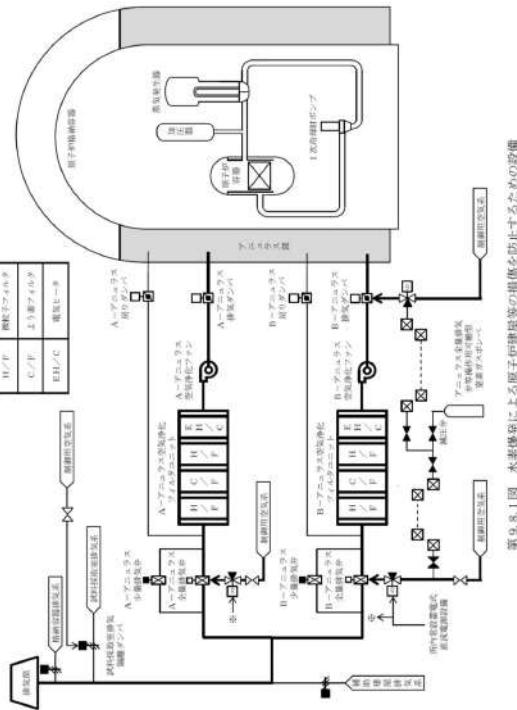
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>表2. 10-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>%</p> <p>(1) 室素ポンベ (代替制御用空気供給用)</p> <table> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>本数</td><td>10 (予備2)</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約7Nm³ (1本当たり)</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa [gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.88MPa [gage] (供給後圧力)</td></tr> </table> <p>(2) 可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用)</p> <table> <tr><td>型式</td><td>往復式</td></tr> <tr><td>台数</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約14.4m³/h (1台当たり)</td></tr> <tr><td>吐出圧</td><td>約0.88MPa [gage]</td></tr> </table>	種類	鋼製容器	本数	10 (予備2)	容量	約7Nm ³ (1本当たり)	最高使用圧力	14.7MPa [gage]	供給圧力	約0.88MPa [gage] (供給後圧力)	型式	往復式	台数	2 (予備1)	容量	約14.4m ³ /h (1台当たり)	吐出圧	約0.88MPa [gage]			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 ・手段毎に記載するため、(常設)と(可搬型)の表を分割しない構成としている。 <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の対応するSA設備「アニュラス全量排气弁等操作用可搬型室素ガスピンベ」は、『6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備』に記載する。
種類	鋼製容器																				
本数	10 (予備2)																				
容量	約7Nm ³ (1本当たり)																				
最高使用圧力	14.7MPa [gage]																				
供給圧力	約0.88MPa [gage] (供給後圧力)																				
型式	往復式																				
台数	2 (予備1)																				
容量	約14.4m ³ /h (1台当たり)																				
吐出圧	約0.88MPa [gage]																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

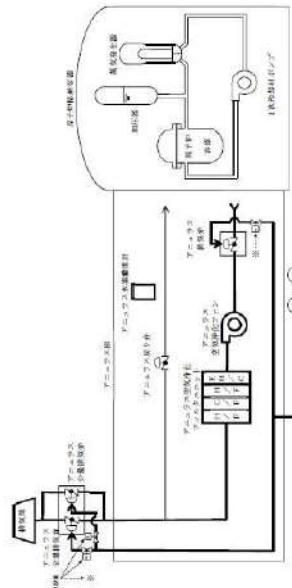
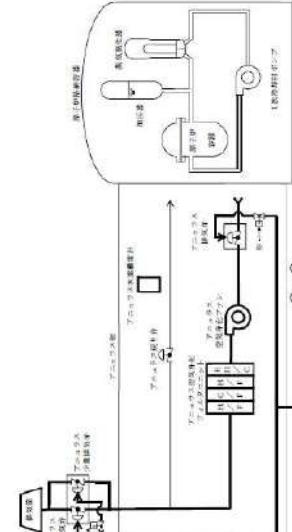
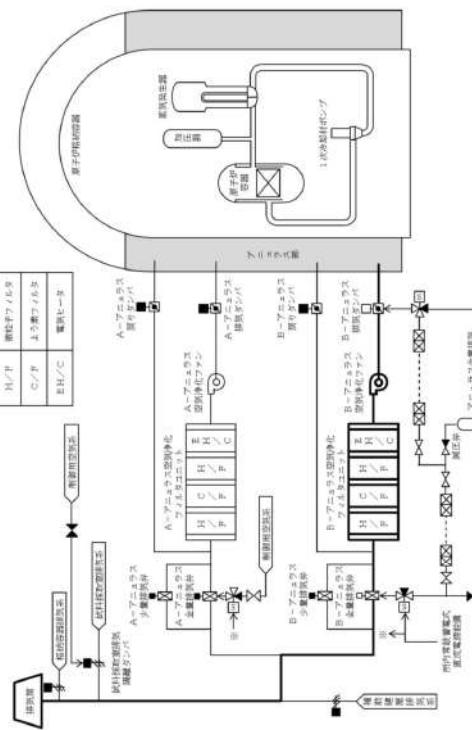
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊癬電所3号炉	相違理由
	 <p>熱膜カートリッジ 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>第9.6-1図 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備構造図 (静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制)</p>  <p>凡例 TE 热電対 --- 電気信号</p> <p>原子炉建屋原子炉棟 静的触媒式水素再結合装置 原子炉圧力容器 ドライウェル サブレーンションチュンバ (注) 19個のうち4個の静的触媒式水素再結合装置の 入口側及び出口側に熱電対を設置</p> <p>第9.6-2図 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備系統概要図 (静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制)</p>	 <p>第9.8-1図 アニユース空気供給装置による水素供給による水素爆発等の損傷を防止するための設備 系統概要図 (1) 水素供給による水素供給による水素供給等の損傷を防止するための設備</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は電源が健全である場合の概略系統図を記載していない。(DB 設計と同じ使用方法であるためと思われる。)</p> <p>【女川】 設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  <p>図5.8.2(1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 女川2号炉 (1)</p> <p>図5.8.2(2) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 女川2号炉 (2)</p>		 <p>図5.8.2(3) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 泊3号炉 (1)</p> <p>図5.8.2(4) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 泊3号炉 (2)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は、A、B系を記載。 ・大飯は、A、B両系を区別せず記載。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の系統図にて太線で示すポンベからの代替駆動源供給について、泊はまとめ資料の6.11項に記載(P53-33)のため太線としていない。</p> <p>図5.8.2(2) アニヨラ空気洗浄設備による水素排出(完全活動電源が喪失した場合) 系統概要図 (2)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 設計方針の相違【差異④】 ・大飯3／4は、サンプリング計測ではなく、アニュラス部内に常設した水素濃度計で直接計測するため、概略系統図を記載していない。</p> <p>第9.6-3図 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備系統概要図 (原子炉建屋水素濃度監視設備による水素濃度測定)</p> <p>第9.8-3図 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 系統概要図 (3) アニュラス部の水素濃度監測</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
第110.1項 重大事故等における対応手当と賠償する手順																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能構造を規定する 資料番号並びに記述</th> <th>対応手当</th> <th>対応手当</th> <th>新規 分類</th> <th>差異する手順</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">水素 爆発 対 応 手 段</td> <td>アニュラス空気供給化ファン^{※1} アニュラス空気供給化フィルタ ユニット</td> <td rowspan="7">重大 事 件 対 応 手 段</td> <td rowspan="7">アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順</td> <td rowspan="7">重 大 事 件 対 応 手 段</td> <td rowspan="7">女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び抑制の手順</td> <td rowspan="7">女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書</td> </tr> <tr> <td>電動式空気供給機 (内筒側用空気供給)</td></tr> <tr> <td>空気内筒側空気供給装置</td></tr> <tr> <td>空気外筒側空気供給装置</td></tr> <tr> <td>電動空氣筒^{※2}</td></tr> <tr> <td>重油タンク</td></tr> <tr> <td>タンクトローリー</td></tr> <tr> <td>アニュラス水素連通計</td> <td rowspan="7">重 大 事 件 対 応 手 段</td> <td rowspan="7">アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順</td> <td rowspan="7">女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順</td> <td rowspan="7">多 事 件 対 応 手 段</td> <td rowspan="7">女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書</td> </tr> <tr> <td>空気式水素連通装置^{※3}</td></tr> <tr> <td>液状化貯蔵タンク^{※4}</td></tr> <tr> <td>重油タンク^{※5}</td></tr> <tr> <td>タンクローリー</td></tr> <tr> <td>放電消音シングルモード</td></tr> <tr> <td>新規内筒側シリンジル^{※6} (直射式)</td> </tr> <tr> <td>新規内筒側空気ガス混合^{※7} (直射式)</td> <td rowspan="7">多 事 件 対 応 手 段</td> <td rowspan="7">女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順</td> <td rowspan="7">女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書</td> </tr> <tr> <td>新規外筒側ガス混合^{※8} (直射式)</td> </tr> <tr> <td>大量ポンプ^{※9}</td></tr> <tr> <td>回転式空気圧水噴射^{※10} (直射式)</td></tr> <tr> <td>新規空気ガス混合^{※11} (直射式)</td></tr> <tr> <td>新規空気水噴射^{※12} (直射式)</td></tr> <tr> <td>電動式空気^{※13} (内筒側用空気供給)</td> </tr> <tr> <td>可燃物燃焼装置^{※14}</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能構造を規定する 資料番号並びに記述	対応手当	対応手当	新規 分類	差異する手順	手順の分類	水素 爆発 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファン ^{※1} アニュラス空気供給化フィルタ ユニット	重大 事 件 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順	重 大 事 件 対 応 手 段	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び抑制の手順	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書	電動式空気供給機 (内筒側用空気供給)	空気内筒側空気供給装置	空気外筒側空気供給装置	電動空氣筒 ^{※2}	重油タンク	タンクトローリー	アニュラス水素連通計	重 大 事 件 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順	多 事 件 対 応 手 段	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書	空気式水素連通装置 ^{※3}	液状化貯蔵タンク ^{※4}	重油タンク ^{※5}	タンクローリー	放電消音シングルモード	新規内筒側シリンジル ^{※6} (直射式)	新規内筒側空気ガス混合 ^{※7} (直射式)	多 事 件 対 応 手 段	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書	新規外筒側ガス混合 ^{※8} (直射式)	大量ポンプ ^{※9}	回転式空気圧水噴射 ^{※10} (直射式)	新規空気ガス混合 ^{※11} (直射式)	新規空気水噴射 ^{※12} (直射式)	電動式空気 ^{※13} (内筒側用空気供給)	可燃物燃焼装置 ^{※14}			【大飯】 記載方針の相違 ・左記の表は、技術的能力まとめ資料と同一の表を SA 設備まとめ資料としても流用していたものであるが、設置許可添付八には記載しない表のため、女川同様削除する。
分類	機能構造を規定する 資料番号並びに記述	対応手当	対応手当	新規 分類	差異する手順	手順の分類																																								
水素 爆発 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファン ^{※1} アニュラス空気供給化フィルタ ユニット	重大 事 件 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順	重 大 事 件 対 応 手 段	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び抑制の手順	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書																																								
	電動式空気供給機 (内筒側用空気供給)																																													
	空気内筒側空気供給装置																																													
	空気外筒側空気供給装置																																													
	電動空氣筒 ^{※2}																																													
	重油タンク																																													
	タンクトローリー																																													
アニュラス水素連通計	重 大 事 件 対 応 手 段	アニュラス空気供給化ファンの自動起動を確認する手順	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順	多 事 件 対 応 手 段	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書																																									
空気式水素連通装置 ^{※3}																																														
液状化貯蔵タンク ^{※4}																																														
重油タンク ^{※5}																																														
タンクローリー																																														
放電消音シングルモード																																														
新規内筒側シリンジル ^{※6} (直射式)																																														
新規内筒側空気ガス混合 ^{※7} (直射式)	多 事 件 対 応 手 段	女文機動力機能が喪失した場合 水素爆発警報及び 抑制運動の手順	女心のまじい損傷及び 新規の設備を に対する適用手順書																																											
新規外筒側ガス混合 ^{※8} (直射式)																																														
大量ポンプ ^{※9}																																														
回転式空気圧水噴射 ^{※10} (直射式)																																														
新規空気ガス混合 ^{※11} (直射式)																																														
新規空気水噴射 ^{※12} (直射式)																																														
電動式空気 ^{※13} (内筒側用空気供給)																																														
可燃物燃焼装置 ^{※14}																																														

※1：大飯発電所3号炉では、この手当は「原子炉建屋の安全のための設備に関する手順」

※2：ノーザンセントラル電力株式会社で運営する

※3：泊発電所の例から引いた手順。第10.3項は「上記の機器の操作に関する手順」にて記載する。

※4：新規内筒側シリンジルと水素を抱き合せる手順。下部側面へ

※5：新規外筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※6：新規内筒側シリンジルと水素を抱き合せるための手順別別

※7：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※8：新規外筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※9：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※10：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※11：新規外筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※12：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※13：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

※14：新規内筒側ガス混合の手順を記載するための手順別別

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.10.1 適合方針 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	9.6 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 9.6.1 概要 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の構造図及び系統概要図を第9.6-1図から第9.6-3図に示す。</p> 9.6.2 設計方針 <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備として、静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける。</p> <p>また、原子炉建屋内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定するための設備として、原子炉建屋水素濃度監視設備を設ける。</p>	6.11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6.11.1 概要 <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の系統概要図を第6.11.1図に示す。</p> 6.11.2 設計方針 <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度制御設備として、アニュラス空気浄化設備による水素排出を設ける。</p>	【女川】 記載方針の相違 ・条文の記載に合わせた。 ・可搬型設備を含むことから保管についても記載した。
大飯3／4号炉 53-1頁の参考掲載	女川2号炉 53-1頁の参考掲載	(1) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (水素排出)	【大飯】 記載方針等の相違 ・泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。（以降同様）
水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラス部の水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する。	(1) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (水素排出)	女川2号炉 53-2頁の参考掲載	【大飯】 記載方針の相違 ・女川審査実績の反映 ・女川記載に合わせて、各項目内に記載を移動した。
大飯3／4号炉 53-2頁の参考掲載			

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる水素排出設備（アニュラス空気再循環設備による水素排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス排気ファン及びアニュラス排気フィルタユニット並びに窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p style="text-align: right;">伊方3号炉 53条より</p> <p>水素排出設備（アニュラス部からの水素排出）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気净化ファン、アニュラス空気净化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス空気净化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、アニュラス空気净化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することアニュラス部に水素が滞留しない設計とする。</p> <p>アニュラス空気净化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、アニュラス空気净化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">本記載は、53-3頁の再掲</p>	<p>a. 静的触媒式水素再結合装置による水素濃度の上昇抑制</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を使用する。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とする。</p> <p>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">女川2号炉 53-2～3頁の再掲</p>	<p>(i) アニュラス空気浄化設備による水素排出</p> <p>a. 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる設備</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器からアニュラス部に水素が漏えいした場合において、アニュラス部で混合された可燃限界濃度未満の水素を含む空気の放射性物質を低減し、排出するための重大事故等対処設備として、アニュラス空気浄化設備による水素排出を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、アニュラス空気浄化設備のB—アニュラス空気净化ファン、B—アニュラス空気净化フィルタユニット、ダクト、配管、ダンバ、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ、ホース及び弁類で構成する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、B—アニュラス空気净化ファンにより、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする水素等を含む空気を吸いし、B—アニュラス空気净化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させたのち排出することでアニュラス部に水素が滞留しない設計とし、格納容器内自然対流冷却又は代替格納容器スプレイによる原子炉格納容器の圧力及び温度低下機能と、原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタによる水素濃度低減機能とあいまって、原子炉建屋等の水素爆発を防止できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気净化ファンは、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。加えて、B—アニュラス空気净化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気净化設備の弁及びダンバは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備によりB系アニュラス空気净化設備の弁及びダンバの駆動用空気配管の電磁弁を開弁することで開操作が可能な設計とする。</p> <p>なお、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・本頁では、電源喪失時の手順に対応している。電源健全時は前頁に記載。（伊方同様）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・53条要求事項への対応として、女川は“水素濃度制御設備”を設けるのに対し、泊は“水素排出設備”を設ける対応のため、上の段落で大飯が記載している“排出”を表現する記載とする。</p> <p>【大飯】 設計方針の相違【差異③】 ・電源喪失時においては、B系のアニュラス空気浄化系のみを使用するが片側で十分にアニュラス部の水素低減が可能である。</p> <p>設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（代替空気供給用）という名称のとおり、アニュラス空気浄化設備の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊はアニュラス空気浄化設備の弁及びダンバ専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違【差異A】 ・本頁は、電源喪失時の対応を記載しており、非常用交流電源設備による給電は記載しない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>本記載は、53-3頁の再掲</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静的触媒式水素再結合装置 ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・常設代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、原子炉建屋原子炉棟を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>女川2号炉 53-3頁の再掲</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>女川2号炉 53-7頁の再掲</p>	<p>の圧力が低下した場合は、現場でアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-アニュラス空気浄化ファン（9.8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備） ・B-アニュラス空気浄化フィルタユニット（9.8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備） ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・代替所内電気設備（10.2 代替電源設備） ・所内常設蓄電式直流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>本系統の流路として、換気空調設備を構成する排気筒、アニュラス空気浄化設備のダクト、配管、弁及びダンパー、圧縮空気設備のうち制御用圧縮空気設備の配管及び弁並びにホース及び弁を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出のうちB-アニュラス空気浄化ファン及びB-アニュラス空気浄化フィルタユニットについては「9.8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・((代替空気供給用)という名称のとおり、アニュラス系の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。) <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・53条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の適合方針のため、非常用交流電源設備は使用しない。（伊方と同様。なお、伊方には記載がないため伊方を引用しない。） <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条にて基準適合性を記載せず他条で記載する設備については、各対応手段の末尾への記載ではなく、適合方針末尾（本箇所）へ一括して記載した。

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アニュラス部からの水素排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 53条 悪影響防止（53-9頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガスボンベは、予備のポンベも含めて、原子炉建屋付属棟内に分散して保管及び設置し、原子炉格納容器内の主蒸気逃がし安全弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータと共に要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.1 多様性、位置的分散の参考掲載</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、通常時は弁により他の系統と隔離し、弁操作等により重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.2 悪影響防止の参考掲載</p> <p>原子炉補機代替冷却水系は、通常時は熱交換器ユニットを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）と原子炉補機代替冷却水系を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>熱交換器ユニット及び大容量送水ポンプ（タイプI）は、輪留めによる固定等をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>女川2号炉 48条の参考掲載</p>	<p>6.11.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベは、予備のポンベも含めて、通常時接続せず、周辺補機棟内に保管及び設置し、周辺補機棟内の制御用空気圧縮機と異なる区画に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>6.11.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出は、通常時はアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、制御用圧縮空気設備とアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベを使用するアニュラス空気浄化設備による水素排出を同時に使用しないことにより、相互の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。泊はアニュラス空気浄化設備の弁及びダンバ専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・ポンベは可搬型設備であるため固縛による悪影響防止を記載した。</p>

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアニュラス浄化排気弁等が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものと3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ポンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ポンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 53条 容量等（53-12頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、主蒸気逃がし安全弁を作動させ、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させるために必要となる容量を有するものを高圧窒素ガス供給系（非常用）で1セット8本、代替高圧窒素ガス供給系で1セット3本の合計1セット11本使用する。保有数は、1セット11本に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として11本の合計で22本を保管する。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.3 容量等の参考掲載</p> <p>窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）は、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管容積分の加圧及び弁作動回数を考慮した容量に対して十分な容量を有したもの1セット1個を使用する。保有数は、1セット1個に故障時及び保守点検による待機除外のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>伊方3号炉 53条の参考掲載</p>	<p>6.11.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、想定される重大事故等時において、空気作動式であるB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバを全開にするために必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を確保するため1セット1個使用する。保有数は、1セット1個に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 ・（代替空気供給用）という名称のとおり、アニュラス系の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。 ・泊はB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバ専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。 記載方針の相違 ・泊3号炉は、単独申請のため複数号炉での共有に関する記載はない。 ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。（バックアップ保有数の考え方は43条補足資料に整理。）</p>
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 53条 環境条件等（53-13頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、原子炉建屋付属棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスポンベの予備との取替え及び常設設備との接続は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条_6.8.2.4 環境条件を参考掲載</p> <p>可搬型窒素ガス供給装置の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>女川2号炉 52条 環境条件等の参考掲載（現場操作を要する設備の記載）</p>	<p>6.11.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、周辺補機棟内に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ及び可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。泊は専用の窒素ポンベで十分な容量を有している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作又は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>代替高圧窒素ガス供給系は、重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、中央制御室の操作スイッチでの操作及び設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>高圧窒素ガスポンベを接続する接続口については、簡便な接続とし、一般的に用いられる工具を用いて確実に接続ができる設計とする。</p>	<p>6.11.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベを使用したB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバは、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から接続、弁操作等により速やかに切り替えられる設計とし、系統構成に必要な弁は、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、人力による運搬が可能な設計とし、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて固縛による固定等が可能な設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの出口配管と制御用圧縮空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続することができる設計とする。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの取付継手は、他の窒素ポンベ（加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ及び格納容器空気サンブルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ）と同一形状とし、一般的に使用される工具を用いて確実に接続できるとともに、必要により窒素ポンベの交換が可能な設計とする。</p>	<p>設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・可搬型設備については、アクセスルートを確保することを明示した。(伊方と同様、女川にも可搬型設備にはアクセス可能な設計であることを記載している。)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊3号炉は、単独申請のため複数号炉の記載はない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・窒素ガスポンベの取合い部が同一形状の取付継手を使用することを簡潔に表現した。</p>
<p>大飯3／4号炉 53条 操作性（53-15頁）の再掲</p>	<p>女川2号炉 46条 6.8.2.5 操作性の参考掲載</p>	<p>6.11.3 主要設備及び仕様 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要仕様を第6.11.1表に示す。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>アニュラス部からの水素排出に使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アニュラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は規定圧力が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>大飯3／4号炉 53条 試験検査（53-17頁）の再掲</p>	<p>高圧窒素ガス供給系（非常用）は、発電用原子炉の停止中に機能・性能確認として、系統の供給圧力の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、高圧窒素ガス供給系（非常用）及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>女川2号炉 46条 6.8.4 試験検査の参考掲載</p>	<p>6.11.4 試験検査 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>アニュラス空気浄化設備による水素排出のアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパーの駆動用空気配管への窒素供給により、弁の開閉試験を行うことで機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、発電用原子炉の運転中又は停止中に規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異②】 ・大飯では窒素ポンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。 記載方針の相違 ・加圧媒体は窒素ポンベであることから、供給気体は窒素となる。 ・他記載と整合させ、窒素供給による弁の開閉試験が機能・性能の確認であることを明示した。</p>

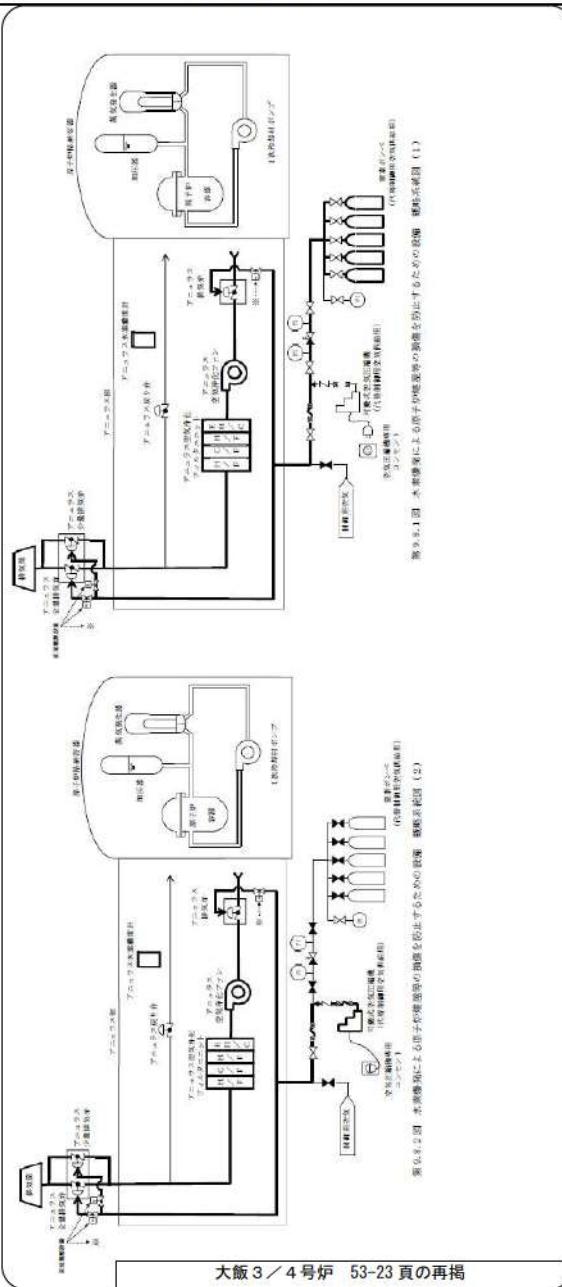
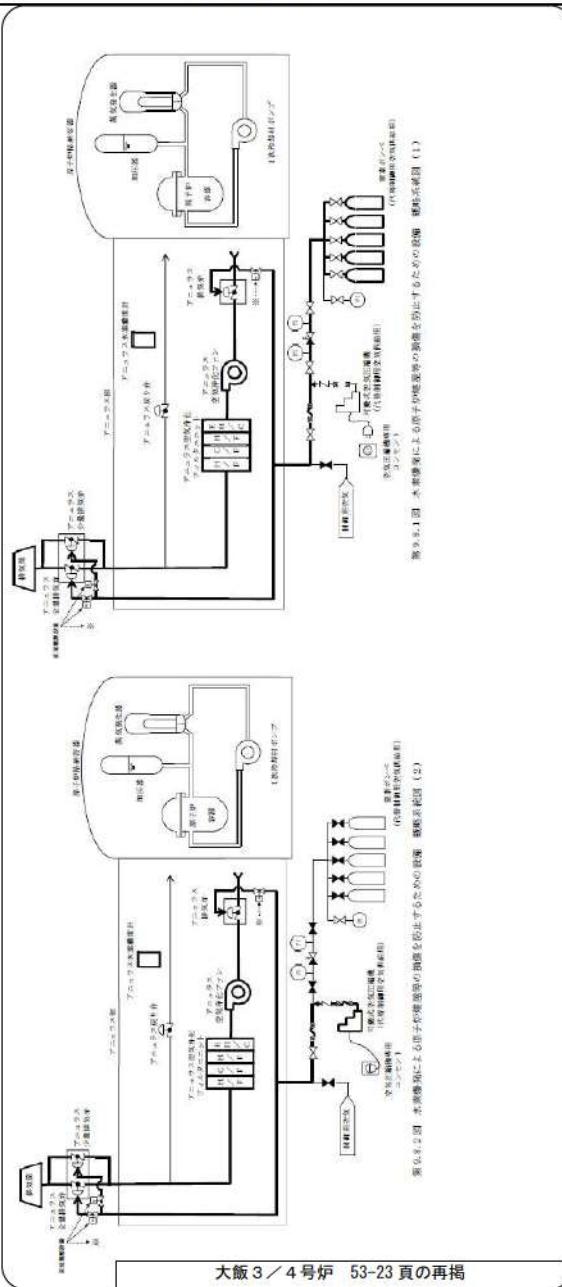
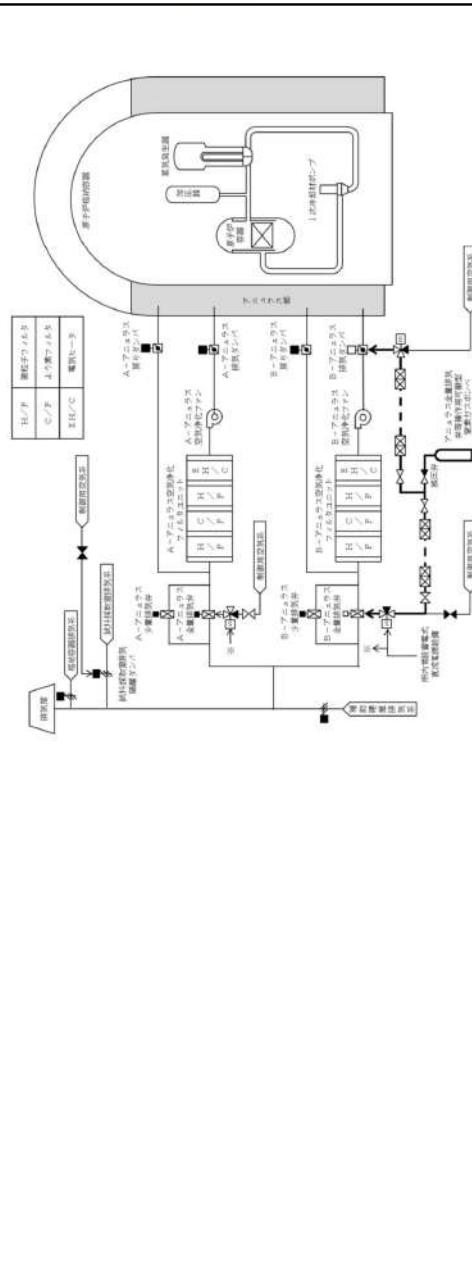
第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>表2. 10-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 氮素ボンベ（代替制御用空気供給用）</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>本数</td><td>10（予備2）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約7Nm³（1本当たり）</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> </table> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）</p> <table border="1"> <tr><td>型式</td><td>往復式</td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約14.4m³/h（1台当たり）</td></tr> <tr><td>吐出圧</td><td>約0.88MPa[gage]</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">大飯3／4号炉 53-20 頁の再掲</p>	種類	鋼製容器	本数	10（予備2）	容量	約7Nm ³ （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）	型式	往復式	台数	2（予備1）	容量	約14.4m ³ /h（1台当たり）	吐出圧	約0.88MPa[gage]		<p>第6.11.1表 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の主要仕様</p> <p>(1) アニュラス空気浄化設備による水素排出 a. アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">第6.12.1表 アニュラス空気浄化設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】 設計方針の相違【差異①】 ・大飯では窒素ボンベに加え可搬式空気圧縮機を整備している。（代替空気供給用） という名称のとおり、格納容器サンプル用の弁のみならず他に代替空気供給が必要なものへの供給を賄う設備として設けている。）泊は専用の窒素ボンベで十分な容量を有している。</p>
種類	鋼製容器																				
本数	10（予備2）																				
容量	約7Nm ³ （1本当たり）																				
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																				
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																				
型式	往復式																				
台数	2（予備1）																				
容量	約14.4m ³ /h（1台当たり）																				
吐出圧	約0.88MPa[gage]																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図9.8.2(1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 総説・本論図(1)</p> <p>図9.8.2(2) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 総説・本論図(2)</p> <p>大飯3／4号炉 53-23頁の再掲</p>	 <p>図9.8.1(1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 総説・本論図(1)</p>	 <p>図6.1(1) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 総説・本論図(1)</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は、A、B系を記載。 ・大飯は、A、B両系を区別せず記載。</p> <p>設計方針の相違【差異②、③】 ・代替空気供給をする範囲、供給設備（ボンベ、空気圧縮機）の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の系統図にて太線で示すアニュラス排気系について、泊はまとめ資料の9.8項に記載(P53-23)のため太線としていない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】</p> <p>< 添付資料 目次 ></p> <p>3.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>3.10.1 設置許可基準規則第53条への適合方針</p> <p>(1) 静的触媒式水素再結合装置の設置(設置許可基準規則解釈の第1項a), c)</p> <p>(2) 原子炉建屋水素濃度監視設備の設置(設置許可基準規則解釈の第1項b), c)</p> <p>(3) 自主対策設備の整備</p> <p>3.10.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.10.2.1 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>3.10.2.1.1 設備概要</p> <p>3.10.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>(2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</p> <p>3.10.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.10.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.10.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	<p>2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 【53条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>2.10.1 設置許可基準規則第53条への適合方針</p> <p>(1) アニュラス空気浄化設備による水素排出（設置許可基準規則本文、解釈の1 b), c)</p> <p>(2) アニュラス部の水素濃度監視（設置許可基準規則本文、解釈の1 c), d)</p> <p>(3) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) アニュラス水素濃度による水素濃度測定</p> <p>2.10.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.10.2.1 アニュラス空気浄化設備による水素排出</p> <p>2.10.2.1.1 設備概要</p> <p>2.10.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) アニュラス空気浄化ファン</p> <p>(2) アニュラス空気浄化フィルタユニット</p> <p>(3) 排気筒</p> <p>(4) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ</p> <p>2.10.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.10.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.10.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.10.2.1.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。（炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した）</p> <p>設備の相違</p> <p>常設設備と可搬型設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.10.2.2 原子炉建屋水素濃度監視設備</p> <p>3.10.2.2.1 設備概要</p> <p>3.10.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>3.10.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.10.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.10.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.10.3 その他設備</p> <p>3.10.3.1 原子炉格納容器頂部注水系</p> <p>3.10.3.1.1 設備概要</p> <p>3.10.3.1.2 他設備への悪影響について</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.10.2.2 アニュラス部の水素濃度監視</p> <p>2.10.2.2.1 設備概要</p> <p>2.10.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</p> <p>2.10.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.10.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.10.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備の相違 常設設備と可搬型設備の相違</p>

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA54-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

令和5年7月
北海道電力株式会社

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等をとりまとめた資料1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記5件
 - ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p54-14】
 - ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】
 - ・まとめ資料の構成を、女川まとめ資料と同様に設置変更許可申請書の構成と同じにした。【全般】
 - ・類似する重大事故等対処手段を比較対象として、記載表現、構文を可能な限り取り入れた。【全般】
 - ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の設備分類を新たに設定し、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を既設置許可申請書にある設備分類の中に“重大事故等時”として追加する構成とした。ただし、本条においては重大事故等対処設備（設計基準拡張）はない。【全般】
- c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし
- d. 当社が自主的に変更したもの：なし

1-3) パックフィット関連事項

なし

2. まとめ資料との比較結果の概要

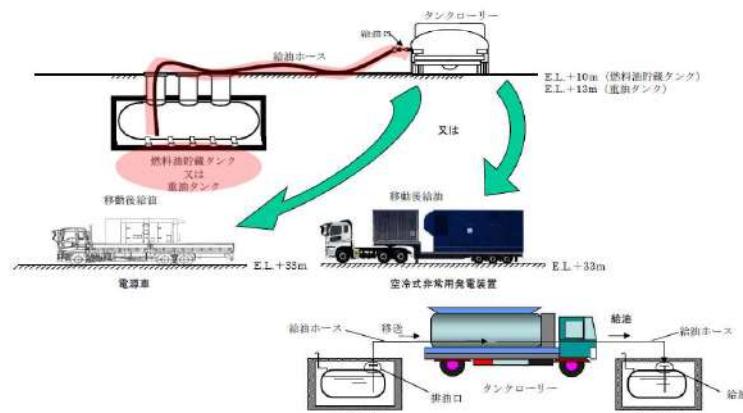
2-1) 編集上の差異

【差異 A】 他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段の文章末尾に記載していたが、泊では4.2.2 設計方針 の末尾に一括して記載した。
 （なお、伊方3号炉と同様の編集方針である。また、女川も同様に 4.3.2 設計方針 の末尾に一括して記載している。）

2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】大飯3／4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型大型送水ポンプ車等の燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）を用い、タンクローリーによる貯油槽又は燃料タンク（SA）からの直接汲み上げ若しくは燃料油移送ポンプを用いて貯油槽からタンクローリーに移送して使用する。

【差異②】可搬型設備への燃料の給油のため、（可搬型）タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。（美浜3号と同様）



大飯3／4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

（可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用）

- ・空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
上記以外の設備
：軽油を使用
- ・重油の保管方法
：燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・燃料の汲み上げ方法
：タンクローリーの直接汲み上げ

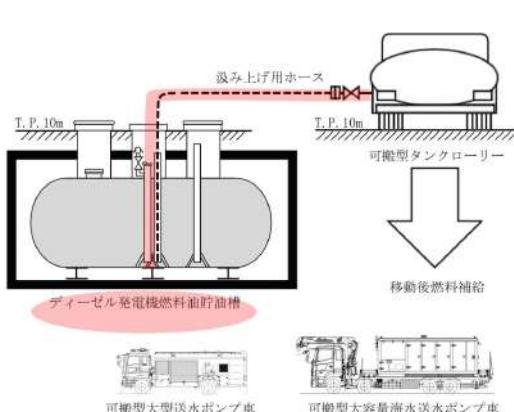
泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

（可搬型設備の燃料として軽油のみ使用）

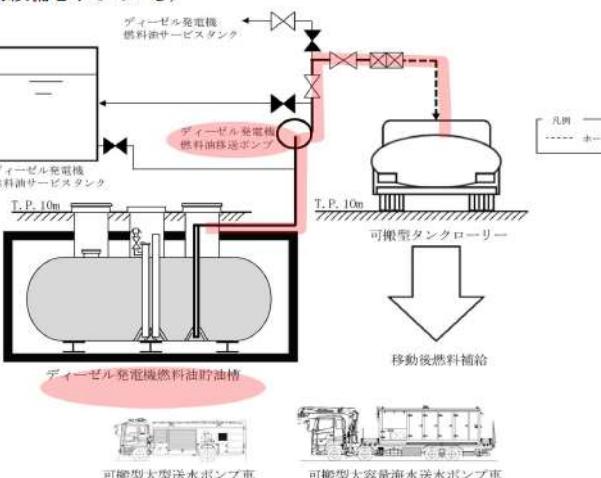
- ・燃料を必要とするSA設備
：軽油を使用
- ・軽油の保管方法
：ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）
- ・燃料の汲み上げ方法
：タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ

大飯3/4号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ

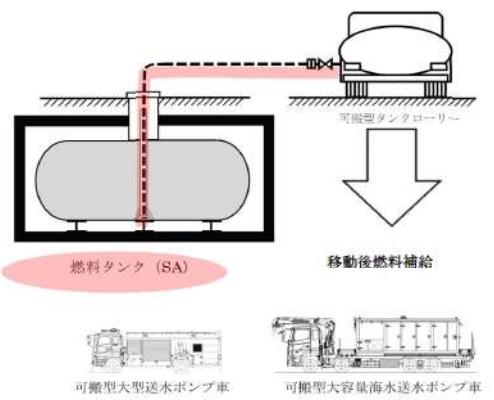
(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(直接汲み上げ時)



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給
(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)



泊3号炉 燃料タンク (SA) から各設備への補給

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
2-2) 対応手順・設備の主要な差異（つづき）			
【差異③】大飯 3/4 号炉は、放水砲の使用にあたって、大容量ポンプ（放水砲用）を 2台直接に接続して 2台の放水砲で 3号炉及び 4号炉に同時に放水する設備構成としているが、泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車 1台と放水砲 1台の組合せにて放水する設備構成としている。（伊方 3号と同様）			
<p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 概略系統図（2）</p> <p>大飯 3／4 号炉 原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 (概略系統図より引用。本図では片号炉への放水を示している。)</p>			
<p>泊 3号炉 燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-3) 名称が違うが同等の設備			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉		
送水車	可搬型大型送水ポンプ車		
スプレイヘッダ	可搬型スプレイノズル		
大容量ポンプ（放水砲用）	可搬型大容量海水送水ポンプ車		
タンクローリー	可搬型タンクローリー		
可搬式使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位（可搬型）		
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ		
使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置		
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機)		

2-4) その他 3連比較表の作成方針

- 本3連比較表は、基準適合に係る設計を反映するために比較するプラントとして同一炉型（PWR）である大飯発電所3／4号炉のまとめ資料と泊3号炉のまとめ資料を比較し、凡例に従い記載の相違箇所と相違理由を整理した後、先行審査実績を反映するために比較するプラントとして女川2号炉の設置変更許可申請書の記載を取り込む手順にて作成した。
- 女川2号炉の記載を取り込んだ結果、大飯3／4号炉と記載の相違が生じることとなるが、この相違理由は女川との記載の統一によるものであり、凡例に従って大飯3／4号炉の文字色を変更することにより同一炉型での相違箇所と相違理由が埋もれてしまう場合があることから、当初記載した文字色は原則変更しないよう作成した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】</p> <p>2.11.1 適合方針</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】</p> <p>4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>4.3.1 概要</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールの冷却等のための設備の系統概要図を第4.3-1図から第4.3-9図に示す。</p>	<p>2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】</p> <p>4.2 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>4.2.1 概要</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備の系統概要図を第4.2.1図から第4.2.4図に示す。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 ・「貯蔵槽」とするのは大飯と同様</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・上段落に合わせて「当該」を記載。（大飯と同様）</p>